

第6次江津市総合振興計画

後期基本計画



「小さくともキラリと光るまち ごうつ」をめざして



江津市では、令和2年に策定した第6次江津市総合振興計画に基づき、「地域力の向上」「協働のまちづくり」をキーワードに本市の地域資源を活かした取り組みを展開しています。

また、人口減少を克服し、持続可能なまちづくりを実現するため策定した第2期江津市版総合戦略を同計画の重点プロジェクトとして位置づけ、各種施策の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年加速度的に進行する人口減少をはじめとする社会の急激な変化は、個人の価値観を多様化させ、社会構造をより一層複雑化させています。加えて、これから訪れる超少子高齢化社会においては、社会的な繋がりづくりがより一層重要となります。このような社会においては、個々が互いに支えあい、学びあい、成長をすることによって、個人が幸福を追求できる、共助の環境整備を行うことが重要です。

こうした時代の潮流や社会情勢の変化に対応するため、本計画における基本計画策定方針に基づき、「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」を策定しました。

この計画では、第6次江津市総合振興計画に掲げた基本構想を発展的に継承しています。また、人口減少対策により重きを置いた、第3期江津市版総合戦略を本計画の重点プロジェクトとして位置付けています。

第6次江津市総合振興計画の後半5年間においては、目まぐるしく変動する現代社会にあっても着実な歩みを進め、人口減少に抗いながら、持続可能なまちづくりに努め、第6次総合振興計画のスローガンである「小さくともキラリと光るまち ごうつ」を実現するべく、全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた江津市総合振興計画審議会委員のみなさまをはじめ、ご協力いただいた市民、関係者の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和7年6月

江津市長 中村 中

目 次

| | |
|---|----|
| 第 1 部 序論..... | 1 |
| 第 1 章 計画の概要..... | 2 |
| 第 2 章 江津市の概況..... | 6 |
| 第 3 章 本市を取り巻く時代の潮流..... | 17 |
| 第 4 章 まちづくりの主要課題と今後の視点..... | 20 |
| 1. 市民アンケートなどからみる取り組みの評価..... | 20 |
| 2. 今後のまちづくりの視点..... | 24 |
| 第 2 部 基本構想..... | 27 |
| 第 1 章 将来像..... | 28 |
| 1. まちづくりのスローガン..... | 28 |
| 2. まちづくりの将来像..... | 29 |
| 3. 目標人口..... | 30 |
| 第 2 章 計画の大綱..... | 31 |
| 1. 計画の体系..... | 31 |
| 2. 基本目標と基本方針..... | 33 |
| 第 3 部 基本計画..... | 37 |
| 第 1 章 前期基本計画の振り返り..... | 38 |
| 第 2 章 施策..... | 42 |
| 基本目標 1 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり..... | 43 |
| 基本方針 1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり..... | 43 |
| 基本方針 2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり..... | 56 |
| 基本目標 2 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり..... | 63 |
| 基本方針 3 健康で安心して暮らせるまちづくり..... | 63 |
| 基本方針 4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり..... | 81 |

| | |
|---|-----|
| 基本目標 3 いきいきとした人づくり・地域づくり | 103 |
| 基本方針 5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり | 103 |
| 基本方針 6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり | 112 |
| | |
| 第3章 基本目標を横断する方針 | 118 |
| | |
| 第4部 重点プロジェクト（第3期江津市版総合戦略） | 127 |
| | |
| 人口減少対策・地方創生の基本的な考え方 | 128 |
| 1. 人口ビジョンを踏まえた中長期視野（2050年を展望） | 128 |
| 2. めざす将来の姿の実現に向けた基本目標のまとめ | 129 |
| 3. 子どもたちの未来のためにめざす人口目標 | 130 |
| 4. 人口減少下におけるコミュニティ活動と関係人口 | 131 |
| 5. 総合戦略の各基本目標における重点的対象 | 134 |
| 6. 総合戦略の目標数値と実施施策の運用方針 | 134 |
| 7. 基本目標毎の方針と施策内容 | 135 |
| | |
| 第5部 資料編 | 145 |

第 1 部 序論

第1章 計画の概要

1. 後期基本計画策定の趣旨

本市では、令和2年度（2020年度）を初年度とする「第6次江津市総合振興計画」を策定し、基本理念である「小さくともキラリと光るまち ごうつ」に基づいて、本市の美しい海・山と江の川の自然を活かし、「元気」と「勇気」を持って市民と一緒に歩み、江津市に係るすべての人が「感動」を胸に宿せるまちの実現に努めてきました。

しかし、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症による社会的変容は社会的慣習のみならず個人的な価値観にも大きな影響を与えました。また、令和2年（2020年）、令和3年（2021年）に立て続けに本市を襲った豪雨災害をはじめ、近年、全国各地において、大規模な自然災害が後を絶ちません。さらに、少子高齢化を伴う人口減少社会に突入し、国内市場の縮小や労働人口の減少に伴う経済活動への影響、税収の減少や社会保障費の増大などによる国や地方公共団体の財政悪化、地域社会における人間関係の希薄化など、さまざまな課題があり、これまで以上に人々が支え合いを大切にし、お互いに学び・成長していく必要があります。

これらの行政課題に対して本市の特性や地域資源を活かしながら、協働のまちづくりをさらに推進し、本計画においてめざすべき将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な市政運営の指針として後期基本計画を定めるものです。

2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「重点プロジェクト」、「実施計画」で構成し、令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）の10年間を計画期間とします。

（1）基本構想

まちの将来像を示し、その実現に向けた施策の大綱を定めるものです。

（2）基本計画

基本構想に掲げた施策の大綱に基づき、取り組むべき施策を示します。基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すことがあります。

（3）重点プロジェクト（第3期江津市版総合戦略）

人口減少対策として取り組む事業を「重点プロジェクト」としてまとめ、下記のとおり展開していきます。

①計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

②計画の構成

・人口ビジョンを踏まえ、政策分野ごとに戦略の基本目標を掲げます。

- ・各基本目標には5年後の数値目標を設定します。
- ・基本目標と数値目標の達成に向けて、どのように施策を推進していくか、基本施策と具体的な取り組みを掲げます。

③結果の検証

施策の進捗度合いを確認するとともに、その効果を毎年度評価検証し、必要に応じて改定を加えます。

④多様な視点による効果の検証

市民代表を始め、産業、金融、メディア、教育関係など、市内外の委員で構成する江津まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会による、妥当性や客観性のある効果検証を行います。

⑤推進体制

市長を本部長とする江津まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、各種施策の推進をしていきます。

(4) 実施計画

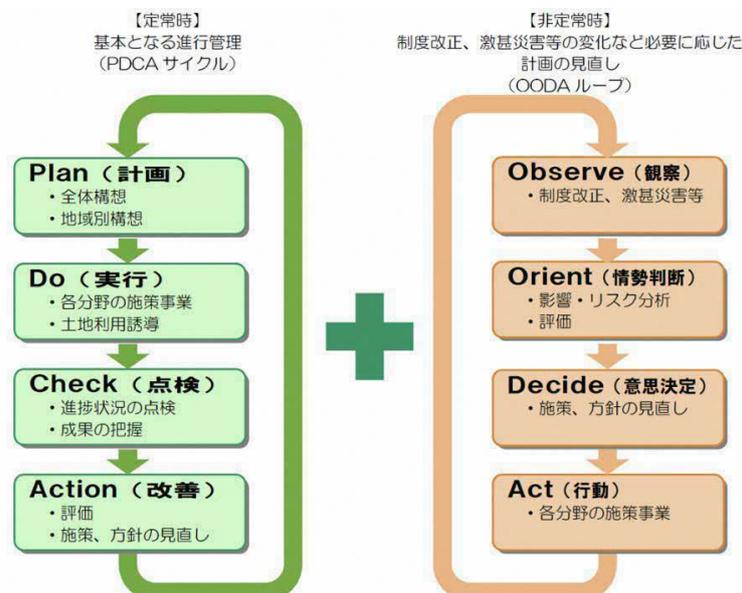
「実施計画」は、基本計画に定められた施策を具体的に実施するための事業をまとめた計画であり、毎年度、行政評価により計画の着実な進展を図ります。

3. 計画の検証及び推進

(1) 計画実現のためのPDCAサイクル・OODAループの構築

本計画を効率的、効果的に進めていくために、PDCAサイクルの手法を活用します。また、先のコロナ禍や集中豪雨などの災害発生時にも迅速かつ柔軟に計画を見直せるよう、非常時のOODAループの手法を併用します。

PDCAサイクル及びOODAループに関しては、これまでの運営方法を見直した上で、運営体制の構築から定常時から非定常時へ移る条件、評価項目の精査などを実施し、適切な運用を推進していきます。



(2) 検証及び推進

ア) 施策の方向性・進捗状況の確認

本計画の施策の進捗と方向性について確認を行います。取り組みが、本計画の方針に沿って進んでいるかを点検し、現状の課題や問題点を把握します。

イ) 点検結果の活用

施策の進捗度合いを確認するとともに、その効果を評価検証し、必要に応じて改定を加えます。

ウ) 定期的な見直し

国・県の各種計画や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて、本計画を見直します。

4. 計画の実行方針

本計画の実行に向けて、3つのマクロ・マイクロ双方の視点から総合振興計画を整理し、より市の実情に即しつつ、中長期の展望に基づいた実施方針を作成します。

1. 計画・政策に関するマクロ視点・マイクロ視点

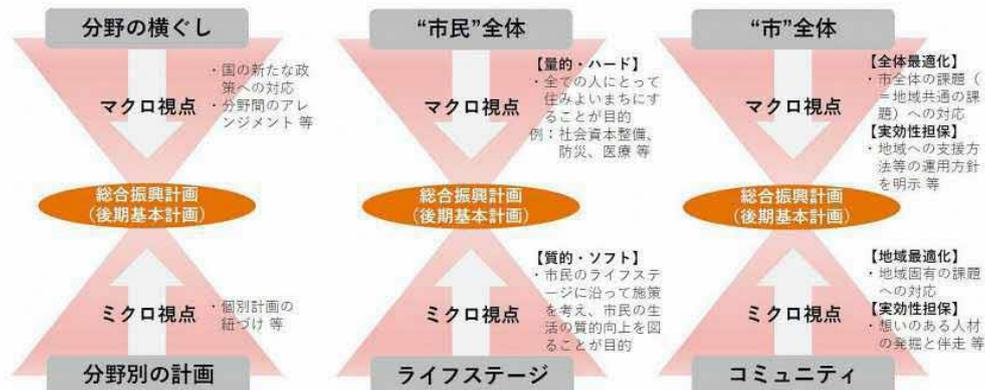
- マクロ視点については、国の政策や世論を踏まえた包括的な施策方針を検討し、マイクロ視点については、江津市の分野別計画間における関係性を把握した上での協調を検討していきます。

2. 江津市民に関するマクロ視点・マイクロ視点

- マクロ視点については、江津市の住みやすさを中心に検討し、マイクロ視点については、江津市民のライフステージに焦点を当て、対応した施策を検討し、市民生活の質的向上を目指します。

3. 江津市の課題に関するマクロ視点・マイクロ視点

- マクロ視点については、江津市の地域共通課題に着目した解決方法を規定・実施し、マイクロ視点については、各地域特有の課題に着目した解決方法を規定・実施していきます。



5. 計画の運用方針

本市の計画の運用においては下記の点を考慮に入れ運用します。

4. 国の政策動向を踏まえた計画管理
 - 各個別計画と総合振興計画との整合性確保や、国の政策動向を見据えた将来的施策の立案において、庁内での勉強会を始めとする庁内中間評価を実施するとともに、第三者視点及び専門性の観点から外部人材の活用についても視野に入れた運営・管理を行います。

5. 江津市の将来を担う若年層へのアプローチ
 - 市の将来を担う若年層に対して、市政への要望取得や積極的な市政への参加を促すために、小学校～高等学校の総合的な学習(探求)やふるさと・キャリア教育を通じて若年層への取組を積極的に推進します。

6. 地域づくり計画・総合計画の整合性とモデル地区の創出
 - 地域コミュニティ組織との積極的な意見交換や各計画の進捗確認を行うことで、地域づくり計画と総合計画との整合性を図るとともに、情報共有会を活用した他地区への情報・課題点・解決案などの共有を行い、より効果的な取り組みを推進します。
 - 各地域の特色や文化の違いによって、地域ごとに要望や課題が異なる場合があります。そのため、各地域と施策の内容・効果を十分に考察し、モデル地区として重点的な支援を実施することも検討します。モデル地区創出に際しては、公平性に十分配慮するとともに、課題・成果・取組施策などを横展開し、各地区の取組に活かしていきます。

第2章 江津市の概況

1. 本市の概要

(1) 地勢

本市は、島根県のほぼ中央部に位置し、面積は 268.24 km²です。日本海と中国山地に挟まれ、平地が少なく急峻かつ複雑な地形となっています。

本市の中心部を流れる江の川は、中国地方最大の流域面積を持つ川で、河川延長が 194.0km（島根県内 91.3km）あり、広島県山県郡北広島町を水源として八戸川をはじめとした数々の河川と合流し、本市を河口として日本海へ注いでいます。

(2) 沿革

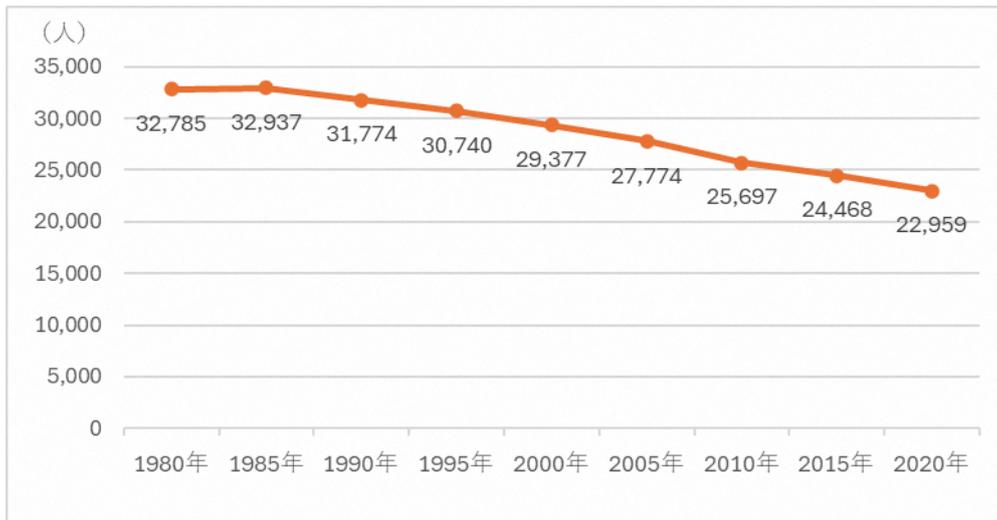
| | | |
|------------------|--------|--------------------------------------|
| 昭和 26 年 4 月 1 日 | 合併 | 都治村、黒松村、波積村（江東村設置） |
| 昭和 27 年 4 月 1 日 | 境界変更 | 江東村の一部（大字波積北の一部）を福波村へ |
| 昭和 29 年 4 月 1 日 | 合併（市制） | 江津町、都野津町、川波村、跡市村、松川村、川平村、江東村、二宮村、浅利村 |
| 昭和 29 年 10 月 1 日 | 境界変更 | 桜江村の一部（大字清見、井沢の一部） |
| 昭和 31 年 8 月 1 日 | 境界変更 | 国府村の一部（大字本明、上有福） |
| 平成 16 年 10 月 1 日 | 編入 | 桜江町 |

2. 人口・世帯・就業動向など

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は年々減少傾向にあり、昭和60年(1985年)の32,937人から令和2年(2020年)の22,959人までの35年間で9,978人の減少となっています。

■ 人口の推移



資料：「国勢調査(各年10月1日)」総務省

世帯数は平成12年(2000年)をピークに減少傾向にあり、核家族化が進行しています。令和2年(2020年)は9,894世帯です。昭和60年(1985年)時点で1世帯当たり平均人員は3.09人で、3人を超えていた世帯規模は年々小家族化が進み、令和2年(2020年)の1世帯当たり平均人員は2.32人となっています。

■ 世帯数・世帯規模の推移



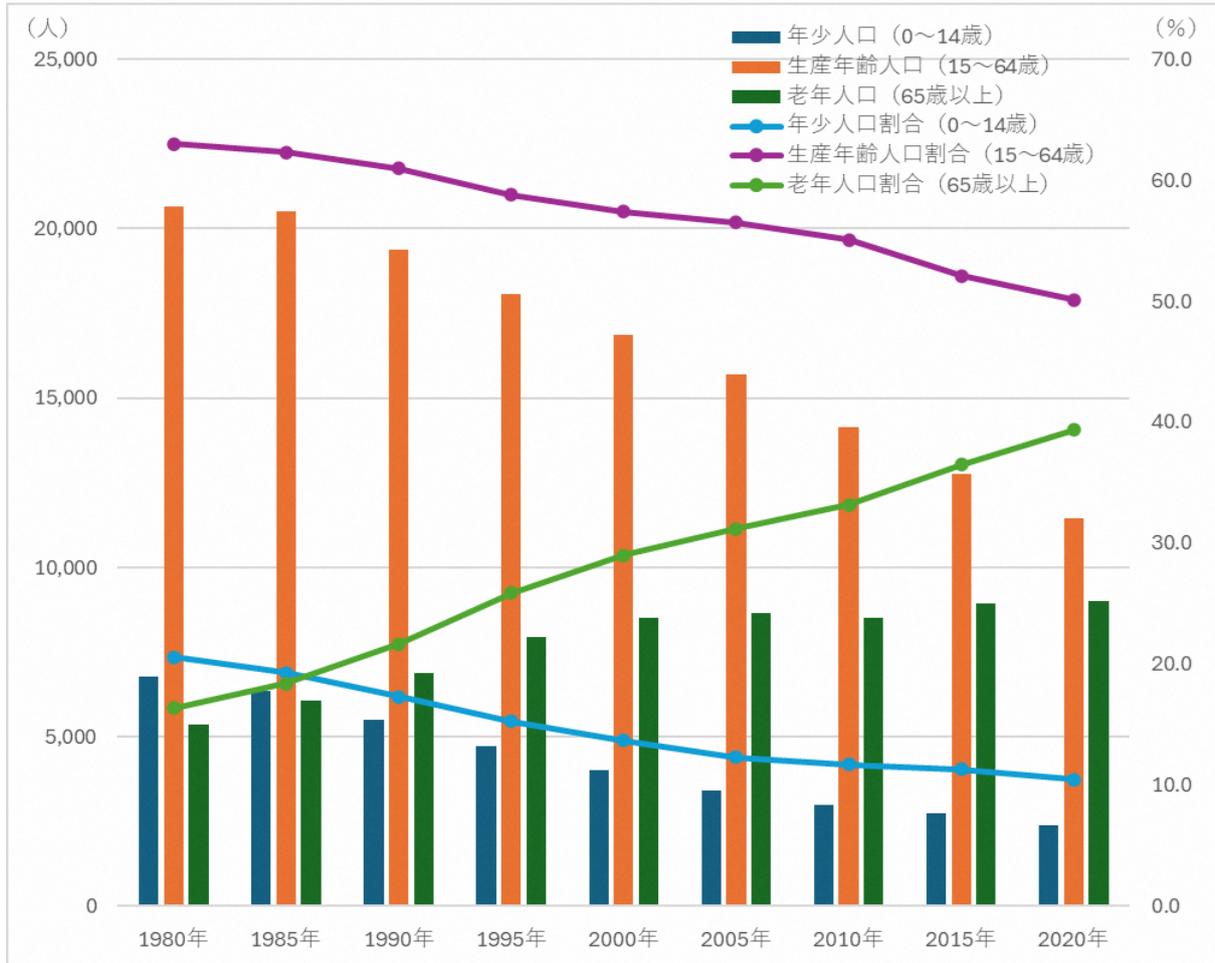
資料：「国勢調査(各年10月1日)」総務省

(2) 3区分年齢別人口構成の推移

総人口は減少が続き、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は年々上昇しています。令和2年（2020年）時点で39.4%と高齢者の割合が概ね4割となっています。

一方、年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）と生産年齢人口比率（15歳以上64歳以下人口が総人口に占める割合）は年々低下しています。

■ 年齢別人口構成比の推移



| | | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 |
|-------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口(人) | 総人口 | 32,785 | 32,937 | 31,774 | 30,740 | 29,377 | 27,774 | 25,697 | 24,468 | 22,959 |
| | 年少人口(0~14歳) | 6,769 | 6,358 | 5,510 | 4,718 | 4,010 | 3,429 | 2,999 | 2,760 | 2,403 |
| | 生産年齢人口(15~64歳) | 20,647 | 20,517 | 19,377 | 18,060 | 16,854 | 15,689 | 14,157 | 12,745 | 11,467 |
| | 老年人口(65歳以上) | 5,369 | 6,062 | 6,887 | 7,961 | 8,513 | 8,655 | 8,521 | 8,942 | 9,008 |
| 割合(%) | 年少人口割合(0~14歳) | 20.6 | 19.3 | 17.3 | 15.3 | 13.7 | 12.3 | 11.7 | 11.3 | 10.5 |
| | 生産年齢人口割合(15~64歳) | 63.0 | 62.3 | 61.0 | 58.8 | 57.4 | 56.5 | 55.1 | 52.1 | 50.1 |
| | 老年人口割合(65歳以上) | 16.4 | 18.4 | 21.7 | 25.9 | 29.0 | 31.2 | 33.2 | 36.5 | 39.4 |

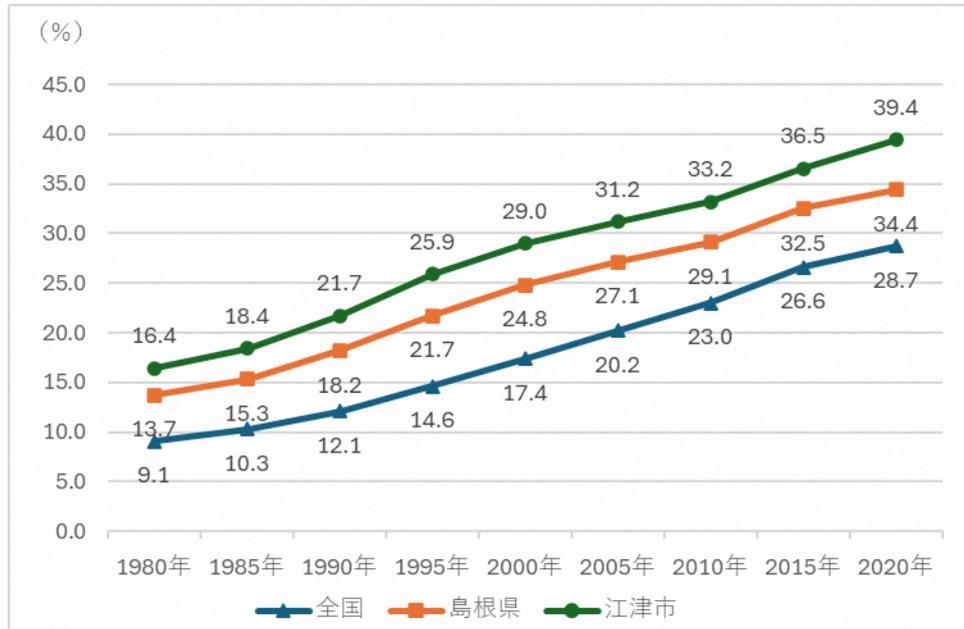
※年齢不詳があるため、年齢別人口の和と総人口が一致しない場合がある

資料：「国勢調査（各年10月1日）」総務省

(3) 高齢化率の推移

高齢化率を全国、島根県、本市で比較して見ると、本市は一貫して全国、島根県を上回る水準で高齢化が進行しており、令和2年（2020年）の高齢化率は、島根県の34.4%を上回り、39.4%となっています。

■ 高齢化率の推移



資料：「国勢調査（各年10月1日）」総務省

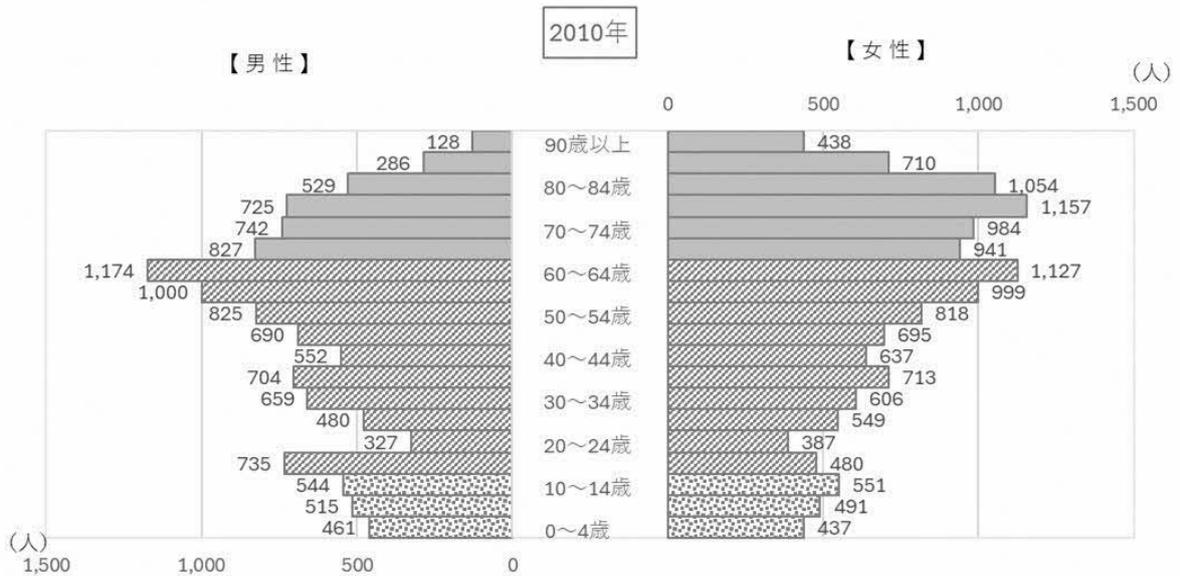
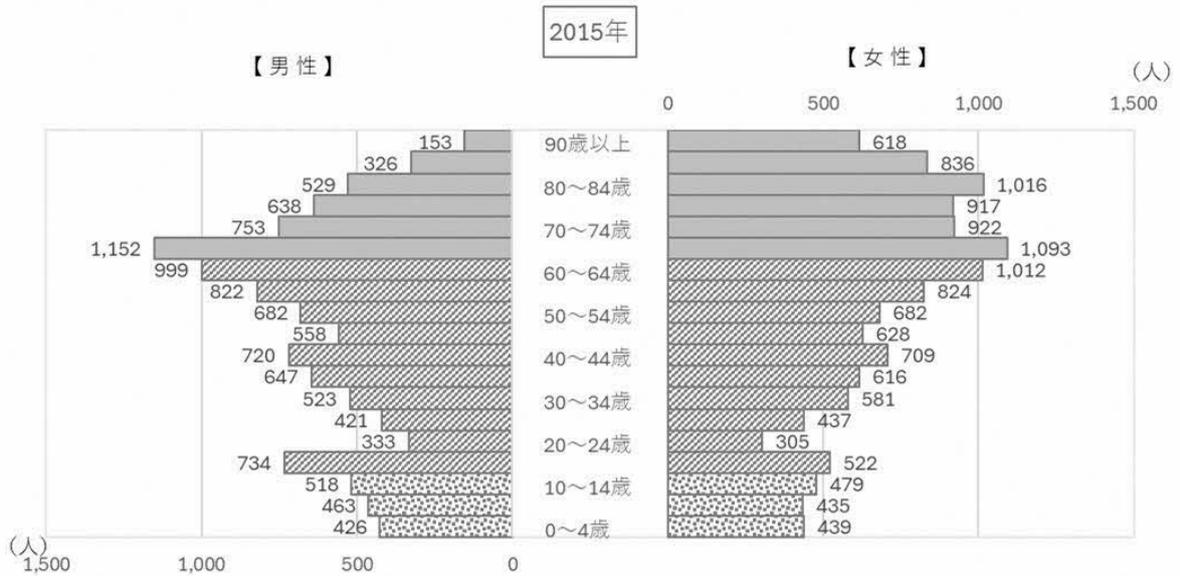
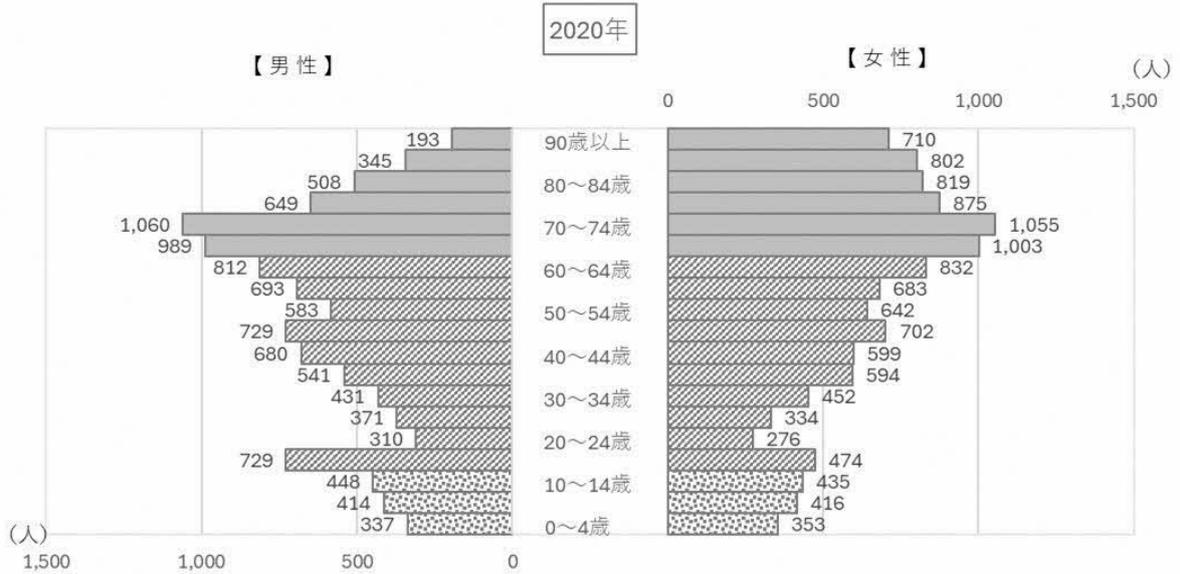
(4) 5歳区分年齢・性別人口構成の推移

年齢・性別の人口ピラミッドでは、平成22年（2010年）は、10歳代、60歳代（団塊世代）に膨らみのある形態となっています。

令和2年（2020年）では団塊世代がそのまま移行した形で高齢化が進み、男女ともに最も人口が多いのは70歳代前半で、次いで60歳代後半となっています。

生産年齢人口をみると、20～30歳代が他の年代に比べて少なく、中でも20歳代前半が最も少なくなっています。

■ 国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成



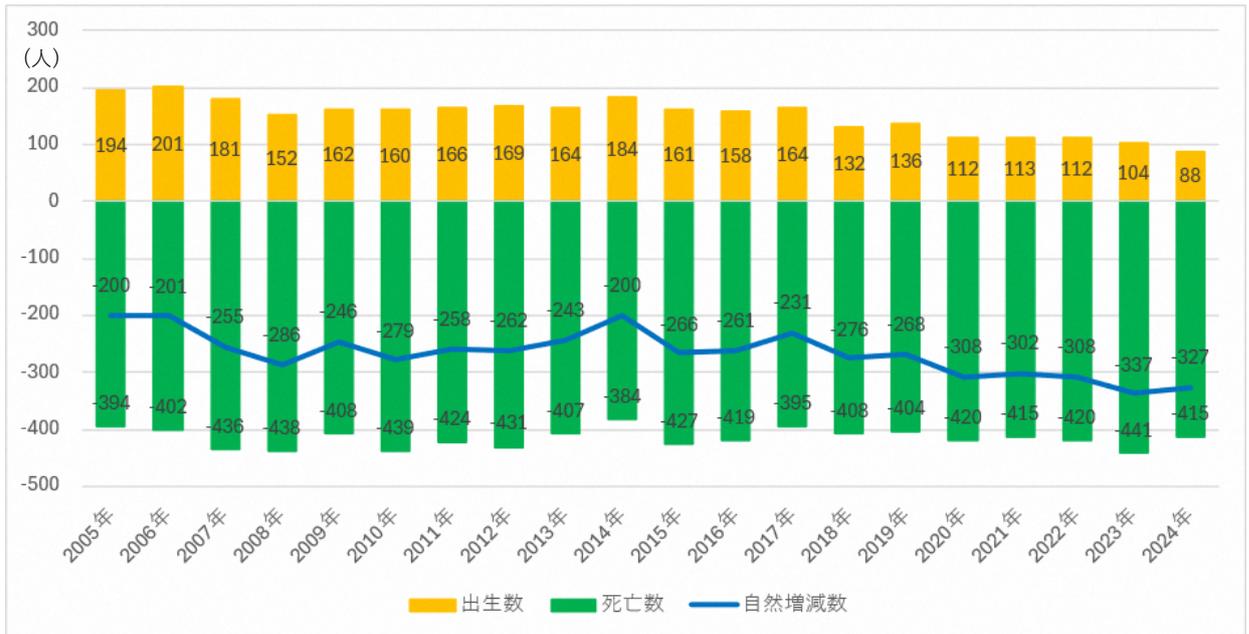
資料：「国勢調査（各年10月1日）」総務省

(5) 人口動態

住民基本台帳の人口動態を見ると、本市の自然増減は、死亡数が出生数を上回る“自然減”で推移しており、減少幅は平成12年（2000年）から拡大傾向にあります。また、これまで年間150人程度を維持していた出生数は、平成30年（2018年）に132人と大幅に減少し、さらに令和6年（2024年）には100人を切り、88人に減少しています。

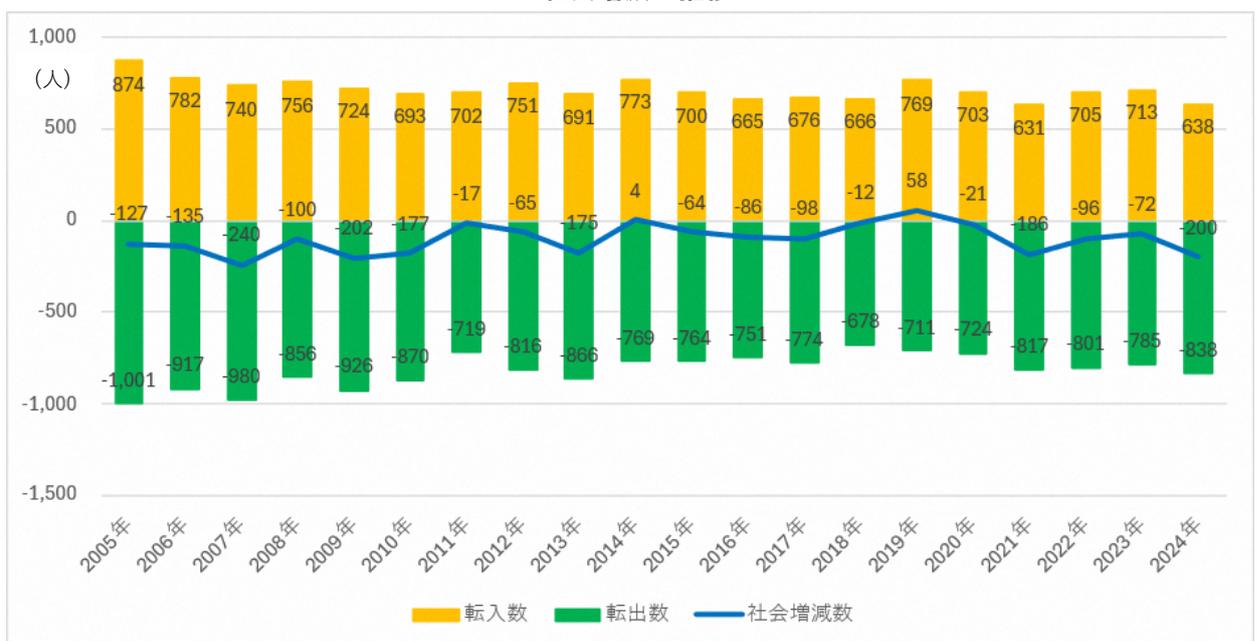
社会増減は、転出数が転入数を上回る“社会減”で推移しています。その結果、人口は自然減と社会減を合わせて減少が続いています。

■ 自然増減の推移



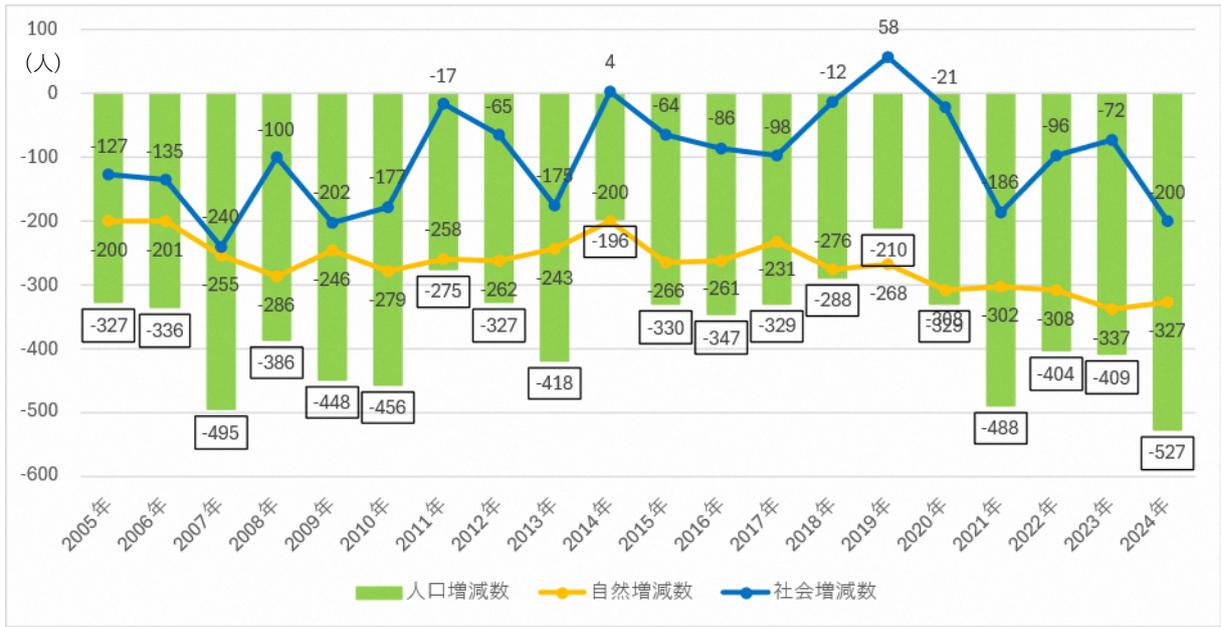
資料：「人口移動統計調査」島根県

■ 社会増減の推移



資料：「人口移動統計調査」島根県

■ 人口動態



資料：「人口移動統計調査」島根県

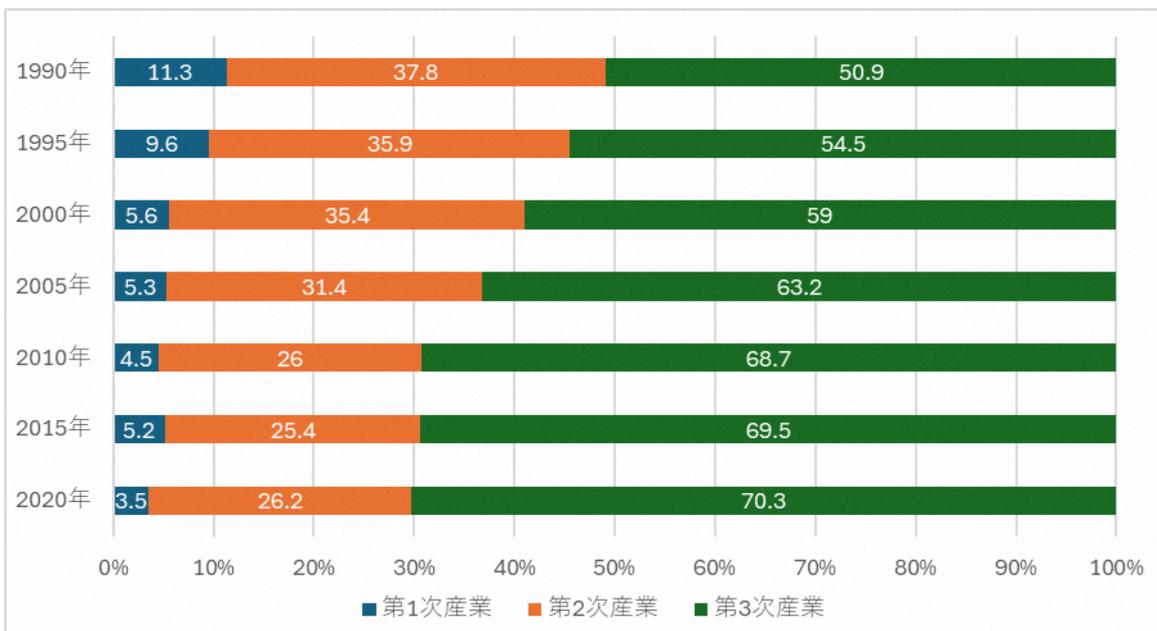
(6) 就業人口の推移

本市の就業人口は減少しており、令和2年（2020年）は10,832人となっています。

産業別就業者の構成比の推移を見ると、第3次産業は第2次産業を上回りながら増加しており、平成2年（1990年）の50.9%から令和2年（2020年）では70.3%に上昇するなど、産業構造の3次産業化が進んでいます。

第1次産業は平成12年（2000年）以降5%前後で推移していましたが、令和2年（2020年）は3.5%に減少しています。第2次産業は一貫して低下傾向にあります。平成22年（2010年）以降は26%前後で横ばい傾向です。

■ 産業別就業者構成比の推移



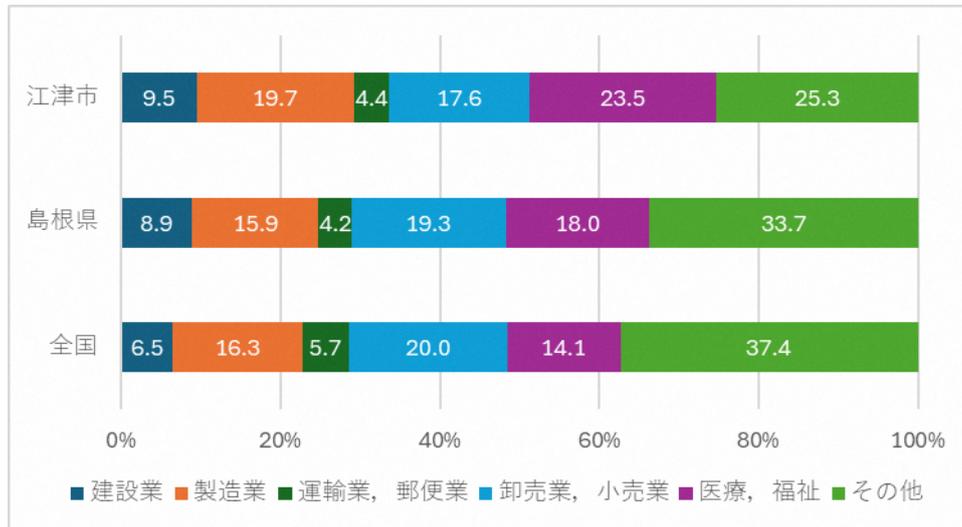
資料：「国勢調査（各年10月1日）」総務省

(7) 雇用及び就労などの状況

本市の従業者数・付加価値の構成比は、全国や県に比べ、建設業、製造業、医療・福祉の割合が高くなっています。

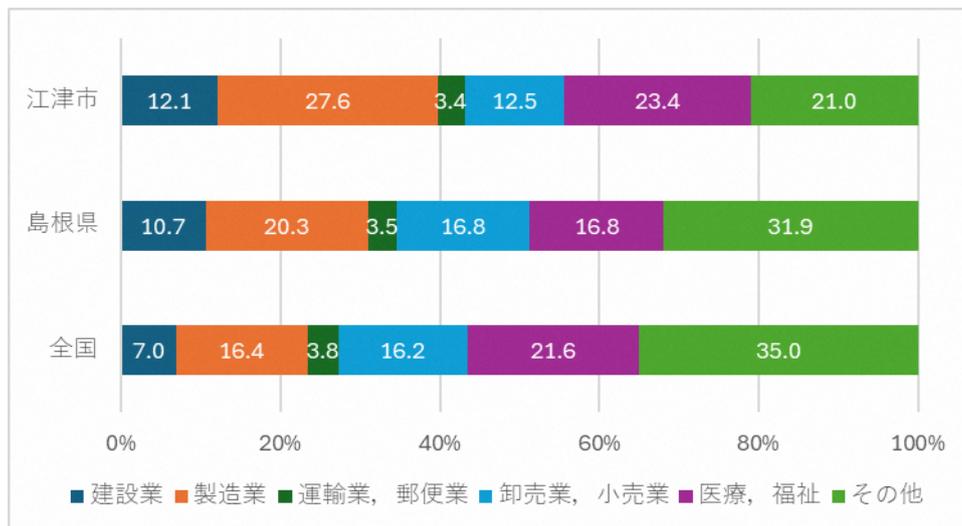
一方、卸・小売業の従業者数・付加価値の構成比は、全国や県よりも低くなっています。

■ 従業者数の産業別構成



資料：「令和3年経済センサスー活動調査」経済産業省
※従業者は事業従事者

■ 付加価値の産業別構成



資料：「令和3年経済センサスー活動調査」経済産業省
※付加価値…企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のこと

(8) 道路・交通

本市には幹線道路として浜田自動車道とリンクした江津道路、一般国道9号及び261号が東西南北に貫通し、県庁所在地である松江市まで約2時間、中国地方最大の都市である広島市まで約1時間40分の位置にあります。

鉄道は、日本海側を東西にJR山陰本線が通っています。かつては、江の川に沿ってJR三江線が運行されていましたが、平成30年3月31日に運行終了となりました。

バスは、高速バスがJR江津駅と大阪駅方面間で1日1往復運行しています。市内の路線バスは、JR江津駅を中心に市内線や浜田方面、大田方面、川本方面など5路線が運行しています。また江津市が生活バスなど16路線を運行しています。

本市における道路の整備状況は、国道は改良率が97.3%、舗装率が100%であり、県道は改良率74.3%、舗装率98.8%であり、市町村道は改良率55.6%、舗装率79.5%となっています。

■ 江津市の道路整備状況

令和3.4.1現在

| 国道 | | | 県道 | | | 市町村道 | | |
|-----|------|-------|-------|------|------|--------|------|------|
| 実延長 | 改良率 | 舗装率 | 実延長 | 改良率 | 舗装率 | 実延長 | 改良率 | 舗装率 |
| km | % | % | km | % | % | km | % | % |
| 939 | 97.3 | 100.0 | 2,501 | 74.3 | 98.8 | 14,696 | 55.6 | 79.5 |

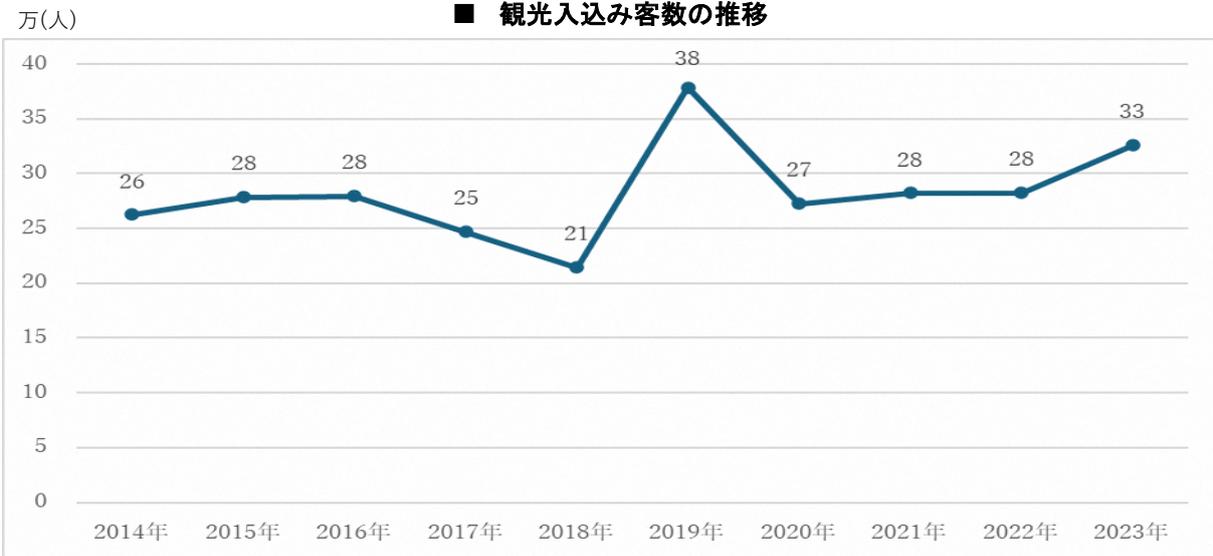
資料：道路等の現況調査（島根県土木部道路維持課）

(9) 観光

本市の観光入込み客数（交流人口）は、年間20万人台で推移していましたが、令和元年（2019年）に道の駅サンピコごうつが調査対象に追加されたことで約38万人に増加しました。翌年以降はコロナ禍による影響等で20万人台まで減少しましたが、令和4年（2023年）には約33万人となっています。

市内には、有福温泉・風の国・今井美術館・アクアスなどの観光施設、石見神楽・国の重要無形民俗文化財の大元神楽、柿本人麻呂ゆかりの万葉の歌碑などの伝統・文化、日本海・江の川・千丈溪などの自然環境、多種にわたる再生可能エネルギー、さらには、江の川祭やピクニックラン桜江といったイベントなど、本市ならではの貴重な観光資源があります。

■ 観光入込み客数の推移



資料：島根県観光動態調査

■ 観光入込み客数の推移

(単位：人地点)

| 観光地・施設名 (観光地内訳) | R5 入込客延べ数 | R4 入込客延べ数 | 対前年 増減 |
|--------------------|--------------|--------------|-----------|
| (1) 千丈溪 | 1,070 | 360 | 197.2% |
| (2) 風の国 | 17,782 | 38,230 | -53.5% |
| (3) 江津海岸 | 37,568 | 35,869 | 4.7% |
| a (波子海水浴場) | 5,200 | 5,217 | -0.3% |
| b (浅利海水浴場) | 1,167 | 967 | 20.7% |
| c (黒松海水浴場) | 2,157 | 2,188 | -1.4% |
| d (釣り) | 27,110 | 25,385 | 6.8% |
| e (その他) | 1,934 | 2,112 | -8.4% |
| (4) 有福温泉 | 64,659 | 49,675 | 30.2% |
| (5) 地場産センター | 2,625 | 2,096 | 25.2% |
| (6) 菰沢公園オートキャンプ場 | 2,642 | 3,218 | -17.9% |
| (7) ごうつ秋まつり | 4,000 | 1,500 | 166.7% |
| (8) 江の川祭り | 40,000 | 6,000 | 566.7% |
| (9) 石見神楽特別公演 | 850 | 604 | 40.7% |
| (10) 道の駅サンピコごうつ | 154,550 | 144,971 | 6.6% |
| 江津市 合計 | 325,746 | 282,523 | 15.3% |

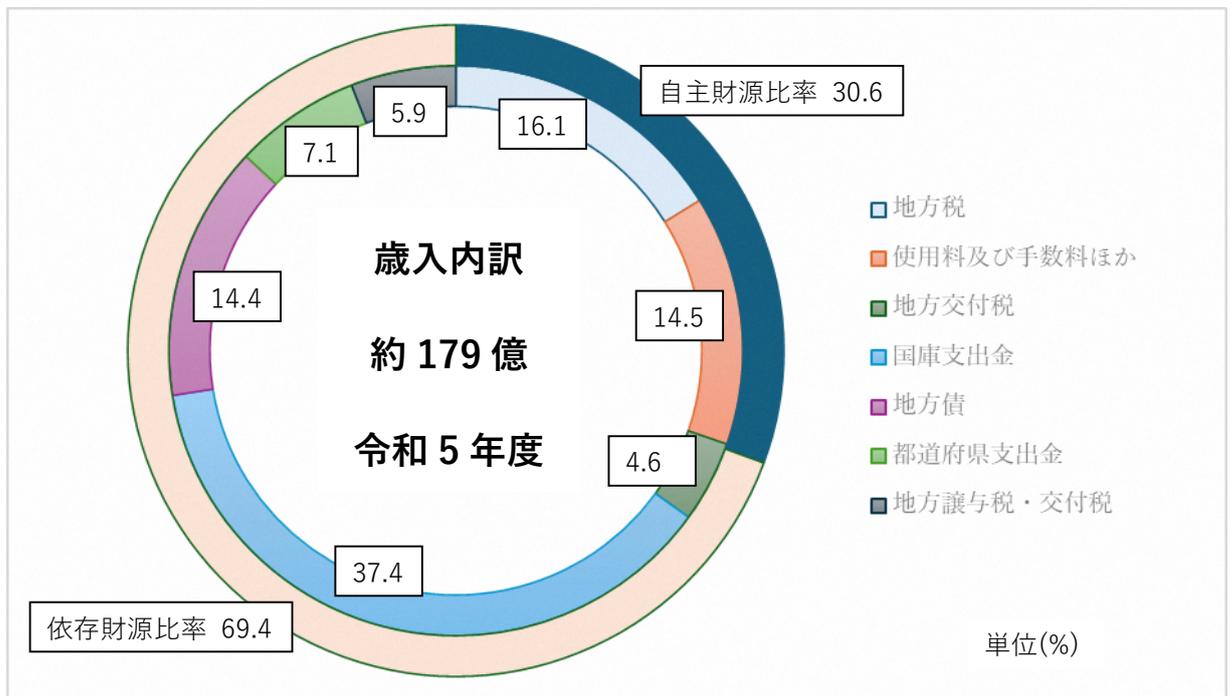
資料：島根県観光動態調査

(10) 行財政

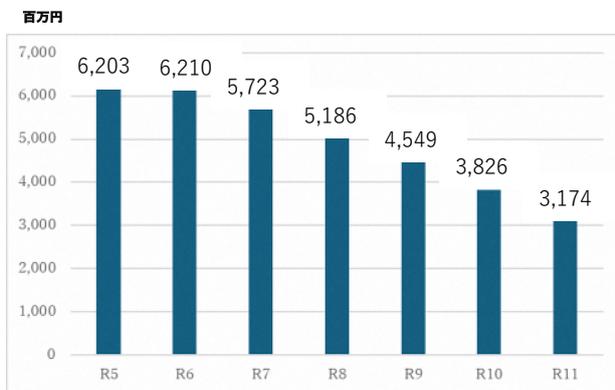
本市の財政は、市税などの自主財源の割合が低く、令和5年度決算において自主財源比率が約30.6%で、財政力指数も0.34と1.00を大きく割り込み、依存財源に頼る脆弱な財政運営となっています。加えて、交付税の削減などにより一般財源が減少しており、極めて厳しい財政運営を強いられています。

このような状況で、令和6年(2024年)から「スマートシティ江津推進構想(第6次行財政改革)」を策定し、事務事業の見直し、自主財源の確保、公共施設の見直しなど行財政改革を推し進めています。質的な業務改善や職員の人材育成などを行い、効率的な行政運営と行政サービスの向上をめざしています。

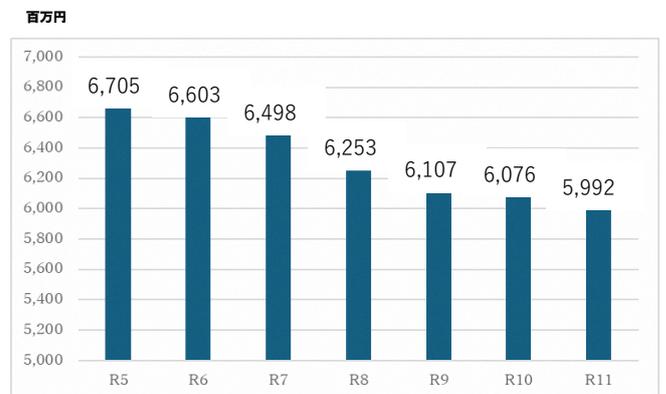
■ 自主財源比率



■ 基金現在高の推移



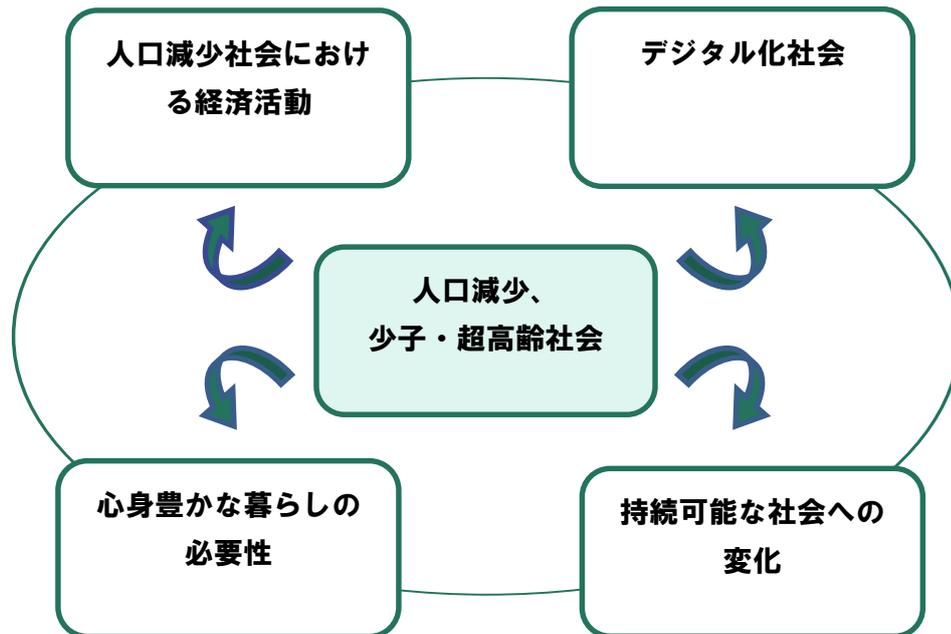
■ 地方交付税の推移



第3章 本市を取り巻く時代の潮流

第6次江津市総合振興計画策定に向けて、本市を取り巻く時代の潮流について、以下の5つの枠組みで整理しています。これらの5つの枠組みは、それぞれがさまざまな局面において相互に影響しあいながら、社会状況の中で大きなトレンドを形成しています。

特に“人口減少、少子・超高齢社会”という人口問題は他の4つの枠組みに大きな影響を与えていると考えられます。



1. 人口減少、少子・超高齢社会

日本の人口は、平成20年(2008年)の1億2,802万人をピークとして、平成24年(2012年)以降減少傾向にあります。また、令和4年(2022年)には出生数が80万人を割り込むなど、急速な少子化が進展しています。さらに、平成19年(2007年)には65歳の高齢者の人口に占める割合が21%を超え、超高齢社会を迎えました。

人口減少、少子・超高齢社会の影響は国内市場の縮小並びに労働人口の不足を招き、国内における新たな投資意欲の減退につながります。また、財政面では長期的な社会保障制度の逼迫を招き、個人の社会保障費負担の増加を招きます。世帯構造については単身世帯の増加や世帯規模の縮小が進んでおり、その結果、地域における交流意識も弱まり、これまでのフォーマル又はインフォーマルなケアでは対応が難しい、多様化、複雑化した課題が顕在化することが想定されます。

- ◆少子化・晩婚化・非婚化 ⇒ 出生数と出生率の低下
- ◆人口構造の高齢化の進展（団塊世代の後期高齢化）
- ◆人口減少社会
- ◆社会保障制度の逼迫（医療・介護・福祉コストの増大）
- ◆労働力の減少、消費市場の縮小
- ◆外国人労働者の増加

2. 人口減少社会における経済活動

人口減少、少子・超高齢社会が引き起こした働き手・担い手の不足に対処すべく、企業はデジタル化による業務効率化を推進するとともに、働き手の不足を前提とした業務の見直しやリスキリングをはじめとした働き手の新しい能力・スキルの学びなおしを実施する必要があります。

また、働き方改革実行計画から始まった副業・兼業制度の普及や新型コロナウイルス感染症により一般化したリモートワークの増加は多様な働き方へとつながり、地域の有効な雇用方法であると想定され、企業の対応が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症後のインバウンド需要の回復は、新たな商機として捉えられるとともに地域の新たな価値の創造につながると考えられます。

- ◆多様な働き方(副業・兼業、転職)の広まり
- ◆デジタル化に伴う業務効率化
- ◆インバウンドの拡大
- ◆6次産業化
- ◆働き方改革
- ◆田園回帰・ローカル志向

3. デジタル化社会

新型コロナウイルス感染症がもたらした大きな社会変容は、社会慣習のみならず個人のライフスタイル・価値観に対しても大きな変革をもたらし、その結果、デジタル化は日常生活に急速に浸透しました。人々はSNS(Social Networking Service)を通して、誰もが地域や国境を容易に越え、つながることが可能になり、IoT(Internet of Things)を通じた日常生活の利便性の向上を享受しています。また、AI(Artificial Intelligence)の発展は、あらゆる分野において、可能性を秘めており、今後デジタル技術は人々の生活により身近なものとしてかわりを持つことが想定されます。一方で、情報管理やセキュリティ問題、デジタル情報をどのように判断するかといった情報リテラシーの習得が必要です。

また、国はデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、デジタルを活用した地方創生の推進が計画され、医療・福祉、教育、地域経済や防災など、幅広い分野でデジタル化による課題解決を目指しています。

- ◆情報通信技術（ICT）の飛躍的進歩と普及、情報関連産業の成長
- ◆情報及び情報ツールのモバイル化・個人化
- ◆バーチャルコミュニケーションの普及
- ◆情報セキュリティ、個人情報問題
- ◆Society 5.0
- ◆人工知能（AI）・RPA
- ◆スマートシティ/スーパーシティ
- ◆Maas(Mobility as a Service)
- ◆DX(Digital Transformation)

4. 持続可能な社会への変化

平成 27 年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、クリーンなエネルギーの活用、気候変動への対策や、海・森の豊かさを守るための指標などが設定され、各国・各地域での推進が求められています。

国は令和 2 年(2020 年)に令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガスの排出をゼロにする、カーボンニュートラルを目指す宣言を行いました。また、令和 3 年(2021 年)には地球温暖化対策を策定し、カーボンニュートラルに向けた施策を実施し、持続可能な地球環境の保全を目指しています。

また、地域社会の持続可能性については、外部人材の移住・定住促進のみならず、外部から地域づくりを協働してもらえる関係人口の創出や個々人のライフスタイルや志向を踏まえたかかわり方を提案していくことで、時代に沿った地域の在り方を模索していく必要があります。

- ◆カーボンニュートラル
- ◆環境汚染（廃棄物の増加、化学物質などの蓄積による汚染など）
- ◆生物多様性の減少
- ◆国の地球温暖化対策計画に基づく 2030 年中期削減目標の達成に向けた取り組み
- ◆3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組み強化
- ◆再生可能エネルギーへの関心
- ◆関係人口
- ◆多様なライフスタイル

5. 心身豊かな暮らしの必要性

住民の身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること(well-being)を政策指標とした取組が注目されています。国も「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」を定め、希望あふれる well-being の高い社会の実現を志向しています。

また、多様な生活ニーズや価値観に寄り添うサービスをデジタル技術によって確立していくために、複数のサービスが積極的に協力し支え合うシステムが必要です。

また、自然災害の多い日本で心身豊かに暮らすためにも、自然災害への備えは重要です。近年においても令和 3 年(2021 年)の熱海市伊豆山地区土砂災害、令和 4 年(2022 年)の福島県沖地震や令和 6 年(2024 年)の能登半島地震といった災害が発生しております。防災・減災の体制整備及び迅速な復旧復興を図るために国土強靱化の取り組みを推進する必要があります。

- ◆幸福度(well-being)
- ◆自助・共助・公助
- ◆国土強靱化
- ◆振り込め詐欺など、犯罪の多様化
- ◆ライフラインの強靱化

第4章 まちづくりの主要課題と今後の視点

1. 市民アンケートなどからみる取り組みの評価

住民意識調査

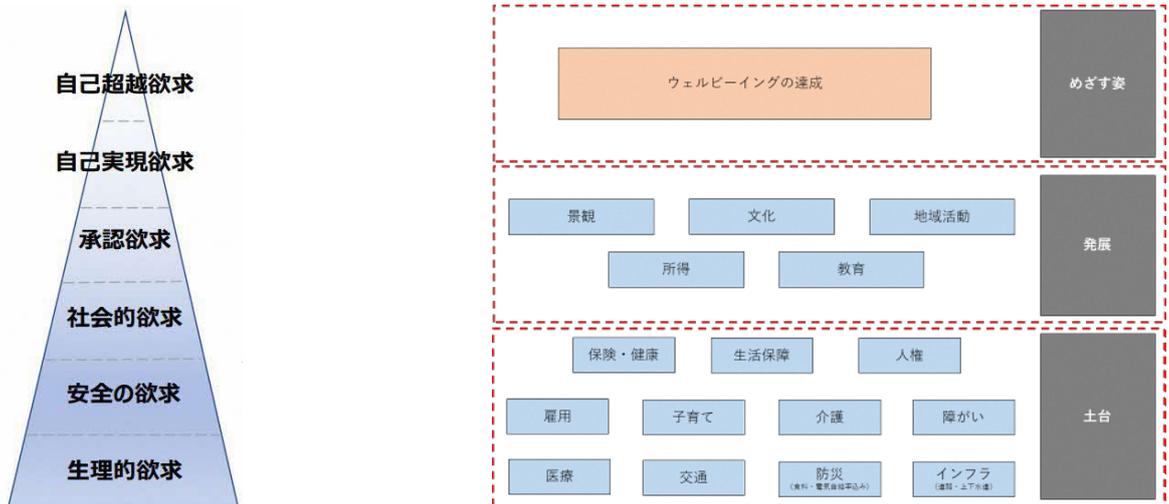
第6次江津市総合振興計画後期基本計画の策定にあたり、市民ニーズや行政課題、まちづくりに対する意見を計画に反映させるため、2024年(令和6年)12月にアンケート調査を実施しました。市の取り組みに対するアンケート項目を分析するにあたり、市の行政施策分野が市民の幸福度にどのように寄与しているか、以下のような枠組みを想定しました。

幸福度と行政施策の関係について

幸福度とは、国が策定したデジタル田園都市国家構想の目標である「心豊かな暮らし(ウェルビーイング)と持続可能な環境・社会・経済(サステナビリティ)を実現し、地域で暮らす人々の心豊かな暮らし(ウェルビーイング)の向上と、実現可能性の確保を目指します」にある「心豊かな暮らし(ウェルビーイング)」を指します。

幸福度については、「個人的、主観的かつ多様なものであり、幸福度を客観的に把握することは困難であり、幸福について行政や政策が関わることは不自然ではないか」という指摘があります。しかし、幸福について、基盤的で普遍性の高い段階から個人の価値観が尊重される段階までの重層的な構造であるとした場合、行政の施策は「③土台(市民生活を持続させるために必要な施策)」と「②発展(市民生活の質の向上を図る上で必要な施策)」の保障・拡充を目的とするものであると考えることができます。

そのため、市民の幸福に対する行政の役割は幸福を享受するための基礎条件を整えるとともに、市民一人一人がもつ価値観にそった自己実現のための幸福の機会を多く創造することであると考えることができます。



アブラハム・マズローが提唱した欲求階層説に基づく個人の欲求構造

地域幸福度指標活用ガイドブックより抜粋
デジタル庁
一般社団法人スマートシティ・インスティテュート

個人の欲求構造と行政施策の関係性

- ①めざす姿：土台・発展を通して行政機関がめざす目標
- ②発展：行政機関が市民生活の質の向上を図る上で必要な施策
- ③土台：行政機関が市民生活を持続させるために必要な施策

※左表に対する行政施策を体系的に当てはめたものです

国・地方自治体の幸福度に関する動向

2017年(平成29年)の経済財政運営と改革の基本方針で「人々の幸福感・効用など、社会のゆたかさや生活の質(QOL)を表す指標群(ダッシュボード)の作成に向け検討を行い、政策立案への活用を目指す」と明記されたことを皮切りに、2023年(令和5年)の同方針では「地方自治体におけるウェルビーイング指標の活用を促進する」と記載され、デジタル田園都市国家構想とともに地方自治体におけるウェルビーイング指標を活用した地域づくり・まちづくりを積極的に推進しています。地方自治体においても富山県や秋田県、荒川区といった自治体がそれぞれの地域住民にあった幸福度を指標とした行政施策を推進しています。

本アンケート設計

本アンケートは、市民の主観的幸福度を測定するとともに「顕在ニーズ(市民自身が欲しいモノ・サービスを自覚している状態)」と「潜在ニーズ(市民自身が明確に自覚しているわけではないが何かしら欲求している状態)」を把握し、幸福度を高める施策の検討を目的とした設計を行っています。

「顕在ニーズ」については、「地域のコミュニティ活動」に注目し、市民の幸福度との関係について、調査・分析を行います。

「潜在ニーズ」については、デジタル庁において「デジタル田園都市国家構想実現に向けた地域幸福度(Well-Being)指標の活用促進に関する検討会」が開催されており、その中で、幸福度の因子(下記、生活環境、地域の人間関係、自分らしい生き方)が公表されていることから、下記指標を参考にアンケートを構成し、調査・分析を行います。

| 地域における幸福度・生活満足度(4) | | | |
|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、あなたはどの程度幸せですか？ ■ 現在、あなたの町内(集落)の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか？ | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか？ ■ 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思う | |
| 生活環境(16) | | | |
| 医療・福祉(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関が充実している ■ 介護・福祉施設の利用が受けやすい | 子育て(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援・補助が手厚い ■ 子どもたちがいきいきと暮らせる | 都市景観(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 自慢できる都市景観がある | 地域の人間関係(2) |
| 買物・飲食(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常の買い物に全く不便がない ■ 飲食を楽しむ場所が充実している | 初等・中等教育(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 教育環境(小中学校)が整っている ■ 通学しやすい場所に学校がある | 事故・犯罪(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 防犯対策(交番・住居・防犯カメラ・住民の見守り等)が整っており、治安がよい ■ 歩道や信号が整備されていて安心である | 地域とのつながり(5) <ul style="list-style-type: none"> ■ 私は同じ町内に住む人々を信頼している ■ 地域活動(自治会・地域行事・防災活動等)への市民参加が盛んである ■ 困ったときに相談できる人が身近にいる ■ 町内の人が困っていたら手助けす ■ このまちに愛着を持っている |
| 住宅環境(3) <ul style="list-style-type: none"> ■ 自宅には、心地よい居場所がある ■ 【逆】自宅の周辺では、騒音に悩まされている ■ 過度な費用で住居を確保できる | 地域行政(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の行政は、地域のことを真剣に考えている ■ 公共施設は使い勝手良く便利である | 自然景観(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 自慢できる自然景観がある | 自分らしい生き方(6) |
| 移動・交通(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関で好きな時に好きなところへ移動ができる | デジタル生活(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政サービスのデジタル化が進んでいる ■ 仕事や日常生活の場でデジタルサービスを利用しやすい | 自然の恵み(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 身近に自然を感じることができる ■ 暮らしている地域の空気や水は澄んでいてきれいだと感じる | 自己効力感(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 自分のことを好ましく感じる |
| 遊び・娯楽(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある | 公共空間(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の雰囲気は、自分にとって心地よい ■ まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所がある | 環境共生(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取組みが盛んである | 健康状態(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 身体的に健康な状態である ■ 精神的に健康な状態である |
| | | | 文化・芸術(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ 文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい ■ 将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したい |
| | | | 多様性と寛容性(5) <ul style="list-style-type: none"> ■ 町内にはどんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある ■ 私は見知らぬ他者であっても信頼する ■ 私は、町内(集落)の人が自分をどう思っているかが気になる ■ 女性が活躍しやすい ■ 若者が活躍しやすい |
| | | | 教育機会の豊かさ(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 学びたいことを学べる機会がある |
| | | | 雇用・所得(2) <ul style="list-style-type: none"> ■ やりたい仕事を見つけやすい ■ 適切な収入を得るための機会がある |
| | | | 事業創造(1) <ul style="list-style-type: none"> ■ 新たなことに挑戦・成長するための機会がある |

主観(ウェルビーイング)評価指標

地域幸福度指標活用ガイドブックより抜粋
デジタル庁
一般社団法人スマートシティ・インスティテュート

アンケート結果

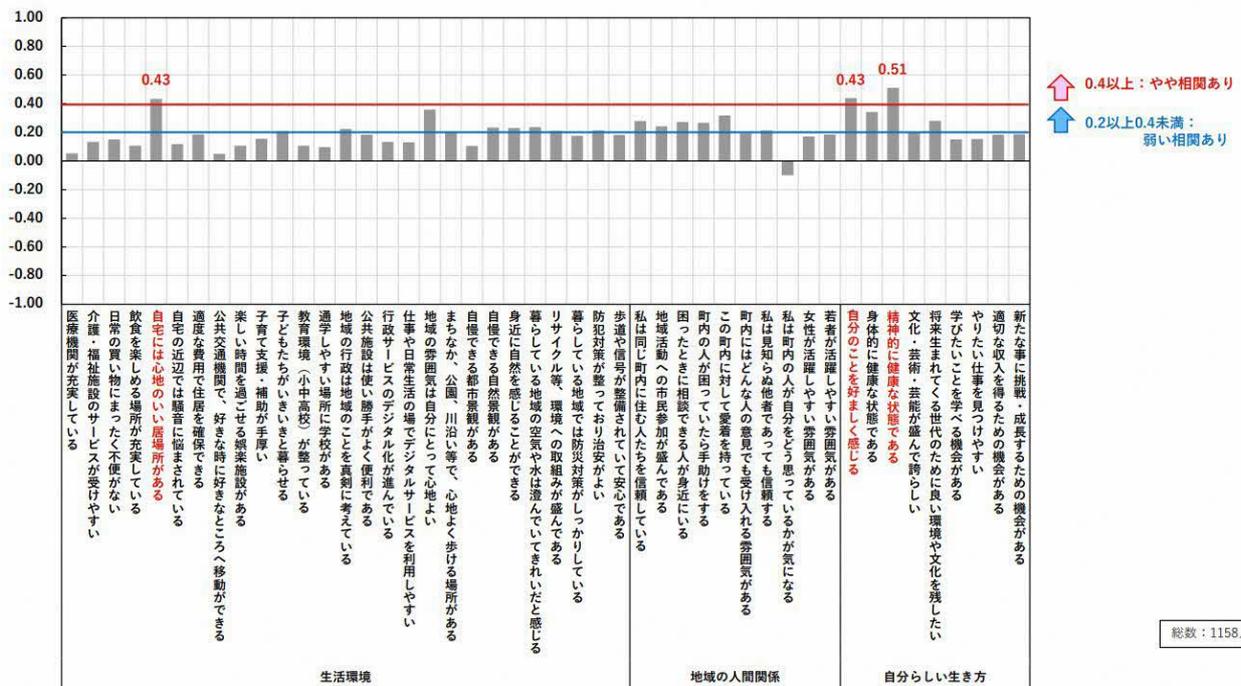
◆幸福度と潜在ニーズの関係性

「現在、あなたはどの程度幸せですか」という主観的幸福度項目と各評価指標項目の関係性をクラメールの連関係数を算出し、分析しました。

クラメールの連関係数は2項目の関連性の強さを示す指標であり、数値は幸福度と各潜在ニーズの関連性を示しています。

結果として、主観的幸福度項目と各評価指標項目については「私は町内の人自分が自分をどう思っているかが気になる」以外クラメールの連関係数は正の値を示し、「自宅には心地のいい場所がある」といった市民のパーソナルエリアに関する指標と幸福度に対して相関が認められました。また、「地域の雰囲気は、自分にとって心地よい」や「精神的に健康な状態である」といった行政施策と関係性が強いと思われる項目においては比較的強い関連性がみられました。

主観的幸福度と各評価指標項目の関連

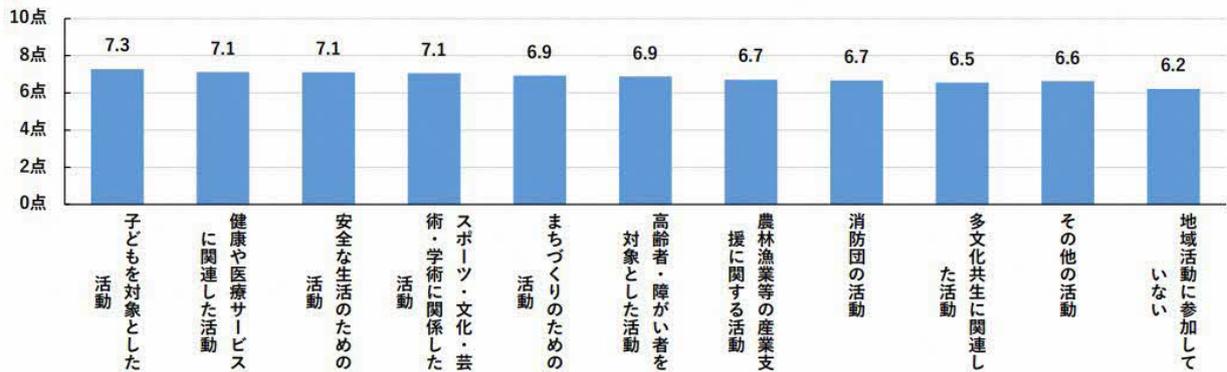


◆幸福度と顕在ニーズ(地域コミュニティ活動)の関係性

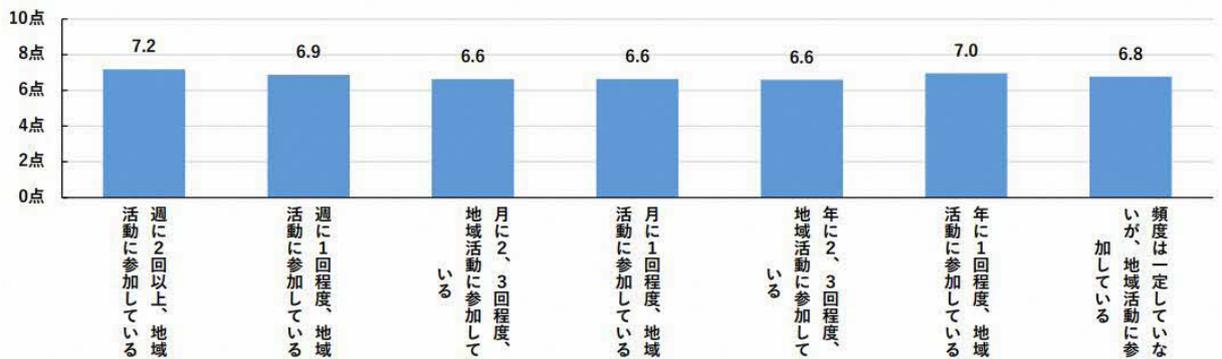
幸福度と顕在ニーズである地域コミュニティ活動の関係性について、「地域活動の種類」及び「地域活動参加頻度」という観点からアンケートを実施しました。

アンケート結果から、地域活動に参加している市民と参加していない市民について幸福度に違いがみられ、「子どもを対象とした活動」と回答した市民の幸福度の平均値が最も高く、次いで「健康や医療サービスに関連した活動」、「安全な生活のための活動」と回答した市民の幸福度の平均値が高くなっています。また、地域活動の参加頻度については、「週に2回以上、地域活動に参加している」と回答した市民の幸福度の平均値が最も高いという結果になりましたが、傾向はみられませんでした。

地域活動の種類別の幸福度の平均値



地域活動の頻度別の幸福度の平均値



◆幸福度と地域への愛着の関係性

地域への愛着と幸福度の関係を示したグラフです。

地域への愛着という観点では、地域への愛着がある市民の方が幸福度が高いという結果になりました。

地域への愛着度と幸福度の平均値



2. 今後のまちづくりの視点

住民意識調査や急激な時代の潮流を踏まえると、第6次江津市総合振興計画に掲げた「まちづくりの3本柱」と「6つの基本方針」は、重要な視点であり、継続した取り組みが望まれます。一方、新たな行政需要への対応を勘案すると、次の視点に留意し、後期基本計画・総合戦略を策定する必要があります。(2)～(5)については、「基本目標を横断する方針」として後期基本計画に内包します。

(1) 市民の幸福度を見据えた行政施策の立案・実施

「デジタル田園都市国家構想」とは、「心豊かな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現を目指す構想であり、構想内の指標として「地域幸福度（ウェルビーイング）指標」を正式採用しています。また、2023年(令和5年)の経済財政運営と改革の基本方針の中では「地方自治体におけるウェルビーイング指標の活用を促進する」と自治体の取組についても具体的に言及されており、国としてもウェルビーイングの活用を推進しています。

江津市においてもアンケート調査から、施策の実施効果は住民の幸福度に関係していることが特定できたため、幸福度と施策の関係を整理した上で、市民の幸福度向上に向けた効果的な取り組みを検討・実施していく必要があります。

(2) スマートシティ構想

コロナ禍による社会及び個人への多大な影響は、社会・経済活動のみならず個人の価値観・ライフスタイル等にも急激な変容をもたらしました。緊急事態宣言による外出自粛を機に、リモートワークが以前にもまして注目され、住む場所に縛られない自由な働き方へのニーズから改めて地方移住等への関心が高まりました。また、業務活動においても、デジタルを活用した業務実施及び効率化の流れが大きくなりました。

江津市においては、市の情勢を鑑みた上で、予測される市の財政状況を考慮した市民生活の安全・安心及び市民サービスの維持・向上を図るために、「スマートシティ江津推進構想(第6次行財政改革)」を策定し、アクションプランに基づくDX化を推進していきます。

(3) シティプロモーション推進

江津市では、第1期江津市版総合戦略の策定時から、本市が将来にわたり活力あるまちとして繁栄するために、ここに暮らす人々が「新たなことに挑戦する気質」や「生きる力」を養うことができる環境づくりを進め、かつ、「挑戦する人を応援する風土」を培っていくという願いを込めた【GO▶GOTSU 山陰の「創造力特区」へ】というまちづくりのスローガンを作り、江津市の磨き上げを行ってきました。

今後は、地域の公共施設のリブランディング等を通じた地域住民と市外人材との協働事業を軸として、関係人口・活動人口の繋がりを深めつつ、市民の地域に対する愛着・誇りを高め、幸福度向上につなげていきます。

(4) 人を中心とした【働き方】の在り方

本市の人口の社会動態は、誘致企業の撤退や縮小、地場産業の廃業などの雇用環境の変化に大きく影響を受けてきました。2019年(令和元年)に一時的に社会増になりましたが、2020年(令和2年)以降一貫して、社会減が続いており、自然減が続く江津市では人口減が続いています。その結果、産業をはじめとして、介護・医療分野や教育分野など幅広い分野において人手不足が深刻な状況となっています。

このような状況下では、江津市で働くということ問い直し、江津市で働く方が安心と尊厳を持って仕事に取り組めることが重要であり、そのため、【人材】を中心とした働き方の在り方を模索し、持続・発展的な雇用の場の創出とはたらく人材の確保を進めていきます。

(5) 官民連携の市民サービス向上

今後、人口減少に伴う財政の縮小は避けては通れるものではありません。また、社会情勢の急激な変化により、市民サービスは多様化・複雑化しており、財政の健全化を推し進めつつ、市民サービスの維持・向上に努めるという双方のバランスを保ちながらの行財政運営を実施する必要があります。

そのため、従来の指定管理者制度の活用という選択肢の他に PPP・PFI のような官民が連携した公共サービス提供スキームや企業版ふるさと納税を活用した民間人材の活用など、幅広い官民連携の制度を検討・活用し、財政の健全性を保ちながら、幅広い市民ニーズに対応していきます。

第 2 部 基本構想

第1章 将来像

1. まちづくりのスローガン

これまで、本市では市民憲章を基本理念に、以下のまちづくりの3本柱を掲げ、市政運営に取り組んできました。

私たちは「元気」と「勇気」をもって郷土と人を愛し、住む人も、訪れる人も、様々な「感動」に出会えるまちをつくるため、市民憲章を定め、その実現につとめます。(市民憲章抜粋)

- ◆「産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり」
- ◆「豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」
- ◆「いきいきとした人づくり・地域づくり」

序論で整理した本市の現状と課題やまちづくりの視点に示す通り、この3本柱に掲げたまちづくりの基本的な方向性は踏襲すべき要素が多いことがわかりました。

今後も、市民憲章を尊重、継承しつつ、「小さくともキラリと光るまち ごうつ」を本計画のスローガンに、未来に輝くまちづくりを進めます。

スローガン

小さくともキラリと光るまち ごうつ

- ◆人口規模の小さな地方都市ではありますが、特色あるヒト（人）・モノ（物）・コト（文化・仕組み）が数多くあり、まちの魅力を高めています。
- ◆それらを再発見、磨き上げ、多くの人に伝えていくことで、地域に活力、市民に元気を生み出し、まち全体が光輝く持続可能なまちづくりをめざします。

2. まちづくりの将来像

今回、めざそうとする将来像は、長期展望に立つ本市の将来の姿として「くらしの視点」・「こころの視点」・「豊かなまちの視点」「まちづくり推進の視点」という4つの視点から整理し、以下に「本市の将来の姿」として示します。

くらしの視点

安全で快適なくらしの姿

- ◆安心して子どもを産み育てられる環境が整い、子どもたちも心身ともに健やかに育っています。
- ◆みんなが健康で生きがいをもち、いきいきと暮らしています。
- ◆誰もが安全を実感し、安心して日常生活を送っています。
- ◆行きたいところに快適に移動できるまちになっています。

こころの視点

江津を愛する市民のこころの姿

- ◆みんなが郷土愛に満ち溢れています。
- ◆心身ともにたくましい子どもたちが育っています。
- ◆みんながいつでもどこでも好きな時に学んでいます。
- ◆みんなが「思いやり」をもって差別することなく行動し、やさしい気持ちで生活しています。

豊かなまちの視点

人々を魅了するまちの姿

- ◆緑豊かな森林がきれいな水を育み、美しい星空と自然の中で生活する喜びを実感できるまちになっています。
- ◆魅力的な観光資源が整えられ、多くの人が本市を訪れています。
- ◆地域資源が注目され、地域経済が活性化されています。
- ◆住みやすさが評判になり、市外から移住してくる人が増えています。

まちづくり推進の視点

積極的なまちづくり活動の姿

- ◆市民の誰もがまちづくりに意見を寄せることができ、市民と行政が手を携えて、まちづくりに汗を流しています。
- ◆他の自治体と連携してまちづくりを進めています。

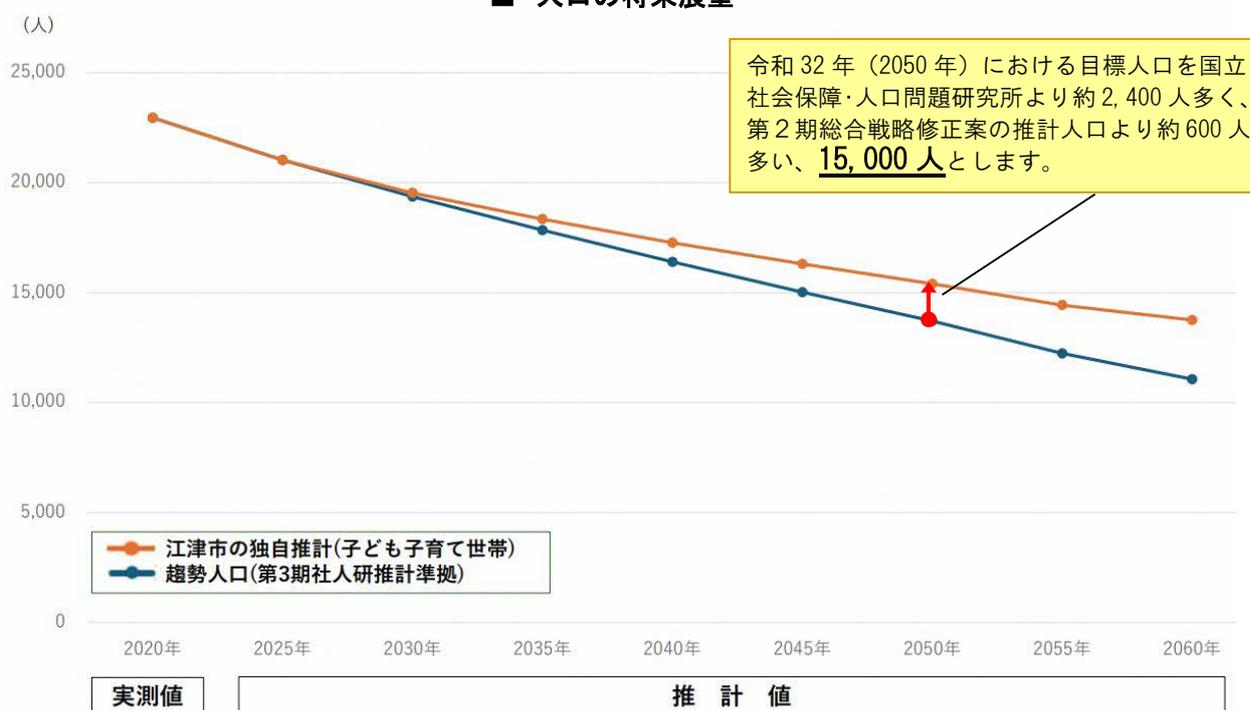
3. 目標人口

本市の人口見通しについては、「第3期江津市版総合戦略」策定するにあたり、直近のデータを踏まえ、「江津市人口ビジョン」を改定するにあたり再推計を実施しました。

具体的には、合計特殊出生率を2050年に2.07を達成するために段階的に達成し、比較的短期間で人口増加に寄与すると想定できる移住・定住促進及び人口流出抑制施策の効果から、社会動態として2028年以降ファミリー世帯の増加を想定しています。その結果、推計値として、令和32年（2050年）の人口が15,000人程度になると見込んでいます。

今後、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や若者の雇用対策、移住・定住策の促進などに重点的に取り組むことで、本計画の最終年である令和32年（2050年）における目標人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計人口より約2,400人多く、15,000人とします。

■ 人口の将来展望



単位：人

| | 実績値* | 推計値 | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 |
| 趨勢人口 | 22,959 | 21,035 | 19,369 | 17,844 | 16,399 | 15,025 | 13,714 | 12,240 | 11,067 |
| 江津市独自推計 | 22,959 | 21,035 | 19,540 | 18,349 | 17,268 | 16,310 | 15,404 | 14,435 | 13,750 |

第2章 計画の大綱

1. 計画の体系

スローガン

小さくともキラリと光るまち ごうつ

まちづくりの将来像

くらしの視点

安全で快適なくらしの姿

こころの視点

江津を愛する市民のこころの姿

豊かなまちの視点

人々を魅了するまちの姿

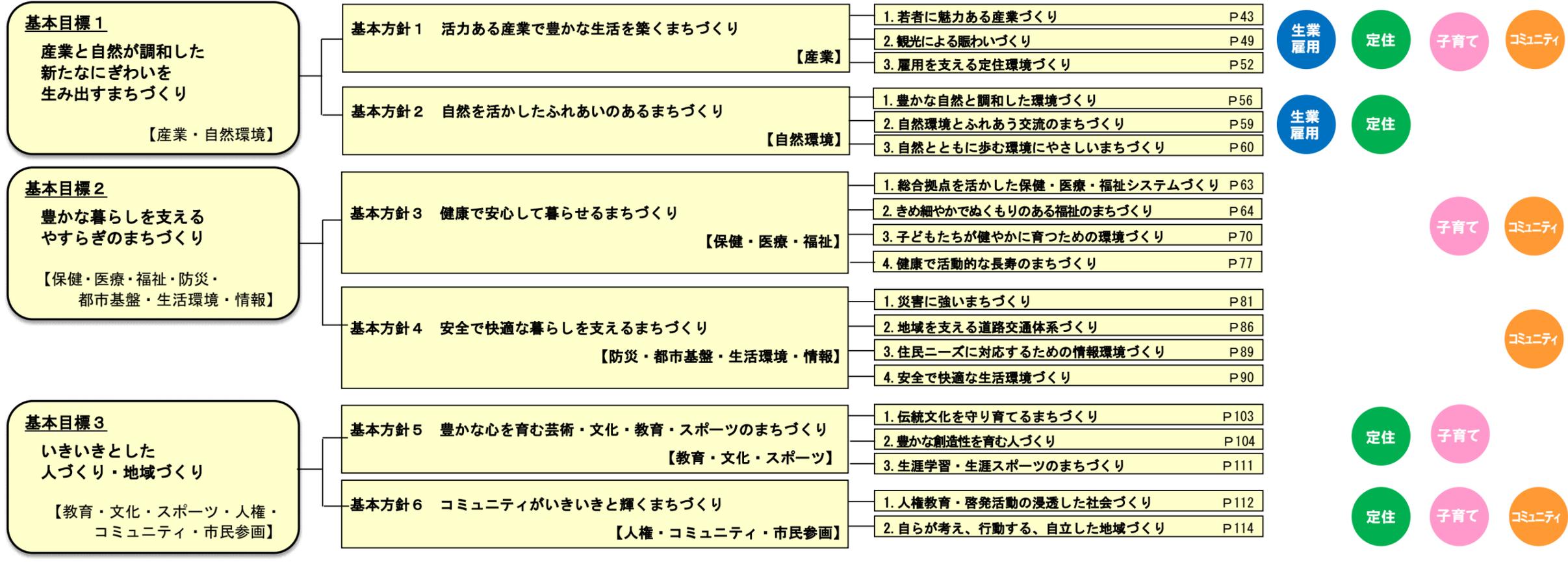
まちづくり推進の視点

積極的まちづくり活動の姿

各論

基本方針

施策



GO GOTSU!

山陰の「創造力特区」へ。

重点プロジェクト（総合戦略の4つの柱）

多様な生業(なりわい)と
魅力ある雇用があるまち
(新規雇用者数)
(地域への愛着度)

住みたい！自分を活かせる場
所があるまち
(子どもたちの地域への愛着度)

子どもたちの未来を
地域みんなで育むまち
(市内在住の20~30代女性の満足度)
(子ども女性比)

住み慣れた地域で
安心して暮らせるまち
(コミュニティ活動回数)

「4つの柱」を定め、柱ごとに最優先で取り組むテーマと達成度を測る指標を設定します。

※()内は達成度を測る指標です。

2. 基本目標と基本方針

まちづくりの基本目標は、将来像を実現するために達成すべきまちの姿を政策分野別に具体的に示したものです。

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる行政運営とともに、独自のまちづくりが求められる時代の潮流を踏まえたうえで、次のような3つのまちづくりの基本目標を今後のあるべき姿として設定しました。

基本目標 1 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり

【産業・自然環境】

本市の緑豊かな山々と江の川や日本海で代表される美しい自然の中で営まれる農林水産業、1360年以上の歴史をもつ有福温泉などの魅力ある観光資源、古くからこの地に息づく瓦産業、日本遺産に認定された石見地域に伝承される神楽など、多くの地域資源に恵まれています。

少子高齢化や低迷する厳しい社会経済情勢のなかで、本市ならではの強みを活かし、活力を高めるまちづくりが重要です。

そのためには、未来を担う若者にとって魅力のある定住の場づくりと磨き上げた江津市の魅力を市内外に積極的に届けていくことが必要不可欠です。そこで、地域の資源や技術を組み合わせた地場産業の育成や、企業誘致、観光振興を図るとともに、市内外へのプロモーション推進し、江津市を知ってもらい、多様な関係性のもと、感動を紡ぎ続けていけるまちを目指します。

また、自然環境との共存を見据えた施策を検討し、江津市が誇る自然を後世に大切に残しつつ、明日を作り出せるまちづくりを推進します。

基本方針 1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり【産業】

まちが活気づき、人が交流することを通してにぎわいが生まれ、また、特色ある多様な産業が活性化することで、新たな雇用が生まれ、安心して豊かに暮らすことができる環境づくりが期待されます。

豊かな生活を支える産業基盤づくりに向けて、農林水産業や製造業などの地場産業の振興及び企業誘致・新規創業を推進し、多様な雇用の場の確保と若者定住を促進するとともに、観光と連携した地域産業の活性化につながる施策展開を図ります。

そのため、江津の地域資源を生かした第1次、第2次産業の経済活動を支援するとともに、観光業を再興するなど第3次産業の振興を進め、「にぎわいのあるまち」をめざします。

また、産業の活性化のため、経済・雇用・移住定住対策事業の充実、地場企業の支援・活性化や企業誘致による雇用の場の確保を図ります。

基本方針 2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり【自然環境】

私たちの財産である豊かな自然環境の保全・継承は、市民一人ひとりの意識向上と環境を守る取り組みが重要です。また、ふるさとの良さに気付き、郷土への愛着にも繋がることから、地域住民や企業の積極的参加による環境美化活動を推進し、良好な地球環

境の保全、自然と共生する環境づくりなど、恵まれた環境を守り育てるまちづくりを進めます。

また、世界的にも環境問題への関心が高いことから、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入・活用を図ります。

基本目標 2 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

【保健・医療・福祉・防災・都市基盤・生活環境・情報】

保健・医療・福祉の連携を強化し総合的なサービスの提供に努め、いつまでも健康に暮らせ、豊かな心の交流ができるようなやすらぎのあるまちをめざします。

また、個々人が抱える課題は複雑化・多様化しており、福祉的な支援を必要としている市民に対する支援が的確に届く包括的支援体制を推進していきます。また、地域コミュニティをはじめとした地域のつながりを今一度見つめなおし、誰一人とりのこさない市民の輪の構築に努めます。

少子高齢化が進行するなかであって、市民が安全で快適に暮らしていくためには、道路や通信基盤の整備、生活環境の整備など、ハード・ソフトの両面から、市民が真に必要なとする行政サービスを提供することが重要です。

基本方針 3 健康で安心して暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

人口減少、少子高齢社会にある今、高齢者夫婦世帯や一人暮らし世帯などの増加、核家族化などの家族形態の多様化や役割などが大きく変化するとともに、価値観の多様化やライフスタイルの変化などを背景に、地域社会での人々の結びつきは弱体化しています。このような中、市民ニーズの多様化や時代の変化に対応し、市民がお互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりが必要です。

本市では、少子高齢社会対策が重要な課題となっています。子どもからお年寄りまで、誰もが安心して住み続けることができるまちでなければ、元気な人やまちは育ちません。

そこで、市民が安心して暮らせるまちをめざして、総合的な拠点整備と地域施設の連携を構築するとともに、誰もが健康で元気に生きることができるための施策展開を図ります。

また、自助、共助、公助の視点による地域が主体となって支え合う地域福祉のまちづくり、高齢者や障がいをもつ人たちにやさしいまちづくり、各年代に応じた健康づくりや生きがいづくりなどの取り組みを進め、いきいきと暮らせるまちをめざします。

基本方針 4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

【防災・都市基盤・生活環境・情報】

市民のさまざまな活動を支え、持続可能なまちづくりを実現するには、ソフト施策と併せて、地域間を連絡するインフラの整備が必要となることから、市民の生活・交流、産業振興などを支える道路網・公共交通網をはじめ、安全で快適な暮らしを支える生活基盤を総合的に整備するための効果的な施策展開を図ります。

また、大規模災害を前提とした防災体制の確保、特に自然災害が発生した際に被害を

最小限に食い止め、速やかに復旧復興を図るため、国土強靱化の取り組みを推進するとともに、交通安全対策や防犯体制などの充実を通じた「安全で安心なまち」をめざします。

さらに、情報通信技術は、安全で快適な暮らしを送るうえで必要不可欠なものとなっており、市民が情報通信技術の恩恵を享受できるよう通信基盤等の整備を促進する必要があります。

基本目標3 いきいきとした人づくり・地域づくり

【教育・文化・スポーツ・人権・コミュニティ・市民参画】

ふるさとを育てる主役は、生活する市民の皆さんです。市民の皆さんがいきいきと将来を見据えて活動することが、新たな活力を創造することにつながります。

豊かな自然環境やこの地で育まれてきた多くの伝統芸能と文化資源を活かして、人々の学習や交流の輪を拡大するとともに、新たな芸術・文化を創造する人づくりを推進します。

また、地域活動をより活性化し、市民同士の交流を深めることで、お互いを尊重しあい、行政と市民が協力・連携するとともに、市民一人ひとりが主体的に学び、その成果を還元することができる地域づくりを進めます。

基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

【教育・文化・スポーツ】

海・山・川の美しい環境、地域特有の風景や赤瓦の街並みの中で受け継がれてきた伝統文化及び文化財は、これから先も守るべき財産です。この財産に親しみながら触れる機会を多く確保することにより、ふるさと江津を語ることができる人を育成できるよう施策の展開を図ります。

これからのまちづくりの要は「人」です。

そのため、次代を担う子どもたちが、よりよい学びを通じて、よりよい社会を作るという目標を地域全体で共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことができるよう取り組みを進めていきます。

また、生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、学習の成果をまちづくりに生かすことのできるしくみづくり、スポーツや文化の振興などを通して、人と人が触れ合うことができるまちづくりを進めるとともに、交流を生み出す芸術・文化や文化財などの伝統文化を受け継ぎ、ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人を育てることをめざします。

基本方針6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

【人権・コミュニティ・市民参画】

人権は、日本国憲法で保障されているように、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。また、部落差別解消推進法など差別解消に向けた法律が施行され、

人権問題の早期解決は国のみならず地方自治体の責務といえます。同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、H I V感染者・ハンセン病回復者、犯罪被害者及びその家族などの幅広い範囲にわたる人権問題に関する啓発活動の推進、相談体制の充実などを通して、人権対策を推進します。

少子高齢化により、企業のみならず地域活動においても、担い手不足は深刻であり、性別に関係なく誰もが活躍できる社会の実現の必要性は増々高まっています。そのため、出産・育児・親の介護等の全ステージにおいて男女が隔たりなく、協力し合う環境・意識づくりが不可欠です。男女共同参画推進委員会を中心に企業・地域に働きかけ、男女共同参画社会の実現のため男性の家事・育児などに対する意識改革を推進します。

いきいきとしたまちの実現のため、地域活動を今以上に活性化し、市民の行政参加を促進するとともに、市民が自ら考え、行動することを支援する施策展開を図ります。

また、“わたしたちのまち”という意識をすべての市民が持ち、市民や地域、団体などが連携し、それぞれが主体的にまちづくりを進めることができる体制づくりを進める必要があります。

そのため、市政への市民参画を計画段階から積極的に促進させるとともに、市民の声を市政へ反映させる体制を強化します。併せて、広報紙やホームページなどによる正確で迅速な情報提供を行い、情報の共有化を図ります。

第3部 基本計画



第1章 前期基本計画の振り返り

前期基本計画で実施した施策などの実施状況を3つのまちづくりの基本目標に沿って振り返りを行い、実施成果・見えてきた課題・今後の方向性についてまとめます。

基本目標1 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり【産業・自然環境】

基本目標1に関しては、以下の2つの基本方針を軸に施策を展開・実施しました。

【基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり】

- 江津の地域資源を生かした第1次、第2次産業の経済活動を支援するとともに、観光業を再興するなど第3次産業の振興を進め、「にぎわいのあるまち」をめざします。また、産業の活性化のために、経済・雇用・移住定住対策事業の充実、地場企業の支援・活性化や企業誘致による雇用の場の確保を図ります。

【基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり】

- 地域住民や企業の積極的参加による環境美化活動を推進し、良好な地球環境の保全、自然と共生する環境づくりなど、恵まれた環境を守り育てるまちづくりを進めます。また、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入・活用を図ります。

基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり【産業】

| 実施した施策等 | 課題・方向性等 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスプランコンテストの実施及び支援体制の構築 ● 江津市地場産業振興センターにサテライトオフィスを整備 ● 有福温泉再生整備 ● 島根職業能力開発短期大学校及び島根県立江津工業高校と連携 ● GO▶GOTSU!フェスを開催 ● 定住相談員を活用したUIターン者の確保 ● 地域商社と連携した6次産業商品の開発や販路開拓 ● 第4次有機農業推進計画の策定による意識醸成と学校給食への有機米導入 ● 地元野菜の学校給食導入量と直売所販売量の拡大 ● 認定農業者、新規就農者の確保 ● 有害鳥獣の捕獲と防護対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍からの消費行動の変容 ● 市民生活に影響を与える事業者の廃業 ● 体験型観光の受け入れなどに取り組む事業者の掘り起こし ● 高校新卒での地元就職者の確保が困難 ● ビジネスプランコンテストの応募者数の減少と地域課題解決型（思い先行型）に偏ったプランの増加 ● 管理不全による活用可能な空き家数の減少 ● 販路開拓の検証とPR強化 ● 計画の取組実施と有機米生産規模の拡大 ● 需要と供給のマッチング ● 農業法人の強化、農地集約と管理の省力化 ● 地域による追い払い対策の強化 ● 林業従事者の確保 ● 就漁者の確保 |

- 循環型林業の推進と森林環境税の活用
- 海洋・内水資源の回復

基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり【自然環境】

| 実施した施策等 | 課題・方向性等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 不用品買取サイトとの連携（リユース推進） ● 出前講座、ごみ処理施設見学、江津市地球温暖化対策推進協議会の事業（エコライフカレンダー等）を通じた意識啓発 ● 令和5年度に下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行し、資産・負債の見える化を行い、経営状況の見える化を実施 ● 直接支払交付金を活用した農村の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市全体のごみ排出量は緩やかに減少しているが、1人1日あたり排出量は増加傾向 ● 地域で活動する人材や団体の育成が必要 ● 今後の人口減少を見込み、機器のダウンサイジングの検討 ● 企業会計担当職員の人材育成 ● 維持する組織構成員の高齢化と減少 |

基本目標2 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

【保険・医療・福祉・防災・都市基盤・生活環境・情報】

基本目標2に関しては、以下の2つの基本方針を軸に施策を展開・実施しました。

【基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり】

- 市民ニーズの多様化を踏まえ、全市民が安心して暮らせるまちをめざして、総合的な拠点整備と地域施設の連携を構築し、誰もが健康で元気に生きることができるための施策展開を図るとともに、自助、共助、公助の視点による地域が主体となって支え合う地域福祉のまちづくりなどの取り組みを進め、いきいきと暮らせるまちをめざします。

【基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり】

- 市民生活や地域産業を支える通信基盤を含めたインフラ整備をソフト・ハードの両面から総合的に実施します。また、大規模災害を前提とした防災体制の確保並びに速やかな復旧復興を図るため、国土強靱化の取り組みを推進するとともに、交通安全対策や防犯体制などの充実を通じた「安全で安心なまち」をめざします。

基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

| 実施した施策等 | 課題・方向性等 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療・介護連携支援センターの設置 ● 介護分野の多様な人材確保に向けた研修の実施 ● 生活支援相談センターごうつを開設 ● こども・若者総合相談窓口を開設 ● 各種ボランティアの養成講座や研修の実施 ● 認知症サポーター養成講座を開催 ● 在宅介護支援センターとの連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療、介護の人材不足が深刻 ● 業務内容に即した人材採用 ● ボランティアなどの担い手づくり及び人材確保 ● 地域や企業などのボランティア活動や支援に関する理解の促進 ● 少子化による園児数減少 ● 建設から年数を重ね老朽化が進む施設の今 |

基本計画

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育や休日保育の拡充 ● こども家庭センターの設置 ● 幼児教育アドバイザーを配置 ● 赤ちゃん登校日の実施 ● 放課後子ども教室の実施 ● 放課後児童クラブの実施 | <p>後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブ支援員の確保 |
|---|---|

基本方針 4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり【防災・都市基盤・生活環境・情報】

| 実施した施策等 | 課題・方向性等 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所の現況調査を行い、砂防、急傾斜事業の推進 ● 危険箇所の現況調査を行い、海岸侵食対策事業・災害防除事業の推進 ● 各地域の自主防災組織に向けての出前講座実施 ● 使用しない公共施設の解体 ● 木造住宅耐震化促進事業の補助メニューの見直し ● 県道浅利渡津線の開通 ● 防犯灯管理のデジタル台帳を整備 ● 市内中学生や専門学校生へ消費者教育出前講座開催 ● 波積ダムの運用開始 ● 江の川及び八戸川の河川整備の推進 ● 都治川の河川整備の推進 ● 治山事業等の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別避難計画の策定 ● 防災マップの最新版策定 ● 住宅については、耐震診断が義務ではないため、住宅耐震化が困難 ● 既存公共交通体系の利便性向上 ● 地域の防犯見守り活動協力者の減少 ● 犯罪の多様化による被害防止対策の強化 ● 行財政に基づく長期的な施設管理方針 ● 治山事業完了までの迅速化 |

基本目標 3 いきいきとした人づくり・地域づくり

【教育・文化・スポーツ・人権・コミュニティ・市民参画】

基本目標 3 に関しては、以下の 2 つの基本方針を軸に施策を展開・実施しました。

【基本方針 5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり】

- 次代を担う子どもたちが、よりよい学びを通じて、よりよい社会を作るという目標を地域全体で共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことができるよう取り組みを進めていきます。
- 生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、学習の成果をまちづくりに生かすことのできるしくみづくり、スポーツや文化の振興などを通して、人と人が触れ合うことができるまちづくりを進めるとともに、交流を生み出す芸術・文化や文化財などの伝統文化を受け継ぎ、ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人を育てることをめざします。

【基本方針 6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり】

- 幅広い範囲にわたる人権問題に関する啓発活動の推進、相談体制の充実などを通して、人権施策を推進します。男女共同参画推進委員会を中心に企業・地域に働きかけ、男女共同参画社会の実現のため、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や社会的慣行の見直しに取り組みます。
- 市政への市民参画を計画段階から積極的に促進させるとともに、市民の声を市政へ反映させる体制を強化します。併せて、広報紙やホームページなどによる正確で迅速な情報提供を行い、情報の共有化を図ります。

基本方針 5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

【教育・文化・スポーツ】

| 実施した施策等 | 課題・方向性等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の祭事・行事に関する記録作成 ● 埋蔵文化財の本調査の実施 ● 市内小中学校へコミュニティ・スクールの導入 ● 各学校で主体的・対話的で深い学びの視点での組織的な授業改善を目的としたアクションプランの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 埋蔵文化財専門職員の不足 ● 地域側も積極的に関わる環境の整備 ● 適正規模の学校整備の推進 ● 老朽化を迎える学校施設等の検討 ● 生涯学習・スポーツ推進施策の拡充 |

基本方針 6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

【人権・コミュニティ・市民参画】

| 実施した施策等 | 課題 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 松江地方法務局と連携し人権擁護委員による人権相談所を開設 ● 小さな拠点モデル地区推進事業による 5 地区（桜江町）連携のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ● 人権に無関心な人への効果的なアプローチ ● 地域の担い手づくりの確保・育成 ● 地域関係者の意見交換の場の創出 ● ボランティア人員の確保と養成 |

第2章 施策

SDGs と基本計画の関連

SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17の目標・169のターゲットから構成され、すべての人が地球上の「誰一人取り残さない」をキーワードに目標達成に向けて行動することが求められています。

日本国政府においても、地方自治体を含むあらゆる人々と協力し、SDGsに取り組むことを示しています。

|  世界を変えるための17の目標 | | | |
|--|--|--|---|
|  1 貧困をなくそう | 目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |  9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 目標9（インフラ、産業化） 災害に強いインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  2 飢餓をゼロに | 目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、すべての人が栄養のある十分な食料を確保できるよう、持続可能な農業を促進する |  10 人や国の不平等をなくそう | 目標10（不平等） 国内及び各国間の不平等を是正する |
|  3 すべての人に健康と福祉を | 目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |  11 住み続けられるまちづくりを | 目標11（持続可能な都市） 誰もが受け入れられ、安全で災害に強い持続可能な都市及び居住環境を実現する |
|  4 質の高い教育をみんなに | 目標4（教育） 全ての人が公正で質の高い教育を受けられ、生涯にわたって学習できる機会を促進する |  12 つくる責任 つかう責任 | 目標12（持続可能な生産と消費） 持続可能な方法での生産・消費の形態を確保する |
|  5 ジェンダー平等を実現しよう | 目標5（ジェンダー） ジェンダー平等（性を理由に差別されない）を達成し、全ての女性及び女児の能力の可能性を伸ばす |  13 気候変動に具体的な対策を | 目標13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
|  6 安全な水とトイレを世界中に | 目標6（水・衛生） すべての人々の安全な水と衛生的な環境へのアクセスと持続可能な管理を確保する |  14 海の豊かさを守ろう | 目標14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 目標7（エネルギー） すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |  15 陸の豊かさも守ろう | 目標15（陸上資源） 陸上の生態系や森林の保護、回復、持続可能な利用を推進し、砂漠化・土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止する |
|  8 働きがいも経済成長も | 目標8（経済成長と雇用） すべての人々のために持続可能な経済成長、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する |  16 平和と公正をすべての人に | 目標16（平和と公正） 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、すべての人が法や制度で守られる社会を構築する |
| | |  17 パートナリシップで目標を達成しよう | 目標17（実施手段） 目標達成のために必要な実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

本計画で取り組む施策の方向性は、SDGsの目指す17の目標とスケールは異なるものの、方向性は同じであることから、施策ごとにSDGsのいずれのゴール達成に資するものかを明確化し、SDGsとの関連や考え方を踏まえ事業を進めていきます。

※基本計画では、各施策に関連する目標のアイコンを示しています。

基本目標1

産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり

1. 基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1-1 施策1 若者に魅力ある産業づくり



施策の体系

若者に魅力ある産業づくり

- (1) 地域資源を活かした商工業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 企業誘致の推進

(1) 地域資源を活かした商工業の振興

現状と課題

- コロナ禍による生活様式の多様化と消費行動の変容は地域商業に大きな影響を及ぼしています。そのため、消費者ニーズに即した事業の見直しや事業継続のための支援が求められています。
- 原材料価格や人件費が上昇し、企業の利益を圧迫しています。今まで実施してきた新規創業支援、新分野進出、新事業展開への支援を継続し、他社との差別化や付加価値向上による経営体質の強化を図る必要があります。
- 本市の人口は年々減少傾向にあり、20歳から24歳の若い世代が極端に少なく、若い世代にとって魅力ある雇用の場の創出に加え、後継者不足に対する事業承継の支援が課題となっています。
- 江津の伝統産業である瓦産業の再編により、関連企業の事業環境が大きく変化することが懸念されることから、異分野参入や生産性向上に向けた取組みの促進が課題となっています。
- 公共公益複合施設や駅前ホテルのオープン、周辺道路整備によって駅前地区の来訪者は増加し、新規出店も進みました。引き続き関係機関と連携し、ビジネスプランコンテスト等のソフト事業を行いながら、江津駅前を中心とした商業の活性化や創業の促進に取り組む必要があります。

方針

- 商工業の振興のため、県や商工団体、金融機関などと連携し、取り組みを進めていきます。また、石州瓦工業組合や関連企業への支援を継続し、瓦産業の維持に努めます。
- 地域資源を活用した産業の活性化を図るとともに、後継者不足の状況に対して事業承継のための支援に取り組めます。
- 新規事業者に対する創業期の伴走支援を行うとともに、既存店舗に対しても各関係機関と連携した支援体制を構築します。

具体的な取り組み

① 新規創業などにかかる支援

- 企業&起業家支援コンソーシアムによる支援
- 創業にかかる金融負担軽減などの支援

② 地場産業の競争力強化支援

- 技術開発、商品開発、新分野進出、販路開拓地、生産性向上などへの支援
- 石州瓦工業組合が実施する石州瓦販路開拓事業などへの支援

③ 商業活性化への支援

- 小売業・サービス業の空き店舗活用などの創業支援
- 関係機関と連携し、既存店舗の伴走型支援の充実

参考資料

●工業の推移

| 年度 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|-------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 事業所数 | 53 | 54 | 53 | 59 | 60 |
| 従業者（人） | 1,559 | 1,640 | 1,505 | 1,554 | 1,607 |
| 製造品出荷額等（億円） | 494.8 | 472.0 | 367.2 | 490.8 | 588.2 |
| 粗付加価値額（億円） | 230.7 | 209.8 | 139.4 | 215.7 | 189.4 |

資料：工業統計調査

●商業の推移

| 年度 | 平成 19 年 | 平成 24 年 | 平成 26 年 | 平成 28 年 | 令和 3 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 事業所数 | 402 | 317 | 294 | 301 | 261 |
| 従業者（人） | 1,722 | 1,320 | 1,383 | 1,482 | 1,458 |
| 年間商品販売額（億円） | 319.8 | 242.8 | 246.0 | 310.7 | 269.2 |

資料：商業統計調査

●産業中分類別製造業の状況（令和 4 年度）

| 産業名 | 事業所数 | 従業者数 （人） | 製造品出荷額等 （億円） |
|------------|------|-------------|-----------------|
| 総数 | 60 | 1,607 | 588.2 |
| 食料品 | 6 | 194 | 19.9 |
| 飲料・たばこ・飼料 | 1 | 3 | X |
| 繊維工業 | 11 | 168 | 7.3 |
| パルプ・紙・紙加工品 | 1 | 218 | X |
| 化学工業 | 2 | 134 | X |
| プラスチック製品 | 2 | 55 | X |
| 窯業・土石製品 | 20 | 296 | 53.2 |
| 鉄鋼業 | 3 | 45 | 13.9 |
| 非鉄金属 | 1 | 76 | X |
| 金属製品 | 3 | 84 | 20.5 |
| 生産用機械器具 | 4 | 86 | 15.9 |
| 輸送用機械器具 | 4 | 242 | 79.5 |
| その他 | 2 | 6 | X |

資料：工業統計調査

(2) 農林水産業の振興

現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、農村の過疎化が急速に進み、集落機能の低下や農地の荒廃が進んでいます。また、耕作放棄地の増加とともに、これまで集落共同で取り組んできた農地・農業用施設などの保全管理が難しくなっています。そのため、担い手に重心を置いた将来的な農地の在り方を始めとした農地を維持するための取組が課題となっています。
- 江津市内において地域毎の地形特色や適した農産物が異なり、その結果、地域毎に農地・農村の維持・発展の将来ビジョンは異なっています。
- 農産物価格の不安定や資材・肥料価格の上昇をはじめ、鳥獣被害の拡大と被害対策経費の増大などにより、農業経営力は低下しています。
- 本市の農林水産業は、海・山・川の豊かな自然環境の中で育まれてきました。しかし、農林水産業を取り巻く情勢は、高齢化や後継者不足、収益の低下など、多くの問題を抱えています。
- 本市では農業の基盤整備、担い手確保対策などを実施し、有機農業を推進することにより、新たな農業参入や雇用就農者を確保しています。
- 林業は、林業専用道など基盤整備や自伐林家の育成などに努めていますが、すでに伐期を迎えた森林が多い中、基盤整備の遅れから、効率よく事業が実施できない状況にあり、作業道などの基盤整備が求められています。
- 水産業については、資源の減少に対し、稚魚・稚貝の放流と併せて、漁礁の設置や禁漁期の延長など、資源回復のため、各関係組織と連携した取り組みを進める必要があります。

方針

- 地域の豊かな農林水産資源を活かし、地域を代表する特産品を創出するとともにそれに必要な原材料の生産拡大を推進します。
- 第四次江津市有機農業推進計画を基盤とし、江津市の豊かな自然が育んだ有機野菜を起点とした地域内連携の促進、担い手確保・育成に向けた支援体制の拡充、「江津の有機ブランド」確立を推進します。
- 地域ぐるみの有害鳥獣対策を推進します。
- 地域計画に基づき、地域毎の実情とエリアビジョンに見合った在り方を策定し、地域の農業を担う者を中心とした江津市の農業・農村の発展に向けた取り組みを推進します。
- 林業については、基盤整備とともに、林業事業者や山林所有者にとって魅力ある循環型林業を推進します。
- 水産業については、持続可能な漁場の確保のため、稚魚・稚貝の放流を継続し栽培漁業を推進します。

具体的な取り組み

① 6次産業化の推進

- 商品開発・ブランド力向上のための支援
- 生産拡大と安定供給体制の構築
- 販路拡大や6次産業化を支える事業者支援

② 有機農業の推進

- 地域ぐるみで取り組む有機農業産地づくりの支援
- 有機農業の新規参入の促進
- 有機農業実践者への規模拡大支援

③ 「地産地消」の推進

- 生産者と消費者を結ぶ直売所の運営支援
- 生産者の確保と育成
- 学校給食食材における江津市産農産物の利用促進
- 営農コーディネーターの配置

④ 担い手の確保・育成

- 地域計画に基づいた人と農地の確保
- 森林作業員の雇用安定化支援

⑤ 農業の有する多面的機能の発揮支援

- 多面的機能支払交付金の活用による保全活動組織の支援
- 地域資源（農地・水路・農道など）の資質向上を図る共同活動への支援
- 将来に向けて農業生産活動を維持する活動への支援
- 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コスト支援

⑥ 有害鳥獣対策

- 有害鳥獣の捕獲・追い払い
- 防護柵の設置
- 有害鳥獣処理施設の支援

⑦ 循環型林業の推進

- 地域ぐるみで実践する間伐材の搬出支援
- 森林環境税を活用した危険木の除去・里山整備の支援

⑧ 栽培漁業の推進

- 稚魚・稚貝の放流による栽培漁業の推進

(3) 企業誘致の推進

現状と課題

- 雇用の場や人材の確保のため、県と連携しながら企業誘致に向けての活動を展開しています。その結果、製造業を中心とした企業進出、設備投資が進み、かつての工都江津市に戻りつつあります。
- 豊富な工業用水を有する江津工業団地は山陰道の整備が進み需要の拡大が見込まれる中、造成済用地が少なく、令和5年度から新たな造成事業に着手しています。また、誘致活動は継続しなければならず、より一層の誘致活動の推進が必要となっています。
- 江津市地場産業振興センターを改修し、令和4年度にサテライトオフィス及びコワーキングスペースを開設しました。IT やバックオフィスを含む幅広い分野の企業誘致を積極的に展開し、地元雇用を促進するとともに関係機関と継続的なフォローアップ体制を構築しています。

方針

- 産業構造の変化に対応してさまざまな分野での企業誘致活動を推進するとともに、誘致企業のフォローアップ体制を強化します。

具体的な取り組み

- ① **企業誘致の促進による雇用創出**
 - 各種優遇制度のPR強化と活用促進
 - 企業訪問及び情報収集の強化
 - IT関連企業やソフト産業の誘致活動の強化
- ② **誘致企業のフォローアップの充実**
 - 誘致企業の訪問の継続・強化
 - 誘致企業訪問による情報収集及び市内企業との連携強化
 - 誘致企業の活動継続・機能拡張に対する支援

1. 基本方針 1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1-2 施策 2 観光による賑わいづくり



施策の体系

観光による賑わいづくり

(1) 特色ある観光資源の活用
(2) 観光PRの推進

(1) 特色ある観光資源の活用

現状と課題

- 近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」といった参加体験型の観光へと大きく変化しています。
- 本市には、日本遺産に認定された石見地域に伝承される神楽、天領江津本町藁街道など観光資源があります。有福温泉、風の国などの宿泊施設へどのように誘客するかが課題となっています。
- 令和2年度に有福温泉再生プロジェクトを立ち上げ、民間事業者を中心とした温泉街の再生に取り組んでいる状況です。また、有福温泉地区街なみ整備事業の導入により、温泉街の景観整備を推進していきます。
- 風の国は第三セクターから民間事業者に変わり、民間の企画力やノウハウを活かし運営されていますが、地元との繋がりや県外でのPR活動等、事業者と連携した取り組みが必要です。
- 広域観光ルートや地域資源とのネットワークづくりは、関係機関と連携して圏域内で滞在時間を増やす取り組みが必要です。
- 本市では、江の川祭、ごうつ秋まつり、ピクニックラン桜江、神楽大会、などのイベントを継続的に実施しています。
- 外国人観光客をはじめとした観光客の利便性向上のためのWi-Fiの整備が求められています。

方針

- それぞれの観光資源の魅力化を図ります。
- 広域的に連携して観光ルートの造成や地域資源のネットワーク化を推進し、観光振興を図ります。
- 有福温泉については、一過性の観光地から、地方の暮らしを楽しむ拠点（中長期滞在型エリア）としての機能も持たせることで賑わい創出を図ります。

具体的な取り組み

① 地域観光資源の活用

- 石見神楽など地域資源を活用した誘客促進
- 広域的な連携により地域資源を活用した観光ルートの造成
- 地域資源を体験に取り入れた観光コンテンツづくり及び推進

② 受入れ環境の整備

- 案内サインの整備（新設、改良、多言語）
- 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備促進

③ 有福温泉活性化の推進

- 空き施設を活用した再生事業の展開
- 新たな産業誘致と起業支援

(2) 観光PRの推進

現状と課題

- 観光客のニーズに応え、訪れてもらうためには、本市の観光地や史跡、文化、暮らしなどの特徴や魅力を広く知ってもらうことが必要です。
- 本市の観光PRは、観光パンフレットの作成・配布と市や観光協会によるホームページ・SNSの更新、各種イベントに参加してのPR活動を行っています。今後は、誘客のPRに加え、来訪者へのPRも必要となっています。
- 石見の神楽が日本遺産に認定されたことを活かし、より複合的に情報発信を強化する必要があります。
- シティプロモーション事業を通じて本市の知名度向上を進めることによって、交流人口や関係人口の増加が期待できます。

方針

- ホームページ・SNSの活用を基本に、更新頻度、内容を充実して情報発信をするとともに、インバウンド対策として、多言語による情報発信についての対策を推進します。
- 首都圏を中心とする都市部でのPR活動やSNS等を活用した情報発信に取り組みます。

具体的な取り組み

- ① 情報発信の強化
 - イベント情報などのPR活動の推進
 - 都市部を対象としたプロモーション活動の推進

1. 基本方針 1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1-3 施策 3 雇用を支える定住環境づくり



施策の体系

雇用を支える定住環境
づくり

(1) 雇用促進
(2) U I ターン者の定住促進

(1) 雇用促進

現状と課題

- 少子高齢化による人口減少が顕著な本市にとって、生産年齢人口の減少は大きな課題となっています。
- ワークステーション江津との連携による企業ガイダンス、高等学校訪問、企業訪問によるニーズ調査などにより雇用対策は進んでいますが、今後はさらに人材確保が厳しくなると予想されます。
- 求職者のマッチング、新卒者の地元就職、U I ターン者の確保、企業の魅力向上の支援などを進めています。
- 多様な人材が活躍するためには、多様性を受容できるような体制を整え、働きたい方が安心して働ける環境づくりが必要です。
- 時代の急速な移り変わりにより、企業が求職者に求める技術・技能も急速に変化しています。そのため、求職者に対して企業ニーズに沿ったスキルの習得やリスキリング支援を実施し、企業・求職者双方のニーズを満たしたマッチングを実現するとともに、働く方のキャリアプランの可能性を広げる支援が重要です。

方針

- 求職者の能力開発の機会を確保します。
- 市内企業の雇用確保には、企業の魅力化が重要な取り組みであり、引き続き実施していきます。
- 多様な人材が安心して働き、その能力を最大限発揮できるようダイバーシティについての理解促進に努めていきます。

具体的な取り組み

- ① **ワークステーション江津の活用**
 - 雇用情報の提供・職業紹介
 - 市内企業と求職者とのマッチングの促進

- ② **市内企業の人材確保と求職者の就業促進**
 - 産業人材の育成と地元就職の推進
 - 求職者のスキルアップ支援

- ③ **企業の魅力化推進**
 - 企業による持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みの推進
 - 働きやすい職場環境の推進と情報発信力の強化

- ④ **多様な人材の活躍推進**
 - 多様な人材受け入れのための支援体制整備
 - 外国人労働者受け入れへの促進

(2) U・Iターン者の定住促進

現状と課題

- 本市の現在ある魅力をさらに高め、まだ魅力とは考えられていないものを磨き上げることで、まちの魅力を増進し、戦略的かつ効果的に発信して挑戦したい若者やふれあいを求める都市住民の移住を促す必要があります。
- 本市では、高齢化の進展やライフスタイルの変化などに伴う居住環境へのニーズの多様化に対して、新たなニーズに即した市内での宅地開発や定住化の促進を図り、人口の流出抑制に努めています。
- 移住・定住の相談窓口のワンストップ化については、スムーズに相談対応ができており、相談者も増加傾向となっています。令和4年江津市空家等対策において、U・Iターンのための空き家活用促進事業を推進し、江津市空き家バンクへの登録を促進するとともに、U・Iターン者の居住支援を拡充していきます。
- ビジネスプランコンテストなどにより、U・Iターン創業人材などの確保が進んでいます。また、G O ▶ G O T S Uブランドサイトや首都圏でのプロモーション活動などを展開しています。
- 令和5年度より、民放放送局と連携したシティプロモーションを開始しました。菰沢公園・波子駅のリブランディング化を軸に据え、住民をはじめとした多種多様なステークホルダーとの協働を通して、江津市の魅力を発信するとともに、地域の新しい価値の創造に取り組んでいます。

方針

- シティプロモーションの推進と戦略的な情報発信、空き家を活用した移住の促進、定住相談員の配置や相談窓口のワンストップ化による効率的な移住支援、U・Iターン創業人材などの確保により、移住・定住・交流を促進します。

具体的な取り組み

① シティプロモーションの推進

- 都市部でのプロモーション活動による関係人口の拡大や官民連携の促進

② 空き家を活用した移住の促進

- 空き家バンクを活用したU・Iターンの促進
- 空き家活用者の負担軽減を目的とした独自の支援制度の整備

③ 定住相談員の配置

- U・Iターン者向けの空き家情報の提供や就業支援
- 家族構成などに配慮した定住相談の充実

④ U I ターン創業人材などの確保

- ビジネスプランコンテストなどによるU I ターン創業人材などの確保
- 外部人材の受入促進

2. 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2-1 施策1 豊かな自然と調和した環境づくり



施策の体系

豊かな自然と調和した
環境づくり

(1) 住民参加の環境美化推進
(2) 環境保全対策の推進

(1) 住民参加の環境美化推進

現状と課題

- 本市では自分たちの住む町をきれいにして気持ちよく生活したいという意識が高く、市内全体で自治会活動や自発的な取り組みにより清掃や除草、花を植えるなどの環境美化活動が行われています。
- 江津市内のごみ排出量は緩やかに減少していますが、1人1日あたり排出量は増加傾向にあります。今後ごみの発生抑制、再利用、再使用を促進する取り組みの継続が必要です。
- 人口減少と高齢化による担い手不足は環境美化の面でも例外ではなく、これまで住民により支えられていた環境美化活動の継続が難しくなっており、人材確保が課題となっています。
- 空き地や空き家の雑草やそれによる害虫被害などの問題が増加しています。
- 市でも財政や人員不足によりできることが限られてくる中で、住民の力で地域の環境を守る取り組みがますます必要となっています。

方針

- 次世代に「美しいまちを残すことは、他人任せでは実現しない」ということの自覚を促し、地域住民や企業の積極的参加による環境美化活動を推進します。

具体的な取り組み

① 川・海・山の美化

- 市民、企業、行政などの協力による清掃活動の推進

② 農村環境の保全活動の推進

- 多面的機能支払交付金の活用による保全活動組織への支援（再掲）

③ 市民一斉清掃の推進

- 江津市衛生組合協議会を主体とした、市民一斉清掃（江津地区）、クリーン桜江による清掃活動の推進

④ 不法投棄パトロール監視活動の推進

- 市民、企業、行政の協力による不法投棄パトロール監視活動の推進

(2) 環境保全対策の推進

現状と課題

- 市民の財産である日本海と江の川の環境保全には、住民一人ひとりの意識向上と環境を守る取り組みが重要であり、水が豊富だからこそ守り続ける意義も大きいと考えられます。
- 個人や家庭レベルでの水質環境保全の取り組みとして、洗剤の適量使用や食品ロス削減、鍋のよごれは流さずふき取って燃やせるごみに出すなど、地道な啓発を行っています。
- 県では、平成30年度に策定された「生活排水処理ビジョン第5次構想」により令和8年度の汚水処理人口普及率を87%以上、処理施設への接続率についても90%以上をめざすと目標設定しています。
- 本市における生活排水処理施設の普及状況を表わす汚水処理人口普及率は、令和5年度末には57.4%で、県全体の平均の83.8%を下回っています。
- 水洗化率は、少しずつ伸びていますが、公共下水道の供用開始時期が遅かったこともあり、県全体の接続率に比べて低くなっています。
- 令和5年度に会計制度を特別会計から公営企業会計へ移行し、資産・負債の見える化を図るとともに、経営状況の明確を実施しました。
- 江津市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持・修繕を実施します。

方針

- 公共下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水対策を推進し、公共用水域の水質保全や市民の住環境改善のため、水洗化率の向上を図ります。
- 日本海と江の川の環境保全のため、住民の意識向上と環境を守る取り組みを推進します。
- 管渠整備を令和8年度で終了するため、汚水処理人口普及率は、合併処理浄化槽の普及によって向上されることとなります。生活環境改善のため、汲み取り及び単独処理浄化槽からの転換を推進します。

具体的な取り組み

- ① 下水道などの整備による水質の保全
 - 普及率及び水洗化率向上の取り組み推進
 - 合併処理浄化槽への転換を促進
- ② 環境保全意識の啓発
 - 環境保全に対する市民への意識啓発の推進

2. 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2-2 施策2 自然環境とふれあう交流のまちづくり



施策の体系

自然環境とふれあう交流のまちづくり

(1) 体験・滞在型交流の推進

(1) 体験・滞在型交流の推進

現状と課題

- 本市の豊かな自然環境や歴史・文化などを守り伝えるとともに、それらを活用し、地域内外の人たちにとって魅力あるまちづくりを進めることが求められています。
- 本市では、民間や地域コミュニティ組織が主体となり、農業体験や田舎暮らし体験をはじめ、本市ならではの体験事業や交流イベント・活動が展開されています。一方で、コロナ禍の影響で全体への広がり鈍化しています。そのため、今後さらなる推進が求められます。
- これらの取り組みは、一過性の観光・交流ではなく、関係人口の創出にも寄与しています。
- まち・ひとと結び事業費補助金を設け、江津市内の地域活動団体が行う移住・定住・交流事業や体制づくりにかかる取組みを支援しました。

方針

- 民間、地域コミュニティ組織やNPO法人などが主体的に行っている交流活動を支援します。
- 中短期滞在型の交流を活性化することで、地域活性化や観光振興にも波及する交流人口・関係人口の確保を図ります。

具体的な取り組み

- ① 地域コミュニティによる交流の推進
 - 地域住民と都市住民との交流促進

2. 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2-3 施策3 自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり



施策の体系

自然とともに歩む環境
にやさしいまちづくり

(1) 再生可能エネルギーの活用
(2) 省エネルギーシステムの構築

(1) 再生可能エネルギーの活用

現状と課題

- 環境問題は世界的に関心が高く、市内において風力・水力・太陽光・バイオマスなど多種にわたる再生可能エネルギー設備が多く導入されています。特に民間において、積極的に導入されており、山陰有数の発電量を誇っています。
- 市内で生みだされた再生可能エネルギーが地元で消費される「地産地消」を推進していく必要があります。
- 江津市では令和5年に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする【ゼロカーボンシティ】宣言を行い、地球温暖化対策の推進を確かなものとすると同時に、令和6年に実施計画である江津市地球温暖化対策実行計画の改定と江津市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画策定を行い、継続的な地球温暖化対策に取り組みます。

方針

- 環境と調和した再生可能エネルギーの活用と市民の理解の促進を図ります。
- 国・県の助成を活用し、市民・事業者の協力により積極的に普及を図ります。
- 市内に存在する官民の施設、市内の土地・海や交通手段等への再生可能エネルギーの最大限の導入を推進します。

具体的な取り組み

- ① 多様なエネルギーの活用
 - 地域の特性を活かした多様な電力の活用の推進
 - 市内への再生可能エネルギーの最大限の導入の推進
- ② 啓発活動の推進
 - 再生可能エネルギーへの理解を深める啓発活動・情報提供の推進

(2) 省エネルギーシステムの構築

現状と課題

- 私たちは便利で快適な生活を求め、資源やエネルギーを大量に消費した結果、現在、二酸化炭素の増加による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊など、地球規模の深刻な環境問題に直面しています。
- 「省エネルギー・省資源」に加えて、「地球温暖化防止」の視点が重要となっており、地球温暖化防止対策を推進する必要があります。
- 江津市では令和5年に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする【ゼロカーボンシティ】宣言を行いました。地球温暖化対策の一端として、循環型社会の実現を促進・普及していく取り組みが必要です。

方針

- 3R運動の推進、公共施設などでの省エネルギー対策の推進、地球温暖化防止対策の推進、省エネルギーの啓発活動を推進します。

具体的な取り組み

- ① **3R運動の推進**
 - ごみの減量（リデュース）・繰り返し使用（リユース）・資源化の推進（リサイクル）
- ② **公共施設などでの省エネルギーの推進**
 - 施設改修などによる省資源・省エネルギーの推進
- ③ **地球温暖化防止対策の推進**
 - 省エネルギー行動への意識啓発と普及
 - 温室効果ガスの抑制に向けた目標設定
 - 二酸化炭素の排出抑制の促進
- ④ **啓発活動の推進**
 - 学校・家庭・地域での環境学習の推進

参考資料

●ごみ排出量の推移

(単位：t)

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 燃やせるごみ | 6,342 | 6,276 | 6,015 |
| 燃やせないごみ | 395 | 404 | 316 |
| 資源ごみ | 694 | 659 | 625 |

資料：市民生活課

基本目標2

豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-1 施策1 総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり



施策の体系

総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり

(1) 保健・医療・福祉の核づくり

(1) 保健・医療・福祉の核づくり

現状と課題

- 本市のシビックセンターゾーンでは行政サービスの総合拠点として、防災機能を備える市役所本庁舎、病院、介護施設、保育所、住宅、警察署が整備されています。
- 済生会江津総合病院に介護医療院「なでしこ江津」が開設され、慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応した療養の場が充実しました。

方針

- シビックセンターゾーンに整備された市役所本庁舎に隣接することによる保健・医療・福祉機能に対するメリットを十分に活かせるように、さらなる連携の強化を図ります。

具体的な取り組み

- ① 拠点施設の強化
 - 保健・医療・福祉機能の強化とネットワーク化の推進

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-2 施策2 きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり



施策の体系

きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 生活支援の推進

(1) 地域福祉の推進

現状と課題

- 少子高齢化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、人と人とのつながりが希薄化しており、地域力は年々低下しています。
- 福祉ニーズが多様化・高度化する中で、行政主導の福祉サービスだけでは十分な対応が困難になっています。
- このような中、住民、団体組織、行政が手を携えて、誰もが生活の拠点である地域でその人らしく安心した生活が送れる地域社会の構築を目指し、人づくり、地域づくり、包括的支援体制づくりの更なる取り組みが必要です。

方針

- すべての人が人として尊厳をもって、住み慣れた家や地域の中で安心して、その人らしい自立した生活を営めるよう、共に生きる地域社会を実現するために、市民が一丸となり「未来を創るイキイキ協働体」として行動できるまちを目指します。
- 令和6年度から令和11年度までの6年間に計画期間とした「第4次江津市保健福祉総合計画」の「地域福祉計画」に基づき、各種の事業に取り組んでいきます。

具体的な取り組み

- ① **地域福祉を担う人づくり**
 - 福祉教育の推進
 - ボランティアなど市民活動の育成・支援

- ② **地域福祉を展開する地域づくり**
 - 地域福祉活動の体制づくり
 - 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

- ③ **地域福祉を支える包括的支援体制づくり**
 - 重層的支援体制整備事業の推進
 - 相談体制・情報提供体制の充実
 - 虐待防止対策の推進
 - 生活困窮者自立支援事業の推進
 - 地域における就労活動支援
 - 地域福祉に関する基盤整備

- ④ **権利擁護支援の推進（江津市成年後見制度利用促進基本計画）**
 - 地域連携ネットワークの強化
 - 地域連携ネットワークの機能の充実

- ⑤ **再犯防止の推進（江津市再犯防止推進計画）**
 - 働く場・住まいの場の確保
 - 保健・医療・福祉の適切な利用支援
 - 青少年の健全育成及び非行の防止
 - 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の促進

(2) 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 人口減少社会、超高齢社会の到来により、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するとともに、要介護状態や認知症の高齢者が増加しています。
- 高齢化率は今後も上昇し、高齢者世帯・独居世帯も増えることが予想されます。
- 本市では、「地域包括ケアシステム」を構築するため、いきいき百歳体操の普及を中心とした介護予防の推進や、生活支援コーディネーターが中心となる生活支援体制の整備、医療と介護の一体的な提供を目指した医療関係者と介護関係者との連携体制の構築、認知症の理解促進や相談体制の充実などを行っています。
- 今後は、継続的な医療とともに、日常生活を支える介護の両方が同時に必要となるケースが増加することが予想されるため、医療と介護の連携を強化する必要があります。
- 全市的な人材不足の状況が近年続いており、医療・介護分野における人材確保と育成は急務の状況です。

方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活することができるよう、高齢者の安心を支える環境づくりや重層的・包括的な相談支援体制づくりを推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- 健康増進事業の推進と介護予防の一体的な取り組みを推進します。
- 病診連携、医療と介護の連携の強化により、円滑で切れ目のないサービス提供体制の構築を推進します。
- 認知症への理解、認知症予防、認知症の人やその家族への支援を中心とした取り組みを推進します。

具体的な取り組み

① 地域における支援体制の充実

- 地域における包括的な支援の充実
- 生活支援の充実
- 住まいと生活の一体的な支援
- 権利擁護の推進

② 自立支援、介護予防、重度化防止の推進

- 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進
- 生きがいづくりと社会参加の推進
- フレイル状態の把握と必要な支援へのつなぎ
- 生活機能の改善に向けた支援

- ③ **在宅医療と介護の提供体制の充実**
 - 在宅医療と介護の連携
 - 持続可能な介護の提供体制の確保
 - 家族介護者の支援

- ④ **認知症施策の推進**
 - 認知症との共生
 - 認知症の予防

(3) 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることが求められています。さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、地域における共生社会の実現のための取り組みなどを計画的に推進することが定められました。
- 本市では、障がい者の地域移行が徐々に進む中で少しずつですが、障がい者に対する理解は深まりつつあります。更に、「障害者差別解消法」の周知施行に伴い、合理的配慮の提供や差別の解消に向けた具体的な取り組みを進める必要があります。
- 障がい者の自立支援については、出生から発達段階に応じた切れ目のない支援が必要です。ライフステージごとの充実した支援を適切に引き継ぐために、スムーズな情報共有と関係機関との連携が必要です。
- 障がい者を支えるサービス提供体制は、量的には充足してきており、地域移行も進んできています。障がいのあるひとのニーズと障害特性に応じた適切なサービスの提供ができるよう、関係機関と連携し、相談支援体制、サービス提供体制をさらに整える必要があります。

方針

- 地域包括ケアシステムの構築や、地域生活支援拠点の整備を進めます。

具体的な取り組み

- ① **地域で安心して生活できる支援体制・環境づくり**
 - 障がい福祉サービスの充実・就労支援の推進
 - 保健・医療・福祉分野の連携強化
 - 障害者差別解消法の普及・啓発
 - 障がい者の権利擁護と虐待防止
 - 社会参加活動の推進
- ② **ともに支え合って生活できる地域づくり**
 - 障がいに関する啓発の推進
 - 情報のバリアフリー化・コミュニケーション支援の構築
 - 災害対策の充実

(4) 生活支援の推進

現状と課題

- 少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加など、世帯構造の変化や家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進み、社会的な孤立が増え、ひきこもりや子どもの貧困、高齢者の貧困などの課題も深刻化しています。このような社会変化の中では、誰もが生活困窮に陥るかもしれないリスクを抱えています。
- これまでは、安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が第1のセーフティネットとなり、最後のセーフティネットとして「生活保護制度」が暮らしの安心を支えてきました。しかし、その制度だけでは実際に生活に困窮している人やその可能性が大きい人に支援が届かず、制度の狭間に陥り、置き去りになる人も出てきます。
- 生活保護に至る前の早い段階から支援を行うため、第2のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行されました。
- 本市では、関係機関などと連携しながら、生活困窮者の相談、日常生活の自立、社会生活の自立、就労支援などによる経済的な自立に向けて支援を行ってきました。
- 令和5年度より社会福祉協議会と専門機関の共同事業体（生活支援相談センターごうつ）を設立し、連携を図りながら生活困窮者の自立支援を行っています。

方針

- 生活困窮者に対する相談支援体制の強化や情報支援ネットワークの強化、支援ニーズや効果を考えて支援やサービスの提供、生活困窮者支援を通じた地域づくりなど、生活困窮者の自立支援につながる取り組みを計画的に進めます。

具体的な取り組み

- ① **生活困窮者自立支援事業の推進**
 - 生活困窮者自立支援制度の周知と生活困窮者の把握
 - 生活困窮者が自立するための相談支援
 - 住居を確保するための支援
 - 就労準備のための支援
 - 家計再建に向けた家計の相談支援

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-3 施策3 子どもたちが健やかに育つための環境づくり



施策の体系

子どもたちが健やかに育つための環境づくり

- (1) 子育てサポートの充実
- (2) 子育て環境の整備
- (3) 青少年の健全育成の推進
- (4) 結婚の環境整備

(1) 子育てサポートの充実

現状と課題

- 核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化などによる少子化に伴い、子ども同士や親同士の交流機会の減少、子育ての不安や悩みを抱える親の増加などにより、子どもが健やかに育つための環境づくりが求められています。
- 地域における連帯感の希薄化が心配される中、子どもたちや子育て家庭を地域で支えるためには、保育サービスの充実や、発達に支援が必要な子どもへの支援、児童虐待への対応など、地域も含めた子育て支援の充実を図ることが必要となっています。
- 本市では、子育てサポートセンターを中心に、地域子育て支援センターや関係機関が連携して子育て家庭を支援する体制や相談窓口が整っており、子育て家庭の育児不安の軽減や安心して子育てができる環境づくりにつながっています。
- 少子化、核家族化が進む中、子育て家庭の孤立化を防ぐためにも、子育てに関わる人だけでなく、地域全体で子どもの育ちを支援する機運の醸成と取り組みが求められています。
- 令和7年度の18歳までの子どもの医療費無償化を目指し、令和6年度に子ども医療費助成制度の拡充を実施いたしました。また、保育施設利用における経済的負担の軽減などを実施し、子育て家庭の子育て環境を経済的側面からサポートする取り組みも実施します。

方針

- 子育てを取り巻く社会の変化や、保護者の不安や負担に対する理解を広げ、地域ぐるみで子育てを支える意識の醸成を図ります。
- 多様化する子育て支援ニーズに対応した、きめ細かな保育サービスや教育・保育の提供を図るとともに、親子の健康づくりなど、家庭・地域・行政などが連携し、総合的な子育て支援を進めます。

具体的な取り組み

- ① **地域全体における子育て支援の充実**
 - 子育てサポートセンター及び地域子育て支援センターの充実
 - ファミリーサポートセンター事業の充実
 - 赤ちゃん訪問事業の推進
 - 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動との連携

- ② **保育サービスの充実**
 - ニーズに応じた特別保育（一時、休日、病後児、延長、障がい児など）の拡充
 - 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施

- ③ **児童虐待防止対策の推進**
 - 相談窓口の機能強化
 - 児童虐待などの未然防止に向けた取り組み強化

- ④ **相談体制の充実**
 - きめ細かな個別の相談指導の実施

- ⑤ **子育て世代への経済的負担の軽減**
 - 子ども医療費助成制度の拡充
 - 保育料の軽減
 - 不妊治療への経済支援
 - 準要保護児童・生徒の就学援助実施

- ⑥ **支援が必要な子どもなどの支援体制の充実**
 - ごうつすくすく相談ネット協議会の充実
 - 早期療育に向けた関係機関との連携・支援体制の充実
 - 医療的ケア児及びその家族への支援の充実

(2) 子育て環境の整備

現状と課題

- 本市では、共働き家庭の増加に伴い、保護者からは多様な保育サービスの提供が求められています。一方で、少子化により保育施設に入所する児童の減少や施設の老朽化、施設の適正配置などの対応が必要となってきています。
- 平成 29 年度から令和 2 年度にかけ、公立の保育所 3 園と幼稚園、児童館を 1 園ずつ閉園し、平成 30 年度から私立の幼保連携型認定こども園と小規模保育事業が開園されました。また、私立保育所のうち 3 園が認定こども園となり、現在、保育所 6 園、認定こども園 4 園、小規模保育事業 1 園で保育や教育を希望するこどもの受け入れを行っています。
- 令和 5 年度から幼児教育アドバイザーを配置し、保育施設と小学校との連携支援や幼児教育の質の改善に向けた取り組み支援を行っています。
- 子育て環境の充実を図る上で、保育士、まかせて会員や放課後児童クラブ支援員の人員確保は重要です。

方針

- 保育施設の適正配置を検討します。
- 社会ニーズに対応した新サービスの提供やサービスの拡充を適正に実施します。
- 仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。
- 保育士をはじめ放課後児童クラブ支援員やまかせて会員の人材確保を実施します。

具体的な取り組み

- ① **地域社会における子どもの居場所づくりの推進**
 - 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの充実
- ② **保育施設の整備や適正配置の検討**
 - 施設の老朽化や入所児童の減少に対応するための施設の適正配置の検討
 - 施設の生活環境などの整備
- ③ **保育サービスの資質向上**
 - 各種研修への参加促進
 - 幼児教育アドバイザーの活用
- ④ **保育士確保対策の推進**
 - 保育士確保対策の強化
 - 処遇改善の推進
- ⑤ **仕事と子育ての両立の支援**

●ワークライフバランスや関係法制度の普及・啓発

参考資料

●保育サービスの定員及び入所状況

単位：人、%

各年度4月1日現在

| 名称 | 公・私 | 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 渡津保育所 | 公立 | 定員 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | | 入所人員 | 48 | 43 | 34 | 26 |
| | | 充足率 | 60.0 | 53.8 | 42.5 | 32.5 |
| めぐみ保育園 | 公立 | 定員 | 150 | 140 | 140 | 140 |
| | | 入所人員 | 126 | 119 | 116 | 108 |
| | | 充足率 | 84.0 | 85.0 | 82.9 | 77.1 |
| さくらえ保育園 | 公立 | 定員 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | | 入所人員 | 39 | 46 | 37 | 39 |
| | | 充足率 | 97.5 | 115.0 | 92.5 | 97.5 |
| 谷住郷保育所 | 公立 | 定員 | 30 | 閉園 | | |
| | | 入所人員 | 17 | | | |
| | | 充足率 | 56.7 | | | |
| のぞみ保育園 保育部門 | 私立 | 定員 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | | 入所人員 | 119 | 115 | 104 | 102 |
| | | 充足率 | 99.2 | 95.8 | 86.7 | 85.0 |
| 敬川保育所 | 私立 | 定員 | 90 | 90 | 80 | 80 |
| | | 入所人員 | 84 | 77 | 71 | 63 |
| | | 充足率 | 93.3 | 85.6 | 88.8 | 78.8 |
| 波子保育所 | 私立 | 定員 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | 入所人員 | 31 | 31 | 28 | 27 |
| | | 充足率 | 103.3 | 103.3 | 93.3 | 90.0 |
| さくらこども園 保育部門 | 私立 | 定員 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | | 入所人員 | 35 | 32 | 30 | 24 |
| | | 充足率 | 70.0 | 64.0 | 60.0 | 48.0 |
| あさりこども園 保育部門 | 私立 | 定員 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | | 入所人員 | 55 | 44 | 46 | 50 |
| | | 充足率 | 91.7 | 73.3 | 76.7 | 83.3 |
| たまえ保育園 | 私立 | 定員 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | 入所人員 | 25 | 20 | 22 | 22 |
| | | 充足率 | 83.3 | 66.7 | 73.3 | 73.3 |
| うさぎ山こども園 保育部門 | 私立 | 定員 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | | 入所人員 | 84 | 92 | 92 | 80 |
| | | 充足率 | 105.0 | 115.0 | 115.0 | 100.0 |
| 小規模保育施設 里山子ども園わ たぼうし | 私立 | 定員 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | 入所人員 | 13 | 16 | 13 | 16 |
| | | 充足率 | 108.3 | 133.3 | 108.3 | 133.3 |
| 市内保育施設 合計 | | 定員 | 772 | 732 | 722 | 722 |
| | | 入所人員 | 676 | 635 | 593 | 557 |
| | | 充足率 | 87.6 | 86.7 | 82.1 | 77.1 |
| 市外保育施設 入所児童数 | | 定員 | - | - | - | - |
| | | 入所人員 | 34 | 37 | 28 | 28 |
| | | 充足率 | - | - | - | - |
| 保育サービス 合計 | | 定員 | 772 | 732 | 722 | 722 |
| | | 入所人員 | 710 | 672 | 621 | 585 |
| | | 充足率 | 92.0 | 91.8 | 86.0 | 81.0 |

資料：子育て支援課

参考資料

●教育サービスの定員及び入所状況（幼稚園部門）

単位：人、%

各年度4月1日現在

| 名称 | 公・私 | 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| さくらこども園 幼稚園部門 | 私立 | 定員 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | | 入所人員 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 充足率 | 10.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| あさりこども園 幼稚園部門 | 私立 | 定員 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | | 入所人員 | 8 | 8 | 6 | 7 |
| | | 充足率 | 53.3 | 53.3 | 40.0 | 46.7 |
| のぞみ保育園 幼稚園部門 | 私立 | 定員 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | | 入所人員 | 10 | 9 | 7 | 5 |
| | | 充足率 | 66.7 | 60.0 | 46.7 | 33.3 |
| うさぎ山こども園 幼稚園部門 | 私立 | 定員 | 25 | 25 | 15 | 15 |
| | | 入所人員 | 15 | 12 | 13 | 12 |
| | | 充足率 | 60.0 | 48.0 | 86.7 | 80.0 |
| 教育サービス 合計 | | 定員 | 65 | 65 | 55 | 55 |
| | | 入所人員 | 34 | 29 | 26 | 24 |
| | | 充足率 | 52.3 | 44.6 | 47.3 | 43.6 |

資料：子育て支援課

●放課後児童クラブの定員及び利用状況

単位：人、%

各年度5月1日現在

| 名称 | 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 津宮 放課後児童クラブ | 定員 | 68 | 68 | 68 | 68 |
| | 利用人員 | 85 | 81 | 84 | 82 |
| | 充足率 | 125.0 | 119.1 | 123.5 | 120.6 |
| 江津東 放課後児童クラブ | 定員 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 利用人員 | 36 | 20 | 24 | 26 |
| | 充足率 | 120.0 | 66.7 | 80.0 | 86.7 |
| 高角 放課後児童クラブ | 定員 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 利用人員 | 52 | 59 | 64 | 65 |
| | 充足率 | 86.7 | 98.3 | 106.7 | 108.3 |
| 渡津 放課後児童クラブ | 定員 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 利用人員 | 37 | 34 | 26 | 20 |
| | 充足率 | 123.3 | 113.3 | 86.7 | 66.7 |
| 桜江 放課後児童クラブ | 定員 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 利用人員 | 43 | 39 | 36 | 27 |
| | 充足率 | 143.3 | 130.0 | 120.0 | 90.0 |
| 川波 放課後児童クラブ | 定員 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 利用人員 | 32 | 22 | 23 | 23 |
| | 充足率 | 160.0 | 110.0 | 115.0 | 115.0 |
| 郷田 放課後児童クラブ | 定員 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 利用人員 | 40 | 30 | 32 | 23 |
| | 充足率 | 133.3 | 100.0 | 106.7 | 76.7 |
| 合計 | 定員 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| | 利用人員 | 325 | 285 | 289 | 266 |
| | 充足率 | 121.3 | 106.3 | 107.8 | 99.3 |

資料：社会教育課

(3) 青少年の健全育成の推進

現状と課題

- 青少年に対する直接的な教育は学校が中心となって実施しています。しかし、地域における青少年健全育成に対する意識の醸成や学校教育に対するアプローチは、青少年健全育成協議会が各種事業を実施することにより推進してきました。
- 青少年の健全育成を図る上で、子どもに対する最初の教育の場である家庭教育に対する支援を充実する必要があります。
- 青少年を取り巻く環境が複雑化する中、ひきこもり・ニート・発達障害などの問題は深刻化しており、従来の個別分野における縦割りの対応ではなく、総合的に支援するためのネットワーク整備が求められます。

方針

- 家庭・学校・地域などが連携し、「命を大切にする心、郷土を愛する心」を育む教育を進めるとともに、家庭教育を支援し青少年の健全育成を推進します。
- 地域コミュニティでのまちづくり計画において、青少年健全育成のための「見守り」についての目標を検討します。

具体的な取り組み

- ① **命を大切にする心の教育の推進**
 - 「赤ちゃん登校日」の推進
 - 学校の職場体験における保育体験学習の推進
 - 保育施設と小学校との交流事業の推進
- ② **ふるさと・キャリア教育の推進**
 - 地域の伝統文化や自然を活用し、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進
 - 今の学びと未来の生活のつながりを意識し、子どもたちの自立をめざす教育の推進
- ③ **青少年の育成支援**
 - 地域と学校が一体となった子どもたちの活動を見守る地域づくりの推進
 - 青少年育成団体の活動支援や指導者育成の推進
 - 親学講座の開催
 - 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を支援するためのネットワーク整備

(4) 結婚の環境整備

現状と課題

- 未婚率の推移に一部で改善が見られるも依然未婚率が高い割合で推移しています。
- 多様な生き方が認められる地域の形成が社会の要請とされており、個々の価値観や多様性を尊重することが社会の発展にも必要なこととする観点も重要です。
- 以前はあった地域活動や各種団体の活動に起因する若年層のつながりが少なくなっています。

方針

- 従来の枠組みにとらわれない市民活動の中で、特に若い世代がつながりを持つ機会を創出するための活動と企業などが行う結婚につながるような取り組みを支援します。
- 若い世代に向けた人生設計や、結婚について考える機会を提供します。

具体的な取り組み

- ① **結婚支援の充実**
 - 江津はびこ会並びに恋活応援団等の主体的な結婚促進活動への支援
- ② **若年世代からの結婚観の醸成**
 - 高校生へのライフプラン支援事業

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-4 施策4 健康で活動的な長寿のまちづくり



施策の体系

健康で活動的な長寿の
まちづくり

(1) 健康づくりと疾病予防の推進
(2) 医療体制・制度の充実

(1) 健康づくりと疾病予防の推進

現状と課題

- 本市の平均寿命と平均自立期間は、保健事業の推進により、少しずつ改善はしていますが、依然として県平均よりは短い状況で推移しています。
- 健康づくり（介護予防も含む）、生活習慣病対策については、少しずつではありますが、平均寿命の延伸や介護保険における要介護認定率の改善などの効果が出ています。
- 高齢者については、健康づくりを推進してきた世代が減少しており、地域保健を担う人材の育成、取り組みの継承も必要となっています。
- 生活習慣病対策における優先的課題として、循環器疾患対策を重点に取り組んでおり、発症予防、早期発見のための啓発だけではなく、重症化予防についても取り組みを進めています。
- 子どもから高齢者まで生涯にわたって、関係機関と連携した切れ目のない健康づくりが求められています。

方針

- 健康づくり（介護予防も含む）、生活習慣病対策を推進するとともに、課題を分析して重点的に実施する取り組みを強化します。
- 特に生活習慣病対策として、重症化予防の推進と青壮年層への取り組みを強化します。
- 高齢者の健康づくりのため、地域保健を担う人材の育成、医療・保健・介護の連携による健康づくりの構築などによりフレイル（虚弱）予防と介護予防の一体的な取り組みを進めます。
- 家庭、地域、職域、学校を通じた一貫性・継続性のある健康づくりを進めます。

具体的な取り組み

- ① 介護予防・生活習慣病対策の強化
 - 各種健診の受診率の向上・充実
 - 介護予防事業の推進
 - 受けやすい各種健診の環境整備

- 健康無関心層へのアプローチ
 - 各地域コミュニティ組織や職域組織との連携・支援活動
 - 健診結果やレセプトを活用した個別支援の充実
 - 医師会、医療機関との連携
- ② **医療・保健・福祉の連携による健康づくり支援体制の充実**
- 保健及び病診連携の充実
 - 介護、福祉機関との連携体制の推進

(2) 医療体制・制度の充実

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進む中、医療を取り巻く環境は脆弱な状況にあり、持続的な地域医療の提供が課題となっています。
- 本市の地域医療体制については、公的病院では慢性的な医師不足が続いており、即座に解消することは困難となっています。また、診療所においても医師の高齢化や後継問題など多くの課題を抱えています。今のところは、行政と病院が情報共有、連携を取りながら、救急医療、周産期医療体制の維持を図っている状況となっています。
- 派遣元の医師不足もあり、根本的な課題解決ができない状況となっていますが、地域医療の課題について共通認識を持って、公的病院と医師会による連携法人の設立など新たな取り組みも進められています。
- 平成 30 年度から始まった新しい国民健康保険制度は、新たに県も保険者として財政運営の責任を負うこととなり、事業運営の安定化が図られています。また本市においては、保険料について高い収納率を維持し安定的な収入を確保する一方で、医療給付費は平成 30 年度から大きな伸びを見せており、将来的な保険料負担の増加が懸念されます。
- 75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度においては、資格管理や保険料収納、各種申請書の受付といった保険給付に必要な事務事業を適切に行うとともに、心身の健康と生活機能の維持増進による生活の質の向上を図るため、今後介護予防事業などとの一体的な取り組みを含めた保健事業の充実が必要となっています。

方針

- 救急、周産期医療の維持のため、現状の非常勤医の派遣なども交えての対応に努めます。また、今後の医療体制の確保については、人口減少や患者動態の状況を踏まえた浜田医療圏での中核病院の機能分担を検討します。
- 在宅医療体制については、病診連携だけでなく、医療・介護連携を推進する医療体制、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、単に医師・看護師の確保を図るのではなく、地域包括ケアシステムの構築に必要な医療、介護従事者の確保対策を進めます。
- 国民健康保険事業や後期高齢者医療事業については、保険料の収納対策などにより適正な収入の確保を図るとともに、事業の安定的な継続と被保険者の健康保持増進のため、関係機関と連携を図りながら医療費の分析とその状況に合わせた効果的な保健事業の実施に努めます。

具体的な取り組み

① 医師・看護師確保対策の推進

- 医師・看護師確保対策のための情報把握
- 地域枠推薦入学制度及び修学資金貸付制度の活用促進
- 医師・看護師の資格取得（スキルアップ）への支援強化

② 病院・診療所連携、医療・介護連携に対応する医療体制の強化

- 病院と診療所の連携強化による医療体制の充実
- 予防、検診、介護、福祉と連携した医療体制の確立
- 在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療・介護連携の推進

③ 医療保険事業の健全運営

- 医療費の現状についての詳細な分析
- 市民の健康づくりと医療費適正化を図るための実効性のある保健事業の実施
- 医療と介護の連携強化
- 適正な保険料収入確保のための収納対策の実施

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-1 施策1 災害に強いまちづくり



施策の体系

災害に強いまちづくり

- (1) 治山・治水などの推進
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 災害防除事業の推進

(1) 治山・治水などの推進

現状と課題

【治山】

- 森林の適所に保安林を指定し保全することで水源のかん養、土砂流出の防止、風水害の防止などが図られています。また、土砂災害防止対策として、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業などが実施されています。

【治水】

- 本市は、江の川下流域に位置し、豪雨時には江の川流域の雨水が流入するため、河川の氾濫や堤防の決壊など、古くから水害に悩まされてきました。
昭和47年の大水害以降、江の川治水事業が促進されてきましたが、江の川上流域（広島県側）に比べ江の川下流域（島根県側）の堤防整備は著しく遅れ、無堤地域が多数残されています。そうした中、近年では平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月と4年で3度の豪雨災害により多くの浸水被害を被りました。令和6年12月には江の川水系河川整備計画が変更され、計画に基づくさらなる事業の促進が求められます。
- 江の川の緊急対策特定区間における事業先行区間12か所の整備方針が決定し、うち3か所（大口（上）、仁万瀬、花河原）は事業完了しました。その他の区間においても、早期の工事着手及び事業促進が求められます。
- また、八戸川においても昭和47年の大水害以降、治水事業が促進されてきました。しかしながら、平成25年豪雨災害による浸水被害を契機に八戸川流域河川整備計画の見直しが検討されている最中、平成30年7月豪雨災害により下流域において甚大な浸水被害を被りました。令和3年11月には八戸川流域河川整備計画が変更され、災害復旧事業、災害関連事業と併せ、計画的な整備を実施しており、八戸川流域では河川等災害関連事業が完了しました。現在、八戸川県単河川災害関連事業を実施しています。引き続き、河川整備計画に基づく計画的な整備が求められています。
- 都治川においては、令和6年3月に策定された江の川水系下流支川域河川整備計画の変更に基

基本計画

づき、計画的な整備が求められます。

【海岸保全】

- 海岸線は、日本海特有の強い風と波の影響を受け、海岸浸食や河口閉塞による住宅や道路への被害対策が必要となっています。

方針

- 風水害など自然災害の防止や国土の保全を図るため、保安林や地すべり対策など、森林の保全とともに、江の川及び八戸川、田津谷川、都治川の河川整備などの促進、治山・治水の推進、海岸浸食や河口閉塞の防止に努めます。

具体的な取り組み

① 治山の推進

- 保安林の指定と保全による土砂災害などの未然防止
- 砂防指定地区、急傾斜地崩壊危険地区などの土砂災害防止事業の推進

② 治水の推進

- 江の川及び八戸川、田津谷川、都治川の河川整備の促進

③ 海岸保全

- 海岸保全区域の事業計画に基づく浸食対策事業の促進

(2) 防災・減災対策の推進

現状と課題

- 本市では、スプリアス問題や、老朽化が懸念されていた同報系防災行政無線について、デジタル化への移行作業を実施し、完了しました。今後は同報系防災行政無線戸別受信機の普及率向上に向けた取り組みが必要になります。
- 各地域コミュニティに自主防災組織がつくられ、多様な防災訓練、避難訓練の実施により、地域住民の防災意識は向上しています。
- 江津市建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設などは耐震化を進めています。平成 29 年度には桜江総合センター、令和元年度は渡津小学校屋内運動場を実施しました。また、郷田小屋体耐震診断、B&G 海洋センター耐震診断を実施。その他に使用しなくなった公共施設の解体を実施しました。また、令和 4 年に川越地域コミュニティ交流センター・防災拠点施設を建設しました。
- 平成 30 年度から通行障害既存耐震不適格建築物の補助制度を創設しましたが、対象建築物の耐震診断を 3 件実施しました。
- 木造住宅の耐震化促進事業は令和元年度から補強計画費、解体除却費の補助メニューを拡充し、申請が増加傾向にあります。
- 避難行動要支援者登録制度により消防や警察、自主防災組織などの関係機関と情報を共有し、避難体制の構築に向けた連携を強化する必要があります。
- 江津市と社会福祉協議会が令和 5 年 9 月に締結した「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、災害発生時には、ボランティア活動や被災者支援に必要な情報を両者が共有し、連携・協力していくとともに災害時のボランティアの受け入れ体制を整備する必要があります。

方針

- 災害に備え、安全・安心な避難場所の確保・充実を図るとともに、自主防災組織との連携により、避難行動要支援者の避難体制の構築を推進します。
- 防災マップを活用した避難訓練、防災研修を充実させ、住民の災害に対する意識の向上を図ります。
- 公共施設、住宅などの耐震化率の目標に向かって、着実に耐震化率の向上をめざします。特に住宅は、耐震診断が義務ではないため、関係団体などと連携して、出前講座などを行い、耐震化を促進します。
- 突然の災害に備え、災害発生時だけでなく、平時においても防災・減災のための関係機関との連携強化を図ります。
- DX ツールを活用した情報発信の多様化を図ります。
- 地区防災計画策定支援、出前講座による地域防災力向上支援を実施します。

具体的な取り組み

① 消防体制の整備

- 常備消防組織、消防団組織の構成・適正配置の推進
- 消防施設・設備の整備・改修
- 消防水利の確保

② 災害避難場所の整備

- 公共施設の避難場所としての整備・改修
- 災害時の避難場所となる公園や広場のオープンスペースとしての整備

③ 自主防災組織の活性化

- 地域住民や地域組織、事業所が連携した自主防災組織の活動支援

④ 災害情報伝達手段の高度化・多様化

- 防災行政用無線の加入を促進するとともに、携帯電話への防災メール送信、LINE、CATV を利用した災害情報発信など、多様な情報伝達手段の構築
- 防災マップの更新

⑤ 耐震診断・耐震改修の促進

- 江津市建築物耐震改修促進計画に基づく公共施設及び特定建築物の耐震化の推進
- 住宅や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断・耐震改修の促進

⑥ 災害ボランティアの受入、支援

- 被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できる拠点として、災害ボランティアセンターの設置支援

(3) 災害防除事業の推進

現状と課題

- 市が管理する道路において、落石や冠水などが懸念される箇所は、災害が発生する前に対策を行う必要があります。
- 本市の約80%は山間部であり、ひとたび災害が発生すると、山間部の集落の孤立化や、運送業などに多大な影響を及ぼすことが懸念されます。また、近年、多発するゲリラ豪雨などにより市内各所で市道が冠水する被害が発生しています。そのため、災害防除事業を実施することで災害を未然に防ぎ、市民や来訪者の安全・安心を確保する必要があります。

方針

- 豪雨や豪雪などによる被害を防止するため、災害に強く、安全安心な暮らしを守るため、災害防除事業を推進します。

具体的な取り組み

① 排水機能の強化

- 道路排水施設における冠水対策、排水機能の改善・強化を推進

② 落石対策の推進

- 落石危険箇所の整備を推進

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-2 施策2 地域を支える道路交通体系づくり



施策の体系

地域を支える
道路交通体系づくり

(1) 道路網の整備
(2) 総合的な交通ネットワークの充実

(1) 道路網の整備

現状と課題

- 本市の幹線道路は、浜田自動車道とリンクした江津道路、一般国道9号及び261号が東西南北軸を形成しています。
- 平成28年4月に山陰道福光・浅利道路が事業化され、東西軸を形成する主要幹線である山陰道の事業推進が求められています。残された、浅利・江津間については当面の間、平成31年3月に全線開通した県道浅利渡津線の利用となりますが、今後の整備方針なども含めた事業計画の樹立などへ向けた動きが必要となります。
- 南北軸としては、国道261号を柱としているものの、昭和40年代に整備された旧道路構造規格によるものであり、道路線形、幅員構成などについて2次改築の必要があります。
- 国道9号、国道261号などの主要幹線道路を補完する県道には、未改良区間が残り、市民生活の利便性はもとより、災害時の通行の確保や産業振興、観光振興などでのアクセス性に課題を残しています。
- 市道については、主要な幹線道路の改良整備は概ね達成していますが、幅員狭小な道路では未整備箇所が多く、救急車両や福祉車両の進入に支障をきたしています。また、道路施設の老朽化に伴う長寿命化などの対策や、落石や冠水などが懸念される箇所において災害が発生する前に対策を実施するなど災害防除の推進が急務となっており、安全な通行確保に課題が生じています。

方針

- 市中心部と周辺各集落を円滑につなぐ「全市 30 分道路網」の構築を図るため、幹線道路網の整備や生活道路改良を促進します。
 - ・ 山陰自動車道（福光・浅利道路）の事業促進及び残区間の事業化推進
 - ・ 国道 261 号の改良促進
 - ・ 主要な県・市道の改良促進
- 市道の改良促進については、幹線道路の改良整備は概ね達成していることから、今後は、山陰自動車道や主要な国県道へのアクセス道路、併せて長寿命化対策や落石対策などを行い、生活基盤を支える道路としての機能強化を重点に実施します。

具体的な取り組み

- ① **山陰自動車道の東伸**
 - 山陰自動車道等(福光・浅利道路)の事業促進
 - 江津 I C から(仮称)浅利 IC 間の事業推進に向けた関係機関との連携強化
- ② **国道 261 号の改良促進**
 - 利便性・安全性の向上を目的とする整備改良の促進
- ③ **主要な県・市道の改良促進**
 - 「全市 30 分道路網」を確立するための主要な県・市道の改良促進
 - 旧市街地などの密集住宅地における区画道路の整備
 - 道路施設の長寿命化対策
 - 災害防除事業の推進

(2) 総合的な交通ネットワークの充実

現状と課題

- 人口減少やマイカーの普及、高齢者の運転免許保有率の上昇に伴い、公共交通の利用者数は減少が続いています。その結果、鉄道や路線バスの本数も減少傾向にあります。
- そのため、令和5年に江津市地域公共交通計画が策定され、利用者の生活実態にそくした公共交通の供給・運行体制の構築を推進する必要があります。
- 公共交通事業者においても、乗務員の高齢化が進む中で、人材確保が事業継続の大きな課題となっています。
- 一方で、高齢者の運転免許返納者数は増加傾向にあり、自家用車を手放した後の移動の確保が今後課題になると考えられます。
- 高齢化がさらに進むと、駅やバス停への移動が困難になる高齢者が増えることも予想されます。
- 情報技術の発達で、今後公共交通をはじめとした移動手段に影響を与えると考えられます。

方針

- 地域の特性や公共交通機関の特長を考慮しながら、移動手段の確保に努めます。
- 江津版 MaaS の構築に向けた具体的な取組を推進します。

具体的な取り組み

- ① **公共交通ネットワークの構築**
 - まちづくりと連携した地域公共交通網の構築
 - 需要に応じた利便性の確保
 - 利用しやすい公共交通の環境づくり
 - 持続可能な運行体制の構築

参考資料

●市内で運行している生活交通（バス事業）

| 事業名 | 主な路線 |
|--------------|--|
| 生活交通バス運行事業 | 井沢町～跡市町、桜江町、川平町～嘉久志町、川平、上津井・波積、有福・千田、川戸～長谷、有福温泉～江津駅前 |
| 地方バス路線維持対策事業 | 周布～有福温泉～江津駅、外17路線（民間バス路線） |

資料：商工観光課

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-3 施策3 住民ニーズに対応するための情報環境づくり



施策の体系

住民ニーズに対応する
ための情報環境づくり

(1) 情報・通信基盤の整備・活用

(1) 情報・通信基盤の整備・活用

現状と課題

- 市域のほぼ全域のCATV網の整備により、テレビの難視聴は解消しました。
- 江津工業団地も含めて市域の海岸に近い地域において民間の通信事業者の超高速通信サービスが利用可能となっています。
- 旧桜江地域はケーブルテレビ事業者の下り最高30Mbps、旧江津市の中山間地域は最高100Mbpsのインターネットサービスの利用が可能となっています。また、旧桜江地域の下り100Mbps化について検討をしています。
- 企業活動では下りだけでなく上りの速度も重要であり、今後方策を検討する必要があります。
- 今後、携帯電話の超高速の通信規格5Gが普及すると考えられ、5Gの利活用を進める必要があります。
- スマートシティ江津推進構想に基づき、市民サービスのデジタル化を推進し、利便性を向上していきます。

方針

- 携帯電話不感地域の把握と情報格差の解消を図ります。
- インターネットなどを活用した行政手続きのオンライン化を推進します。

具体的な取り組み

- ① 高速通信環境整備の促進と情報格差の解消
 - CATVへの加入促進
 - 携帯電話不感地域の把握と情報格差の解消の促進
- ② ICT社会に対応した市民サービスの向上
 - インターネットなどを活用した行政手続きのオンライン化の推進

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-4 施策4 安全で快適な生活環境づくり



施策の体系

安全で快適な
生活環境づくり

- (1) 安全で安定的な飲料水の供給
- (2) 下水道整備
- (3) 衛生環境の充実
- (4) 市街地の計画的な整備
- (5) 住宅・住環境の整備
- (6) バリアフリーの推進
- (7) 景観形成の推進
- (8) 地域の安全・安心対策
- (9) 施設の長寿命化の推進

(1) 安全で安定的な飲料水の供給

現状と課題

- 本市では、平成 28 年度に策定した江津市水道事業経営戦略に基づき施設・管路の整備を行っています。漏水が多発している管路を優先的に更新したことにより有収率の向上につながっています。
- 給水人口が減少傾向にあり収益が減少していますが、安全で安定的な飲料水の供給を継続していくためには、計画的な施設の更新・修繕を行っていく必要があります。
- 平成 30 年度、江津市水道事業の資産の総合管理を行うためアセットマネジメントを実施して現有の水道施設の状況を把握し、将来にわたって維持管理する施設の耐震化・更新計画策定のための基礎資料を作成しています。

方針

- 江津市水道事業経営戦略に基づき計画的に水道施設の整備を行います。

具体的な取り組み

① 水道施設の計画的な整備

- 老朽化した管路の更新及び機械設備などの適切な周期に応じた更新
- 重要給水施設へ送る管路（基幹管路）の耐震化
- 配水池などの主要施設の改良

参考資料

●水道事業の推移【江津市全体】

| 区 分 | 行政区域内 人口（人） | 年度末現在 給水人口（人） | 普及率 （%） | 年間総給水量 （m ³ ） | 1日平均 給水量 （m ³ ） |
|-------|----------------|------------------|------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 令和元年度 | 23,251 | 21,835 | 93.91 | 2,158,880 | 5,915 |
| 令和2年度 | 22,873 | 21,467 | 94.00 | 2,173,363 | 5,938 |
| 令和3年度 | 22,312 | 21,021 | 94.21 | 2,152,148 | 5,896 |
| 令和4年度 | 21,932 | 20,633 | 94.08 | 2,102,310 | 5,760 |
| 令和5年度 | 21,464 | 20,290 | 94.53 | 2,069,137 | 5,653 |

※行政区域内人口：住民基本台帳各年度3月末時点

資料：水道課

(2) 下水道整備

現状と課題

- 国は「汚水処理の 10 年概成」の方針を掲げ、令和 8 年度末において全国で汚水処理人口普及率 95%を目指すとしています。
- 県では平成 30 年度に策定された「生活排水処理ビジョン第 5 次構想」により令和 8 年度の汚水処理人口普及率を 87%以上と目標設定されています。
- 本市における生活排水処理施設の普及状況を表す汚水処理人口普及率は、令和 5 年度末には 57.4%で、県の 83.8%、国 93.3%に比べかなり下回っています。
- 令和 6 年度に下水道全体計画及び事業計画の変更により、下水道の計画区域を見直したため、計画区域内での令和 8 年度末概成を目指します。

方針

- 本市の下水道は令和 8 年度末をもって概成し、令和 9 年度以降は合併処理浄化槽での整備を促進して単独処理浄化槽や汲み取り便所からの転換促進に努めます。

具体的な取り組み

- ① **普及率向上と計画的な整備**
 - 事業計画区域の整備推進
 - 処理施設の長寿命化対策の推進
 - 経営の効率化・合理化、健全化を推進
- ② **合併処理浄化槽の普及促進**
 - 下水道整備対象区域外の生活環境改善
- ③ **市街地の浸水対策の推進**
 - 公共下水道による雨水対策の推進

参考資料

●江津市下水道基本構想

| 事業種別 | 処理区名 | 計画区域 面積 (ha) | 計画人口 (人) | 計画 汚水量 (m ³ /日) | 備考 |
|---------|-------|--------------------|-------------|----------------------------------|--|
| 公共下水道 | 江津西 | 257.0 | 5,690 | 2,750 | 平成 14 年事業着手 平成 18 年一部供用開始 |
| | 波子 | 31.2 | 470 | 750 | 平成 13 年事業着手 平成 17 年一部供用開始 |
| 農業集落排水 | 桜江中央 | 70.6 | 960 | 288 | 平成 9 年度事業着手 平成 13 年度事業完了 平成 13 年度供用開始 |
| | 川越 | 40 | 280 | 84 | 平成 14 年度事業着手 平成 18 年度事業完了 平成 18 年度供用開始 |
| 小規模集合排水 | 長谷 | 1 | 30 | 10 | 平成 13 年度事業着手 平成 13 年度事業完了 平成 13 年度供用開始 |
| 合併処理浄化槽 | 江津・桜江 | — | 9,540 | — | |
| 合計 | | 399.8 | 16,970 | 3,882 | |

資料：江津市下水道基本構想及び江津市公共下水道全体計画

(3) 衛生環境の充実**現状と課題**

- 本市で発生する不燃ごみは島の星クリーンセンター、資源ごみは江の川リサイクルセンターで処理され、再資源化または最終処分されています。両施設とも稼働開始から 22 年以上が経過し、各設備の老朽化が進行していることから施設改修の必要性に迫られています。改修にあたっては、廃棄物の排出状況の変化などから施設における処理方法の見直しなどの検討が必要となっています。
- し尿処理は、老朽化した施設の更新並びに事業費の縮減を図ることを目的として、平成 27 年度より公共下水道との汚水処理施設共同整備事業を進めており、平成 31 年 4 月から公共下水道との汚泥共同処理施設となった江津浄化センターで、従来の江津地区に加え桜江地区のし尿・浄化槽汚泥を含め一括処理を行っています。
- 江津斎場では、清光苑閉鎖の混乱もなく、指定管理者による運営状況も良好ですが、今後施設や設備の修繕などの適正な管理が必要となっています。

方針

- ごみ処理施設については、適正な維持管理および改修工事の実施により、施設・設備の長寿命化に努めます。
- 汚泥共同処理施設については、施設の適正な維持管理に努めます。
- 火葬場については、適正な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

具体的な取り組み

- ① **ごみ処理施設、火葬場、汚泥共同処理施設の適正な管理**
 - ごみ処理施設の処理フローの見直しを含む施設の改修などの検討
 - 江津斎場の適正な管理・運営
 - 公共下水道を活用した、し尿・浄化槽汚泥処理の推進
 - 桜江地区のし尿・浄化槽汚泥処理の江津地区での一括処理

(4) 市街地の計画的な整備

現状と課題

- 駅舎及び駅前広場の整備については国土交通省や JR など関係機関と協議・検討を実施しています。
- 持続可能な自治体運営のため、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換が必要です。
- 第3期江津地区都市再生整備計画に基づき市営住宅西玉江団地を整備しました。
- 都市計画道路においては長期未着手道路への対応が必要です。
- 組合施行蛭子北土地区画整理事業の施行により良好な市街地が形成されています。
- 所有者不明土地や管理不全土地の増加による生活環境の悪化、防災・復旧時に支障となることが懸念されています。地籍調査の成果は個人の権利保護や土地の流動化に資するほか各種施策の基礎資料に利活用されることから、ひきつづき新たな効率的な手法を取り入れながら地籍調査事業を推進していく必要があります。

方針

- 江津市立地適正化計画に基づく都市拠点と居住拠点の形成を推進します。
- 市域の土地利用の基盤となる地籍調査を推進します。

具体的な取り組み

- ① **都市拠点区域の整備**
 - 江津駅及び駅前広場の整備方針の検討
 - 国道9号歩道整備など、都市拠点区域内の歩行者動線の整備
 - 江津駅前地区における空き店舗活用、新規出店者への支援
- ② **都市計画道路の整備**
 - 都市計画道路福光浅利線の整備促進
 - 長期未着手都市計画道路の計画見直し
- ③ **都市公園、緑地の整備**
 - 江津中央公園及び菰沢公園の長寿命化対策の促進
 - 居住拠点区域における広場、街区公園の整備
- ④ **地籍調査の推進**
 - 未調査地域における地籍調査の推進

(5) 住宅・住環境の整備

現状と課題

- 市営住宅の大半は耐用年数を超過しており、市民ニーズに対応できない住戸が増加しています。
- 江津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、都市計画と連動した計画的な集約建替えや個別修繕が必要です。
- 古くからの既成市街地においては狭あい道路が多いため、計画的な拡幅整備が必要です。
- 江津市空家等対策計画に基づき、老朽化した危険な空家に対しての処置並びに空き家の適切な管理・活用を促していきます。
- 良好な住宅市街地を形成する視点での下水道整備や身近な公園広場が必要です。

方針

- 居住拠点区域を中心に良好な住環境を形成すると共に、市営住宅の在り方について検討します。

具体的な取り組み

- ① **密集住宅市街地の住環境改善と狭あい道路の拡幅整備**
 - 東高浜地区密集住宅市街地の住環境整備の推進
 - 本町地区の歴史的建造物を活かした住環境整備の推進
 - 既成市街地、集落における狭あい道路の拡幅整備の推進
- ② **空き家・空き地対策の推進**
 - 江津市空家等対策計画に基づく老朽危険空家除去支援事業と空き家利用の推進
 - 空き地の利活用支援の推進
- ③ **市営住宅の整備**
 - 都市計画と連動した老朽市営住宅の集約建替えの推進
 - 市営住宅の長寿命化計画の見直しによる計画的な個別修繕の推進

参考資料

●公営住宅ストック状況（令和7年1月現在）

| 区分 | 団地名 | 構造 | 戸数 | 建築年度 | 耐用年数 |
|----------------|-----------|----|----|-----------|---------|
| 市営住宅 | 江津中央団地 | 中耐 | 80 | 2007～2011 | 1/2 未超過 |
| | 西玉江団地 | 中耐 | 15 | 2023 | 1/2 未超過 |
| | 浅利団地 | 簡平 | 12 | 1969 | 超過 |
| | 浅利長者原団地 | 簡平 | 4 | 1970 | 超過 |
| | 尾浜団地 | 簡二 | 20 | 1974 | 超過 |
| | 浅利旭団地 | 簡二 | 20 | 1979～1980 | 超過 |
| | 浅利曙団地 | 中耐 | 60 | 1981～1987 | 1/2 超過 |
| | 敬川団地 | 簡二 | 42 | 1971～1974 | 超過 |
| | 跡市団地 | 簡平 | 4 | 1984 | 超過 |
| | 渡団地 | 簡二 | 4 | 1972 | 超過 |
| | 市山団地 | 簡二 | 6 | 1978 | 超過 |
| | 養路団地 | 簡二 | 4 | 1984 | 1/2 超過 |
| | 今田1号棟団地 | 中耐 | 6 | 1985 | 1/2 超過 |
| | 今田2号棟団地 | 中耐 | 12 | 1986 | 1/2 超過 |
| | 谷住郷団地 | 木造 | 10 | 1993 | 超過 |
| | 風の里団地 | 木造 | 4 | 2001 | 1/2 超過 |
| | 今田災害特別団地 | 木造 | 1 | 1983 | 超過 |
| | 三田地災害特別団地 | 木造 | 1 | 1983 | 超過 |
| 定住促進住宅 | 定住小田中団地 | 木造 | 2 | 1992 | 超過 |
| | 定住谷住郷団地 | 木造 | 4 | 1993 | 超過 |
| | 定住今田第2団地 | 木造 | 6 | 1998 | 1/2 超過 |
| | 定住小田第2団地 | 木造 | 12 | 2001 | 1/2 超過 |
| | 定住長尾団地 | 木造 | 10 | 1994～1995 | 超過 |
| 公社賃貸住宅 | 江尾1号棟団地 | 簡二 | 4 | 1983 | 1/2 超過 |
| | 江尾2号棟団地 | 簡平 | 4 | 1987 | 超過 |
| | 公社長尾第2団地 | 木造 | 6 | 1996 | 1/2 超過 |
| | 公社今田第2団地 | 木造 | 6 | 1997 | 1/2 超過 |
| | 公社和田団地 | 木造 | 8 | 2000 | 1/2 超過 |
| | 公社風の里団地 | 木造 | 4 | 2001 | 1/2 超過 |
| 都市再生住宅 | 都市再生東高浜団地 | 中耐 | 5 | 2011 | 1/2 未超過 |
| 合計 30 団地 376 戸 | | | | | |

(6) バリアフリーの推進

現状と課題

- 平成 22 年度に策定した江津市バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者などにやさしいまちづくりを目指しています。
- 江津駅前地区において、歩道の拡幅整備、電線類の地中化による無電柱化が進行しています。
- 公共施設のトイレ改修、スロープの設置などのハード整備は適宜進めています。また、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」にも取り組んでいます。

方針

- 平成 22 年度策定の江津市バリアフリー基本構想を見直し、ハードとソフトの両面の計画的なバリアフリー化を推進します。

具体的な取り組み

- ① **バリアがない移動空間の確保**
 - 公共建築物、公的建築物のバリアフリー化の推進
 - 道路、公園、河川、海岸のバリアフリー化の推進
- ② **都市拠点をバリアフリー重点整備地区と位置付けた面的バリアフリーの推進**
 - 国道 9 号の歩道拡幅整備の推進
 - 江津駅前広場の整備検討
- ③ **バリアフリー情報の提供**
 - 高齢者、障がい者、妊婦、子どもを連れた人などの生活を支援する情報提供の充実
 - 情報バリアを除くため、情報を容易に取得できる環境の整備

(7) 景観形成の推進

現状と課題

- 平成 26 年度に江津市景観計画を策定し景観条例を施行しているものの、短期計画としての景観まちづくりは停滞しています。
- 江津市景観計画は、「自然の景観」「歴史と文化の景観」「生活と営みの景観」より構成される幅広い分野を包含していますが、市民への啓発が十分ではありません。
- 赤瓦景観の保全・創出・継承は、赤瓦利用促進補助事業や出前講座により、広く市民に浸透しつつあります。

方針

- 市民の郷土への誇りと愛着を醸成するものの一つが景観であることから、市民との協働により景観まちづくりを推進します。

具体的な取り組み

① 景観形成制度の運用

- 景観計画の周知と届出の円滑な運用
- 景観形成重点地区と赤瓦景観保全地区における景観形成の推進

② 景観資源の保全と活用

- 石州赤瓦利用促進補助制度の充実と石州赤瓦景観の情報発信
- 屋外広告物の景観誘導と景観阻害要因の適切な景観誘導
- 江津駅前地区の景観整備
- 江津本町地区の街なみ環境整備事業の推進
- シビックセンターゾーンの景観保全
- 江の川沿いの桜並木の保全、整備
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

③ 景観まちづくりに関する市民意識の向上

- 赤瓦の住宅・街なみ絵画コンクールや景観フォトコンテストの開催
- 景観講演会やシンポジウムの開催

(8) 地域の安全・安心対策**現状と課題**

- 本市では、自治会の防犯灯をLED化するとともに、自治会の電気料金の負担を軽減しています。
- 市内の交通事故全体の件数は年々減少していますが、高齢者が当事者となる事故の割合は、高い状況となっています。
- 消費生活相談員を配置し、相談体制の強化、啓発活動を行っています。一方、消費生活センターは未設置のままとなっています。
- 市内の交通事故等の総数は減少していますが、全国では児童や生徒が巻き込まれる事故が多く発生しており、未然に事故を防ぐことが困難となっています。

方針

- 防犯灯の新設（移設）に係る経費を補助することにより、犯罪の抑止力向上に向け、より効果的な場所への設置を促進して安全・安心のまちづくりを推進します。
- 子どもと高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止など各関係機関と協力し交通安全対策を推進します。
- 年々増加する消費者問題に対応するために消費生活センターを設置し、さらに取り組みを強化します。
- 通学路を中心とした市道の改良工事、道路付属物等の点検について、江津市通学路安全推進会議と連携した安全対策を実施します。

具体的な取り組み**① 防犯活動の充実**

- 市民の防犯意識の啓発や防犯自治会などの活動支援
- 地域で整備する防犯灯設置の支援
- 登・下校時での声かけ運動やパトロール活動の推進

② 交通安全対策の推進

- 安全施設の調査の実施
- 通学路となっている市道の改良工事、道路付属物等の点検、修繕の実施
- 地区交通安全対策協議会など、関係機関の推進体制の強化

③ 消費者保護の推進

- 賢い消費者育成のための消費者教育と啓発活動
- 消費者や消費者センターとの連携強化

参考資料

●交通事故（人身事故）発生状況

| 年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 人身事故 | 件数（件） | 14 | 17 | 28 |
| | 死者（人） | 0 | 0 | 0 |
| | 傷者（人） | 15 | 20 | 33 |

資料：県警察本部「交通年鑑」

(9) 施設の長寿命化の推進

現状と課題

- 高度成長期に大量に建設された建造物の多くは老朽化が進み、このままでは維持補修に係る費用の増大が懸念されます。
- 老朽化した施設の長寿命化のため、優先順位を付け補修・更新を実施する必要があります。また、道路パトロールを強化することにより、事故などを未然に防止する必要があります。

方針

- 橋梁などの維持補修や道路の維持管理を計画的に実施することにより、安全で快適に通行できる道路環境の整備に努めます。

具体的な取り組み

① 道路・橋梁などの計画的かつ効率的な点検・補修

- 道路・橋梁のパトロール、道路台帳整備、道路占用・使用の管理、必要な箇所の道路用地確保の促進
- 道路・橋梁長寿命化修繕計画に沿った補修の実施
 - ・橋梁の個別施設計画
 - ・舗装の個別施設計画
 - ・付属物の個別施設計画
- 道路・橋梁の健全性を把握するため定期点検の実施

基本目標3

いきいきとした人づくり・地域づくり

1. 基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1-1 施策1 伝統文化を守り育てるまちづくり



施策の体系

伝統文化を守り育てる
まちづくり

(1) 伝統文化及び文化財の保護
・継承と文化活動の活性化

(1) 伝統文化及び文化財の保護・継承と文化活動の活性化

現状と課題

- 本市には、国指定文化財3件、県指定文化財7件、市指定文化財54件など、指定外の文化財も含めると400件以上と多数の文化財があります。
- 文化財は、わが国の歴史、文化などの正しい理解のため、欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展をなすものとして、文化財保護法のもと、国民全体で大切に守らなければならない文化的財産です。
- 文化的財産の保護については、すべてをカバーできる職員の確保ができておらず、地域の協力を得ながら、保護に努めています。
- 学校や地域に対して出前講座などにより、文化的財産を継承していくことへの理解は深まっていますが、展示施設の新設が課題となっています。

方針

- 図書館と歴史民俗資料館を併設した新施設を建設し、図書館職員とも協力しながら、地域ボランティアグループの活動拠点として地域伝統文化の継承を推進します。

具体的な取り組み

- ① 文化的財産の保存伝承
 - 伝統文化・伝統芸能などの保存伝承の推進
 - 文化財の保護及び活用の推進
 - 埋蔵文化財の調査・活用の推進
- ② 地域文化の振興
 - 市民が充実した文化活動に取り組む環境づくりの推進

1. 基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1-2 施策2 豊かな創造性を育む人づくり



施策の体系

豊かな創造性を育む
人づくり

- (1) 学校教育環境の整備
- (2) 学校教育の充実
- (3) 多文化共生と国際文化交流の推進
- (4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

(1) 学校教育環境の整備

現状と課題

- 本市では少子化による児童、生徒の減少に伴う小中学校の統廃合により、令和6年5月現在で小学校は7校、中学校は4校となっています。
- 平成23年3月に策定した「第2次学校整備再編基本計画」に基づき、地域の実情に応じ、関係者の理解を得ながら、子どもたちの「より良い教育環境」を維持するため、西部統合小学校の建設に着手し、令和11年度末に開校を計画しています。
- 適正規模を図るために、第2次学校整備再編基本計画に基づき学校統合を進める必要があります。しかし、更なる少子化の進行や地域事情などを考慮すると、現在の再編計画のもとで進めることは困難であり、第3次学校整備再編基本計画の早期策定を行います。
- また、学校は災害時には地域住民の避難所としての役割もありますが、その大半は建築後40年以上を経過していることから、耐震対策や防災機能の強化などが求められています。

方針

- 小中学校施設の改築及び改修の優先順位などを勘案した「学校施設等長寿命化計画」を策定し、中長期的な視点に立った予防保全措置による管理手法の転換を図り、児童・生徒の安全安心に努めます。
- より良い教育環境を確保するため、西部統合小学校建設事業及び第3次学校整備再編基本計画の策定を進めます。

具体的な取り組み

① 小中学校の年次計画的な整備

- 第2次学校整備再編基本計画に基づく西部統合小学校の建設
- 第3次学校整備再編基本計画の策定
- 学校施設等長寿命化計画に基づく大規模改修などの長寿命化の推進

② 学校給食施設、設備の計画的な整備

- 調理設備、備品及び給食配送車などの計画的な更新

参考資料

■市内の小中学校、高等学校、大学校

●小学校

| 区分 | | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | |
| 学校数(校) | | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 学級数(学級) | | | 66 | 68 | 67 | 66 | 66 |
| 教員数(人) | | | 112 | 114 | 108 | 109 | 105 |
| 児童数 | 総数(人) | | 979 | 997 | 977 | 966 | 944 |
| | 1年生(人) | | 174 | 162 | 159 | 140 | 153 |
| | 2年生(人) | | 167 | 175 | 165 | 160 | 142 |
| | 3年生(人) | | 167 | 167 | 168 | 164 | 159 |
| | 4年生(人) | | 151 | 168 | 165 | 170 | 160 |
| | 5年生(人) | | 171 | 153 | 168 | 163 | 167 |
| | 6年生(人) | | 149 | 172 | 152 | 169 | 163 |

資料：教育委員会

●中学校

| 区分 | | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | |
| 学校数(校) | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 学級数(学級) | | | 32 | 29 | 28 | 27 | 26 |
| 教員数(人) | | | 71 | 68 | 64 | 64 | 63 |
| 生徒数 | 総数(人) | | 559 | 515 | 489 | 456 | 481 |
| | 1年生(人) | | 180 | 144 | 165 | 148 | 169 |
| | 2年生(人) | | 190 | 181 | 144 | 167 | 146 |
| | 3年生(人) | | 189 | 190 | 180 | 141 | 166 |

資料：教育委員会

●県立、私立高等学校の状況(令和6年)

| 区分 | | 設置学科学級数 | 学級数(学級) | 生徒数(人) |
|----|-----------|---------------------------------------|---------|--------|
| 県立 | 江津高校 | 普通 8 | 7 | 173 |
| | 江津工業高校 | 建築・電気 3 機械・ロボット 3 | 6 | 120 |
| 私立 | 石見智翠館高校 | 智翠館特別コース 3 文理進学コース 12 スポーツコース 3 | 18 | 464 |
| | キリスト教愛真高校 | 普通 3 | 3 | 34 |

資料：各高等学校

●大学校の状況（令和6年12月）

| 区分 | 設置学科 | 学級数 (学級) | 生徒数 (人) |
|--|---------|-------------|------------|
| 中国職業能力開発大学校附属 島根職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ島根) | 生産技術科 | 1 | 84 |
| | 電子情報技術科 | 1 | |
| | 住居環境科 | 1 | |

資料：ポリテクカレッジ島根

(2) 学校教育の充実

現状と課題

- 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの将来は予測不能な時代が訪れるといわれています。
- このような時代を生き抜くために、社会の変化を見据え、児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動できる力を育むことが必要です。
- 学校教育においては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極めて再整理し、新たな価値につなげていくことができる能力を培うことが必要となります。
- またキャリア教育の視点に立った社会とのつながりや将来の生き方を意識できる学習の充実を図り、家庭や地域社会と協力した取り組みの充実も必要となります。
- さらに子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどを育むため、道徳教育の充実や人権教育の推進を図ることが大切です。
- 今後より一層学校と地域社会が関係を深め、連携した取り組みを通して、【地域とともにある学校づくり】とともに「学校を核とした地域づくり」を推進していくために、令和5年に江津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画を策定し、市内全校に対してコミュニティ・スクールの導入実施に向け取り組みを実施していきます。

方針

- 島根県の新教育ビジョンとの整合を図りながら、次期江津市教育大綱を策定します。
- 新学習指導要領の内容を踏まえ、各校の特色を活かした教育活動を支援するとともに、家庭や地域社会と協力して江津の未来を拓く子どもたちを社会全体で育みます。

具体的な取り組み

① 確かな学力の育成

- 「江津市授業改善アクションプラン」に基づく授業改善と学習改善の推進
- 主体的に考え、表現し伝え合う能力の育成
- 子ども一人ひとりの多様性に応えるきめ細やかな教育の推進
- 保育園及び認定こども園、小学校、中学校の校種間連携と円滑な接続

② 豊かな心・健やかな体の育成

- 他人への思いやりや規範意識など、豊かな心の育成
- 生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

③ 信頼される学校づくりの推進

- コミュニティ・スクールの推進
- 安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに学校安全体制の推進
- 学習の基盤となる学習環境の整備

(3) 多文化共生と国際文化交流の推進

現状と課題

- 本市では、和木地域において毎年行われているロシア祭りをはじめとして、多くの市民が国際的な交流を深めています。
- 外国人住民が市内ボランティア団体の実施する日本語教室や地域活動に積極的に参加し、多文化共生社会が構築されつつあります。
- 改正出入国管理法が施行され、今後、さらに多くの外国人が市内企業で雇用されることが見込まれるため、より一層、外国人住民を支援する必要があります。
- 令和6年に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。技能実習制度の見直しにより、育成就労制度が創設されます。改正法施行までに市内企業への周知並びに制度対応への支援が必要です。

方針

- 外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせるよう、環境の整備に努めます。
- 生活相談をはじめとした外国人住民を支援する体制を整備し、江津市への定住を促進します。
- ボランティア団体が実施する日本語教室や外国人住民の地域活動への参加を支援します。
- 住民レベルでの国際交流活動を支援します。

具体的な取り組み

- ① 外国人住民への支援の推進
 - 外国人住民が暮らしやすいまちづくりの推進
 - 相談体制の整備
- ② 多文化共生の促進
 - 学校・家庭・地域での多文化共生の啓発
 - 住民レベルでの国際交流の推進
 - 民間レベルでの国際交流のための活動支援
 - グローバル社会に対応できる人材の育成

(4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

現状と課題

- 平成 27 年 12 月の中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協力のあり方と今後の推進方策について」の答申において、地域と学校が連携して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する取組みの必要性が示されています。
- 江津市では、「ふるさと・キャリア教育」として、地域の教育資源を活かしてふるさとの愛着と誇りを育みながら、今の学びと未来の生活のつながりを意識した教育活動が推進されています。
- 教育基本法において、国及び地方公共団体は、家庭教育の自立性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報提供など、家庭教育を支援する施策を講ずる必要性が指摘されています。

方針

- 人づくりの方向性を共通認識して、学校・家庭・地域の連携・協力体制の構築を図り、地域を担う人材育成を推進します。

具体的な取り組み

- ① **学校・家庭・地域の連携・協力による教育の充実**
 - ふるさと・キャリア教育の推進
 - 地域学校協働活動の推進
 - 子どもを地域全体で育む環境整備の促進
 - 家庭教育支援の充実

1. 基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1-3 施策3 生涯学習・生涯スポーツのまちづくり



施策の体系

生涯学習・生涯スポーツ
のまちづくり

(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進

(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進

現状と課題

- まちづくりの基本は人づくりであり、生涯学習を通じて、まちや地域の課題を把握して地域づくりの担い手となる人材を育成することが求められています。
- 健康づくりや生きがいづくりなど、さまざまな観点から生涯スポーツに関する社会的ニーズは高まっています。
- スポーツ協会や各種スポーツ教室などを通じ、生涯にわたって、スポーツをする機会（場）を提供しています。そこでの学びを地域に還元する仕組みづくりが必要です。
- 指導者には、社会ニーズとして、勝利至上主義や選手指導法などについて、変化が求められており、今後は幼少期から高校生までの指導者育成の方法について検討する必要があります。
- 図書館や郷土資料室については施設が狭あいであり、資料の展示や図書のスペースが十分とは言えないため、新たな施設の建設も含めた検討が必要です。

方針

- 多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる場づくりを進めるため、指導者の養成や情報提供体制の確立を図ります。
- 生涯スポーツをする機会の拡充と指導者の育成を推進します。また、スポーツによる障がい、健康、まちづくりなど、多岐の分野における事業を推進します。
- 新図書館の早期建設を目指します。

具体的な取り組み

- ① 生涯学習活動・生涯スポーツの振興
 - 市民ニーズに対応した多様なメニューの提供
 - 生涯学習・生涯スポーツのさまざまな情報の収集提供
 - 生涯学習・生涯スポーツ指導者の育成の推進
 - 図書館、歴史民俗資料館の整備

2. 基本方針6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

2-1 施策1 人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり



施策の体系

人権教育・啓発活動の
浸透した社会づくり

(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現
(2) 男女共同参画社会の形成

(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現

現状と課題

- 人権は、日本国憲法で保障されているように、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。また、部落差別解消推進法など差別解消に向けた法律が施行され、人権問題の早期解決は国のみならず地方自治体の責務といえます。
- 本市では、あらゆる差別をなくす啓発活動を市民・教職員・行政職員・地域コミュニティ及び児童・生徒を対象に講演会などを通じて行っており、人権意識の高揚につながっていますが、差別解消が市民的総意にまでには至っていません。
- インターネットによる人権侵害や LGBTQ、災害に伴う人権などの新たに取り組むべき人権問題も顕在化し、多岐にわたる人権課題に対応する必要があります。

方針

- 人権相談体制の充実や、人権教育の強化などの施策を迅速に取り組みます。
- 令和6年度に実施した市民意識調査結果を基にした【江津市人権施策推進基本方針】を改定し、多様性が尊重される共生社会の実現に向けて取り組みを行います。
- 講演会などの参加者の固定化を防ぎ、特に若年層が興味を持ってもらえるようなセッティングを工夫します。

具体的な取り組み

- ① 人権意識の高揚、人権教育・啓発の推進
 - 市民、学校、地域、家庭、企業などにおける人権教育・啓発の推進
 - 公務・教育・福祉関係者などに対する人権教育・啓発の推進
 - 広域での連携した人権教育・啓発の推進
- ② 相談体制の充実
 - 人権相談などの支援の拡充

(2) 男女共同参画社会の形成

現状と課題

- 本市では、令和4年に「第4次江津市男女共同参画推進計画」を策定し、継続的な男女共同参画社会実現に向けた取り組みを行っています。令和3年度に実施した意識調査においては結果を見ると「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に反対する回答が76.0%（平成27年度調査65.2%）と増えており、徐々に意識の変容が見られます。一方で女性に比べ社会全体で「男性が優位」と答える人が79.5%あり、女性が働き続けにくいと考える人の割合（74.8%）も多い状況で、より一層の対策を進める必要があります。
- 少しずつ改善がみられますが、社会や企業において性別役割分担の慣習は依然根強く、意識改革が求められています。
- 少子高齢化により、企業のみならず地域活動においても、担い手不足は深刻であり、性別に関係なく誰もが活躍できる社会の実現の必要性は増々高まっています。

方針

- 市民をはじめ、企業、団体などを対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開し、講演会等を開催します。
- 出産・育児・親の介護などの全ステージにおいて男女が隔たりなく、協力し合う環境・意識づくりを推進します。

具体的な取り組み

- ① **男女共同参画の推進**
 - 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進
 - 政策、方針決定過程への男女共同参画の推進
 - 男女共同参画社会づくりに向けた、慣行の見直しと意識改革の推進

2. 基本方針6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

2-2 施策2 自らが考え、行動する、自立した地域づくり



施策の体系

自らが考え、行動する、
自立した地域づくり

- (1) 地域の社会教育活動の充実支援
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) コミュニティ活動の推進
- (4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり

(1) 地域の社会教育活動の充実支援

現状と課題

- 地域コミュニティ組織が市内の全地区で発足し、積極的な地域活動が実施されていますが、地域活動の担い手の高齢化や固定化により、地域コミュニティ活動を担う人づくりの必要性が増しています。

方針

- 「地域コミュニティのあり方指針」を基に社会教育活動を支援します。

具体的な取り組み

社会教育の推進

- これまで進められている生涯学習活動の支援
- 地域における人材育成の取組みの価値づけと情報の提供
- 地域を担うまちづくりリーダーの育成

(2) ボランティア活動の促進

現状と課題

- 福祉のまちづくりの推進には、それを担うボランティアが大きな役割を果たします。
- しかし、若年・壮年者ではボランティアに参加する時間的余裕がない状況がみられます。
- こうした状況の中で、本市ではボランティアセンターの取り組みやボランティアバンクの将来の担い手となる中高生を中心に、福祉施設イベントの手伝い、公共施設の清掃活動などに取り組んでいます。このような取り組みで、地域福祉の未来を支える新たな担い手が育っていますが、今後も人口減少・高齢化社会を支えるため、より一層の担い手づくりを行う必要があります。

方針

- 地域福祉の担い手として、ボランティア人材の発掘・育成を支援します。
- ボランティアの登録を通して、ボランティアの意義やその活動に必要な情報提供などの支援を行うとともにボランティア組織の充実強化を図ります。

具体的な取り組み

- ① **地域福祉人材の発掘・育成**
 - ボランティアの養成
 - ボランティア登録の促進
 - 高齢者の活躍推進
 - 企業への協力要請
- ② **市民活動への支援**
 - 市民活動に関する情報発信

(3) コミュニティ活動の推進

現状と課題

- 本市では、連合自治会エリアを単位に 20 の地域コミュニティ組織が発足し、地域づくり 10 年計画に基づいた活動を展開しています。
- 地域コミュニティ組織が全地区に発足し、さまざまな活動が展開されつつありますが、買い物弱者対策や地域包括ケアシステムの構築など、高齢者が安心して暮らせる地域を実現するための活動を行っています。
- 各地区のコミュニティ組織は、発足時期がまちまちで、活動の深度も異なるため、各組織の実状に沿った支援が必要となっています。
- 江津市桜江地区では、5 地区連携 5 か年計画を策定し、防災対策や移動販売の実践、地域交流拠点施設の立ち上げなどを行い、地域の小さな拠点づくりの取り組みを実施しています。

方針

- 地域コミュニティと行政が協働で、人口減少や少子高齢化が進行する地域の課題の解決に取り組めます。

具体的な取り組み

- ① **地域コミュニティ活動の活性化支援**
 - 地域コミュニティによる地域で支え合う仕組みづくりを促進
 - 地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援
- ② **小さな拠点づくりの展開**
 - 複数の地域コミュニティの連携により、生活機能（買い物、金融、医療・介護・福祉、防災、生活交通など）を維持・確保する仕組みづくりを推進
- ③ **地域コミュニティとの協働による定住促進**
 - 地域コミュニティとの協働による空き家登録の推進
 - 地域コミュニティとの連携による U I ターン者の確保

(4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり

現状と課題

- 人口減少と少子高齢化の進展などを背景として、コミュニティの弱体化をはじめとした地域課題や多様化する市民ニーズに対応するためには、各分野において市民・地域・団体・事業者・行政が協働し、それぞれが主体的にまちづくりを担うことができる仕組みが必要です。
- 市民生活のさまざまな分野で市民との協働を進めるため、地域コミュニティ組織やNPO団体などととも地域づくりを進める必要があります。
- 江津市では、第6次の行財政改革計画を示したスマートシティ江津推進構想に基づき、対外的な事業・内部業務・組織体制のそれぞれに対して、DXによる業務や事務作業等の改革に取り組んでいます。
- 行財政改革大綱に基づき、行財政運営の取り組みとして財政健全化を実施した結果、将来負担比率(R元年 100.9⇒R5年 53.6)の低下という結果が得られました。
- 近隣自治体との連携については、介護保険の実施にかかることや可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務などを浜田市と共同処理をしています。

方針

- 市民と協働して地域づくりを進めます。
- 財政の健全化を進めるとともに、質的な業務改善を中心とした効率的な行政運営と行政サービスの向上をめざします。
- 近隣自治体との組織的な連携により行政運営の効率化を図ります。

具体的な取り組み

- ① **協働型の地域づくりの展開**
 - 市民参加による活動を活性化させ、協働によるまちづくりの推進
 - NPO法人の設立・運営の支援
- ② **健全な行財政運営の推進**
 - 次代の江津市の発展につなぐ行財政運営の取り組みの推進
 - ・行政運営の効率化
 - ・財政運営の健全化
 - ・組織・機構の改革による組織の活性化
 - ・信頼に応える職員づくり
 - ・協働によるまちづくり
- ③ **広域行政の推進**
 - 広域行政の推進

第3章 基本目標を横断する方針

基本目標を横断する方針 1 スマートシティ構想

コロナ禍による社会及び個人への多大な影響は、社会・経済活動のみならず個人の価値観・ライフスタイル等にも急激な変容をもたらしました。緊急事態宣言による外出自粛を機に、リモートワークが以前にもまして注目され、住む場所に縛られない自由な働き方へのニーズから改めて地方移住等への関心が高まりました。また、業務活動においても、デジタルを活用した業務実施及び効率化の流れが大きくなりました。

国は【デジタル田園都市国家構想総合戦略】を打ち出し、地方創生の加速化・深化に向けてデジタルの力を活用した「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の構築を掲げ、その取り組みを実施しています。また、自治体組織に対しても【デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針】として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとして示し、【自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画】に基づく市民サービス並びに業務に関するデジタル化を推し進めています。

江津市においては、市の情勢を鑑みた上で、予測される市の財政状況を考慮した市民生活の安全・安心及び市民サービスの維持・向上を図るために、「スマートシティ江津推進構想(第6次行財政改革)」を策定し、アクションプランに基づくDX化を推進していきます。

【取り組みの方向性】

「スマートシティ江津推進構想(第6次行財政改革)」では、スマートシティ江津の実現に向けて以下の3つのテーマを掲げており、この方向性に沿って市行政のDX化を促進していきます。

①市民サービスの改革

自治体DXの推進に合わせた各種事業の仕組みの見直し

②業務プロセスの改革

BPRとデジタル化による業務プロセスや職場、働き方の改革

※BPR・・・業務内容等を抜本的に見直し、再設計すること

③人と組織の改革

持続可能なまちを運営するDX人材の育成と組織体制の構築

【後期基本計画実施施策との関係】

各担当課においてもデジタルを活用した施策が展開されており、市民のQoL(Quality of life)向上に向けたデジタル化を率先して実施しています。

基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

施策1 若者に魅力ある産業づくり

- 江津市地場産業振興センターを改修し、令和4年度にサテライトオフィス及びワーキングスペースを開設しました。ITやバックオフィスを含む幅広い分野の企業誘致を積極的に展開し、地元雇用を促進するとともに関係機関と継続的なフォローアップ体制を構築しています。
- 農林水産業では、スマート農業、高性能林業機械や森林資源解析の導入等により、省力化と効率化を推進します。

基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

施策 健康で活動的な長寿のまちづくり

- 【江津市国民健康保険第3期データヘルス計画】内において、これまでの受診データから江津市の傾向を把握し、江津市における健康課題を客観的に分析しました。また、該当する市民に対して、過去の受診データ等を分析して受診勧奨を実施、受診率向上に努めています。

基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

施策 地域を支える道路交通体系づくり

- 【江津市地域公共交通計画】内において、将来を見据えた持続可能な公共交通の運営・管理体制の構築を目指す【江津市版 MaaS 導入の検討】を施策として盛り込み、令和7年以降の実施に向けて取り組んでいます。
- ※MaaS（Mobility as a Service）…地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

施策 豊かな創造性を育む人づくり

- GIGAスクール構想を推進するためにICT環境の整備を推進しています。教育活動の質を上げるため、また子どもたちの多様なニーズに対応するためにALTや学校司書・学力向上支援員・ICT支援員等を配置しました。デジタル社会がもたらす多様な情報に対して、子どもたちが正しく扱えるようデジタルリテラシー教育も推進しています。

基本目標を横断する方針2 シティプロモーション推進

江津市では、第1期総合戦略の策定時から、本市が将来にわたり活力あるまちとして繁栄するために、ここに暮らす人々が「新たなことに挑戦する気質」や「生きる力」を養うことができる環境づくりを進め、かつ、「挑戦する人を応援する風土」を培っていくという願いを込めた【GO▶GOTSU 山陰の「創造力特区」へ】というまちづくりのスローガンを作り、江津市の磨き上げを行ってきました。

第1期総合戦略におけるシティプロモーションでは、地域内外に広く地域の魅力を伝え、江津市へのUターンを促進を目的とした取組を実施しました。また、第2期総合戦略のシティプロモーションでは第1期の目的に加えて、以下の目的を盛り込み施策を実施しました。

- ① 【『関係人口』(ふるさと納税やPR活動などによってまちの活性化に関わる人)】や【『活動人口』(社会的な活動や生産的な活動を通じてまちの活性化に関わる人)】といった移住・定住以外での江津市にかかわりを持つ人材の受け入れの促進。
- ② 市内の産業・教育・福祉・地域づくり活動など、さまざまな分野で活躍する人材の取組みを地域の魅力として地域に発信し、シビックプライド(まちに対する市民の誇り)の醸成。

第1期・第2期のシティプロモーションを通して、創業や新規就業をはじめとした移住・定住者の増加や市民アンケートの結果から【GO▶GOTSU 山陰の「創造力特区」へ】の取組認知の拡大が見られます。今後は、地域の公共施設のリブランディング等を通じた地域住民と市外人材との協働事業を軸として、関係人口・活動人口の繋がりを深めつつ、市民の地域に対する愛着・誇りを高め、幸福度向上につなげていきます。

* リブランディング： 地域の特産品・観光地・地域イメージ等の既存の地域ブランドを、時代の変化や顧客に合わせて構築し直すこと

【取り組みの方向性】

民放放送局と連携し、菟沢公園と波子駅に対して、地域住民を含めた様々な企業や人材との連携を通してリブランディングを実施し、江津市の魅力を発信するとともに、新しい価値の発見・価値の深化に取り組んでいきます。

市民に対して、インナーブランディングとして、GO▶GOTSU!フェスの実施やGO▶ganicを通じた地元有機栽培に対する理解の促進、給食への活用を基にした食育の促進に取り組んでいきます。

桜江地区で実施されている小さな拠点づくりの取組やコミュニティ・スクールの導入を通して、年齢や職業を超えて地域内の方々が助け合い・学び合いを行い、相互理解を深めていくことで、地域におけることへの愛着を深めるとともに自己効力感を醸成します。

多様な働き方や生き方を子どもたちが知るために、地域ぐるみの「ふるさと・キャリア教育」の推進を行います。

* インナーブランディング： 自地域のまちづくり理念や魅力・ブランドを、地域住民に伝えて浸透させる活動

* 自己効力感： 人がある課題に直面した際、自分にはそれが実行できる、という期待や達成する能力があるという認知

【後期基本計画実施施策との関係】

基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

施策1 若者に魅力ある産業づくり

- 有機農産物の生産拡大のため、有機農業就農希望者の受け入れ体制づくりと支援を行うとともに、オーガニックイベント等の開催によりPRと意識醸成を図っていきます。

基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

施策3 雇用を支える定住環境づくり

- ビジネスプランコンテストなどにより、Uターン創業人材などの確保が進んでいます。また、GO▶GOTSU!ブランドサイトや首都圏でのプロモーション活動などを展開しています。令和5年度より、民放放送局と連携したシティプロモーションを開始しました。菰沢公園・波子駅のリブランディング化を軸に据え、住民をはじめとした多種多様なステークホルダーとの協働を通して、江津市の魅力を発信するとともに、価値の創造に取り組んでいます。

基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

施策2 自然環境とふれあう交流のまちづくり

- 民間や地域コミュニティ組織が主体となり、農業体験や田舎暮らし体験をはじめ、江津市ならではの体験事業や交流イベント・活動が展開されています。また、まち・ひと結び事業費補助金を設け、江津市内の地域活動団体が行う移住・定住・交流事業や体制づくりにかかる取組を支援しています。

基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

施策3 子どもたちが健やかに育つための環境づくり

- 家庭・学校・地域などが連携し、「命を大切に作る心、郷土を愛する心」を育む教育を推進しています。ふるさと・キャリア教育や「赤ちゃん登校日」、親学講座の開催を通して、世代を超えた交流を生み出し、地域の営みを感じ取り、地域への慈しみを感じ取れる取組を実施しています。

基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

施策2 豊かな創造性を育む人づくり

- 学校と地域社会が関係を深め、連携した取組を通して、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進していくために、江津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画を策定し、市内全校に対してコミュニティ・スクールの実施に向け取組を実施していきます。

基本方針 6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

施策 2 自らが考え、行動する、自立した地域づくり

- 江津市では、連合自治会エリアを単位に 20 の地域コミュニティ組織が発足し、地域づくり 10 年計画に基づいた活動を展開しています。また、江津市桜江地区では、5 地区連携 5 か年計画を策定し、防災対策や移動販売の実践、地域交流拠点施設の立ち上げなどを行い、地域の小さな拠点づくりの取り組みを実施しています。

基本目標を横断する方針3 人を中心とした【働き方】の在り方

本市の人口の社会動態は、誘致企業の撤退や縮小、地場産業や建設業の廃業などの雇用環境の変化に大きく影響を受けてきました。令和元年に一時的に社会増になりましたが、令和2年以降一貫して、社会減が続いており、自然減が続く江津市では人口減が続いています。その結果、産業をはじめとして、介護・医療分野や教育分野など幅広い分野において人手不足が深刻な状況となっています。

このような状況下では、江津市で働くということを問い直し、江津市で働く方が安心と尊厳を持って仕事に取り組めることが重要であり、そのため、【人材】を中心とした働き方の在り方を模索し、持続・発展的な雇用の場の創出とはたらく人材の確保を進めていきます。

【取り組みの方向性】

- ① 地域おこし協力隊、地域活性化起業人などの総務省制度をはじめとした施策の活用
 - 基本方針2を通して、UIJターナー者を含む江津市の取組や方向性に共感していただいた方々に対して、既存制度を活用することで江津市への移住・起業に対する抵抗感の減少と誘導を進め、人材の確保に努めます。
- ② リスキリングや人材育成を通じた求職者支援
 - 江津市では女性の就業率が年々増加しています。一方で事務職への希望が多く、市内の求人職種とのミスマッチが起きています。そのため、サテライトオフィスを活用した企業誘致を行い、職種の選択肢を広げるとともに、求職者に対して、企業ニーズに沿ったスキルの習得やリスキリング支援を実施し、企業・求職者双方のニーズを満たしたマッチングを実現するとともに、働く方のキャリアプランの可能性を広げる支援が重要です。
- ③ 多種多様なコミュニティを通じた支え合いの場の創出
 - 移住や起業を通して江津市に来られた方が継続的に営んでいけるようコミュニティを通じた地域住民と関われる場の創出を推進していきます。ビジネスプランコンテストを中心とした起業家同士のつながり、Go▶ganicでは有機野菜を通じたつながりなどの職種のつながり、地域コミュニティやコミュニティ・スクールを通じた地域とのつながりなど、来ていただいた「人」が末永く、江津市で営んでいけるよう支えていく体制を構築します。

【後期基本計画実施施策との関係】

基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

施策1 若者に魅力ある産業づくり

- 地域ぐるみで取り組む有機農業産地づくり支援を実施し、有機農業に対する新規参入促進を積極的に行っています。また、有機農業に携わりたい人に向けた多様な受け皿の確保も推進しています。

有機農業実践講座の開催や各種イベントの実施により、コミュニティの醸成を図っています。仲間づくりに繋がる取り組みを通じて、移住定住に繋げていきます。

- サテライトオフィス及びコワーキングスペースを活用し、ITやバックオフィスを含む幅広い分野の企業誘致を積極的に展開し、地元雇用を促進しています。

施策3 雇用を支える定住環境づくり

- ビジネスプランコンテストなどにより、Uターン創業人材などの確保が進んでいます。また、参加者に対して事業化に向けた伴走支援を実施しています。
- 定住相談や支援を専従で行う定住相談員を配置し、空き家バンクによる「住居」の紹介やワークステーション江津と連携した就業の支援のみならず、Uターン後のフォローアップを実施し、移住後の生活に寄り添った支援を展開しています。
- 求職者のスキルアップ支援を行うとともにワークステーションなどと連携し、求職者のキャリアプランの実現に努めます。
- ダイバーシティの理解を促進することで、外国人だけでなく、高齢者・障がい者なども含め、誰もが安心して働ける環境を整備します。

基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

施策3 子どもたちが健やかに育つための環境づくり

- 保護者のニーズに対応した特別保育（一時保育、休日保育、病後児保育、延長保育、障がい児保育）を推進するとともに、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり(再掲)

施策2 豊かな創造性を育む人づくり

- 学校と地域社会が関係を深め、連携した取り組みを通して、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進していくために、江津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画を策定し、市内全校に対してコミュニティ・スクールの実施に向け取り組みを実施していきます。

基本方針6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

施策2 自らが考え、行動する、自立した地域づくり

- 江津市では、連合自治会エリアを単位に20の地域コミュニティ組織が発足し、地域づくり10年計画に基づいた活動を展開しています。また、江津市桜江地区では、5地区連携5か年計画を策定し、防災対策や移動販売の実践、相乗りタクシーを用い

た交通弱者への対策、地域交流拠点施設の立ち上げなどを行い、地域の小さな拠点づくりの取り組みを実施しています。

基本目標を横断する方針 4 官民連携の市民サービス向上

江津市では、行政運営の効率化という観点から民間団体等の積極的な活用を実施しており、主に指定管理者制度を活用した公共施設の運営管理を委託しています。また、行財政改革の成果として、将来負担比率の改善が見られていることから引き続き改革を推進していく必要があります。

しかし、今後、人口減少に伴う財政の縮小は避けては通れるものではありません。また、社会情勢の急激な変化により、市民サービスは多様化・複雑化しており、財政の健全化を押し進めつつ、市民サービスの維持・向上に努めるという双方のバランスを保ちながらの行財政運営を実施する必要があります。

そのため、従来の指定管理者制度の活用という選択肢の他に PPP・PFI のような官民が連携した公共サービス提供スキームや企業版ふるさと納税を活用した民間人材の活用など、幅広い官民連携の制度を検討・活用し、財政の健全性を保ちながら、幅広い市民ニーズに対応していきます。

* PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ(官民連携)

官民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム

* PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う

【取り組みの方向性】

企業版ふるさと納税の活用

- 国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みを活用し、江津市の地域活性化事業を推進していきます。

第4部 重点プロジェクト

(第3期江津市版総合戦略)

人口減少対策・地方創生の基本的な考え方

1. 人口ビジョンを踏まえた中長期視野（2050年を視野）

（1）目指す将来のすがた

本市のめざす将来の姿は、まずは、地域自らを磨いて、市内外の人に「選ばれる地域」になることです。

すなわち、都市部の人々がこのまちにさまざまな可能性を求めて移住する流れをつくり、かつ、ここで暮らす人々が仕事や地域おこしなど、新たな活動や価値の創造に果敢に挑む風土を醸成することで、「江津に住みたい!」「江津に住んで良かった。」と言われるまちになることです。

そのため、本市では、市民やU・Iターン者による起業や地域おこし活動、また、企業などが新たな産業分野へ進出することなどを促進し、多様で魅力ある雇用の場の創出に取り組みます。

多様で魅力ある雇用の場の創出により、若者がこのまちに定住し、結婚して、子どもを産み育てられる循環が生まれます。

また、このまちで生まれた子どもたちは、地域ぐるみの温かい子育て環境の中で健やかに成長するとともに、自ら学び、自ら考え、行動する力を身につけ、目まぐるしく変動する現代社会を「生きる力」を養います。

本市が将来にわたり、活力あるまちとして繁栄するためには、ここに暮らす人々が「新たなことに挑戦する気質」や「生きる力」を養うことができる環境づくりを進め、かつ、「挑戦する人を応援する風土」を培っていくことが肝要です。

以上の考えに立った本総合戦略の基本理念を、まちづくりのスローガンとして一つの言葉に込めました。

GO▶GOTSU!
山陰の「創造力特区」へ。

2. めざす将来の姿の実現に向けた基本目標のまとめ

子どもたちの未来のために目指す将来像の施策についてコンセプトを踏襲しつつ、第2期江津市版総合戦略の4つの基本目標を基に以下の図のように整理しました。



稼げる産業 の創出

基本目標 1 多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用があるまち

【重点施策】 新規創業、新分野進出、6次産業化、企業誘致、観光産業の推進などによる新しい産業・雇用の創出

【数値目標】 新規雇用者数(60人/年)
地域への愛着度(3.4以上)

郷土愛の 醸成

基本目標 2 住みたい！自分を活かせる場所があるまち

【重点施策】 子どもたちの郷土愛を育み地域へのかかわりを深めていく

【数値目標】 子どもたちの地域への愛着度(令和7年度調査値を基準値とする)

女性の定住・ 移住促進

基本目標 3 子どもたちの未来を地域みんなで育むまち

【重点施策】 結婚から妊娠・出産・子育て、再就職の切れ目のない支援

【数値目標】 市内在住の20～30代女性の満足度(5.4以上)
子ども女性比(0.25以上)

地域の持続的 発展

基本目標 4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【重点施策】 地域コミュニティ(住民自治組織)の活性化
地域コミュニティが持つ機能の充実

【数値目標】 コミュニティ活動回数(7回/年以上)

3. 子どもたちの未来のためにめざす人口目標

江津市人口ビジョンに記載した通り、人口減少は地域に多大な影響を与えます。そのため、江津市人口ビジョンの方針に掲げている方針に沿い、

【江津市の子どもたちの未来の生活・居場所を守るため】

とし、江津市の子どもたちの未来を守る「生活・教育サービス機能」の水準を検討し、そのために必要な目標人口を2050年で約15,000人と設定し、目標人口実現に向けた総合的な取組を策定します。

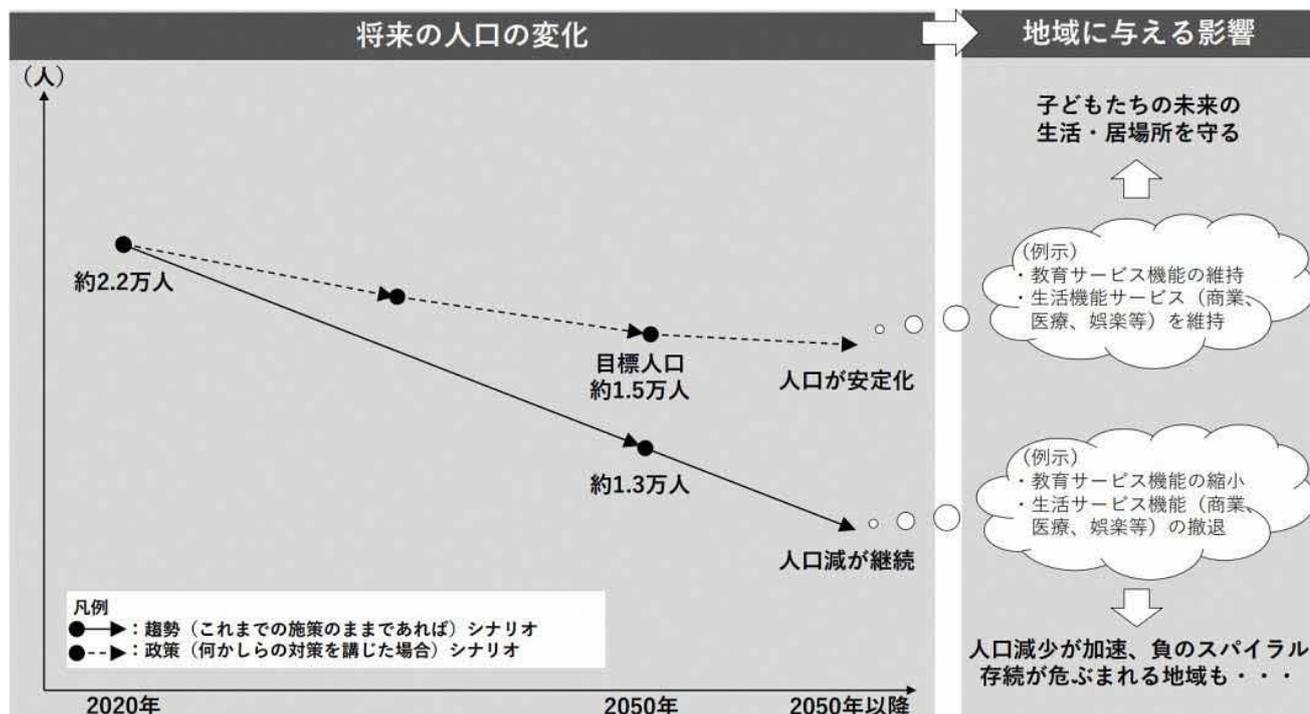


図 1 江津市の人口推移が地域に与える影響

4. 人口減少下におけるコミュニティ活動と関係人口

(1) コミュニティ活動と関係人口の関係性

人口減少下において、市民の幸福度という観点から、地域コミュニティの活動は重要です。江津市人口ビジョンにおいてもふれたとおり、町内会や自治会といった住民自治組織の担い手不足や地域内における世代間交流の欠如による共助機能低下や、地域住民によって構成される消防団の団員数の減少は、地域の防災力を低下させる懸念があり、人口減少に伴う地域コミュニティ活動の減少は地域住民にとって非常に重要な事項であると考えます。

そのため、人口減少下において、地域に居住している「定住人口」のみならず、地域外の「関係人口」も含めた地域にかかわる人数を増やすとともに、積極的な活動の推進が求められています。

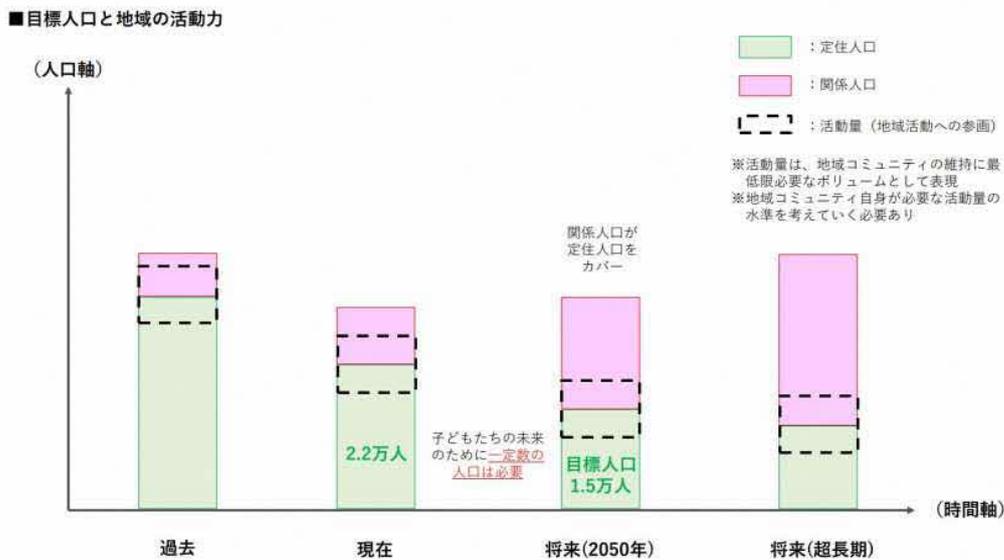


図 2 江津市における定住人口と関係人口による地域活動量の推移

出典 国土交通省 地方の機能確保に向けた関係人口との関係

※グラフ内の定住人口については江津市の統計値及び将来人口目標値を記載

(2) コミュニティ活動と幸福度について

まちづくりへの参画やコミュニティ活動を通じて市民及びコミュニティの幸福度の向上も期待できます。江津市においてもアンケート調査より、市民の幸福度と地域活動には関係性があることが分かっています。そのため、江津市民の幸福度という観点においても地域コミュニティの活動は重要であると考えます。

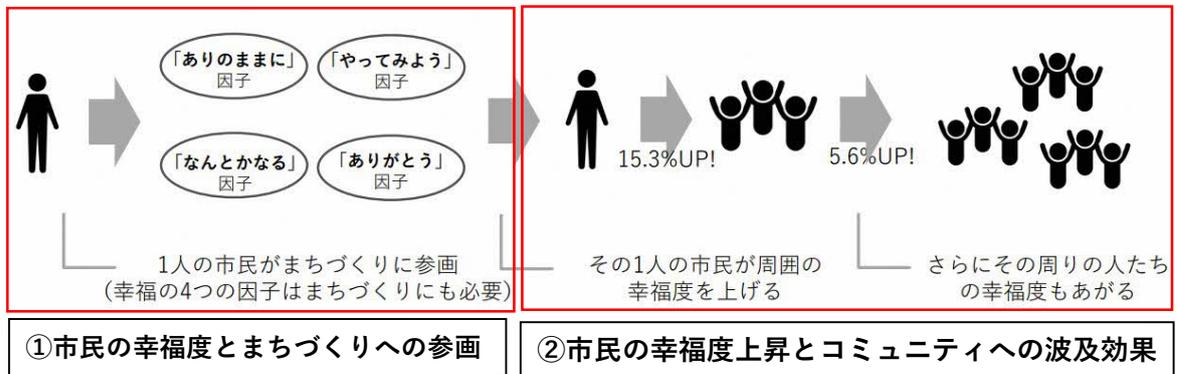


図 4 市民がまちづくりに参画することがコミュニティのウェルビーイング(幸福度)の向上にもつながる可能性

① 市民の幸福度とまちづくりへの参画

幸福度を高めるためには、「ありのままに」因子、「やってみよう」因子、「なんとかなる」因子、「ありがとう」因子を高めることが重要と言われています。これらは、まちづくりへの参画や地域コミュニティの活動を通して得られる効果に類推するものと推測されます。

② 市民の幸福度上昇とコミュニティ波及効果

幸せな人に出会うと出会った人は 15.3%幸せになる確率が上がり、幸せな人に出会った人に会うと 5.6%幸せになる確率が向上すると言われています。まちづくりへの参画を促進することを通して、幸福度が向上している市民と出会う機会を増加させることで、コミュニティの幸福度の向上を促進させることができると期待できます。

※ありのままに因子：他人と比較することなく、自分らしく生きていくことに関係する因子

※やってみよう因子：夢や目標を見つけ、それに向かって努力したり、成長したりしていくことに関係する因子

※なんとかなる因子：どんなことも楽観的に捉えることができ、常にチャレンジ精神をもって取り組んでいくことに関係する因子

※ありがとう因子：周囲にいるさまざまな人とのつながりを大切にすることに関係する因子

(3) 関係人口の移住に向けた段階的施策方針

社会増に寄与する移住者ですが、地域への関心を持った段階から移住を決断する方はなかなかいません。そのため、下図で示したように関係人口から段階的に移住に向けた施策を関係人口に実施することで、【関係人口の増加及び多様化】と【関係人口からの定住促進】に向けた取り組みを実施します。

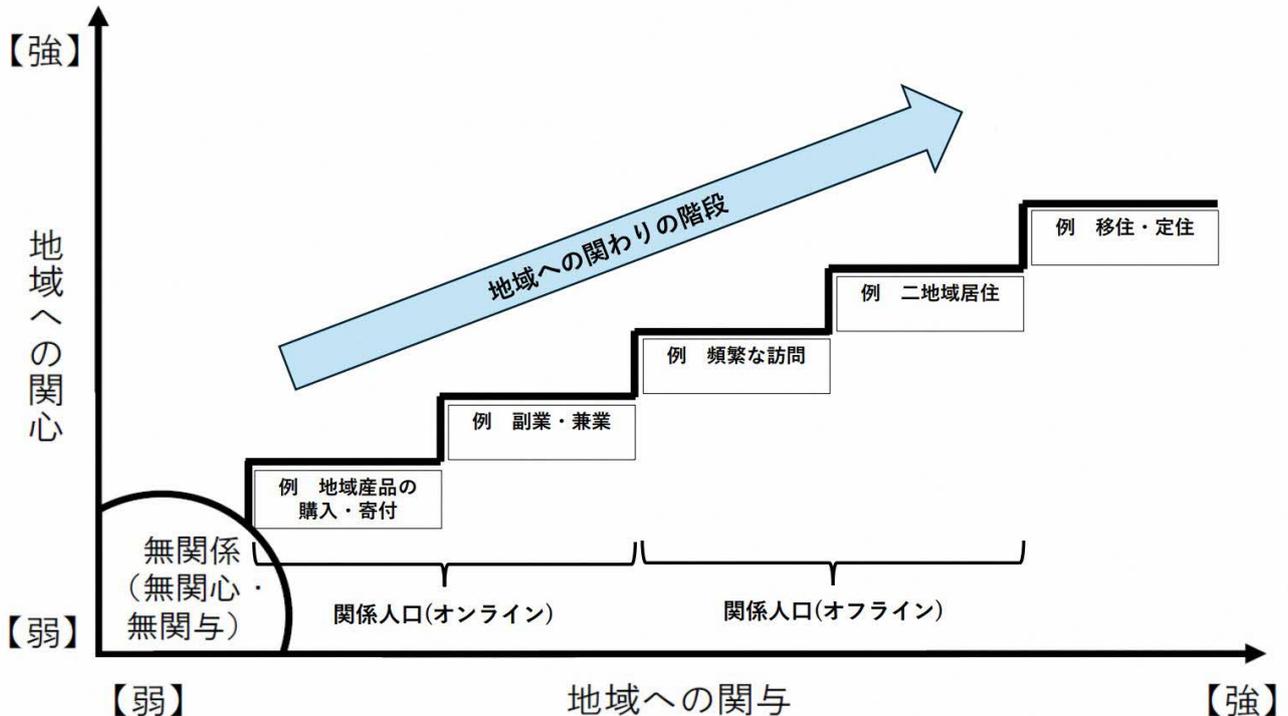


図 3 江津市の具体的な関係人口への段階的な取組
 出典 総務省 関係人口の創出・拡大に向けた取組についてより、参考・改変

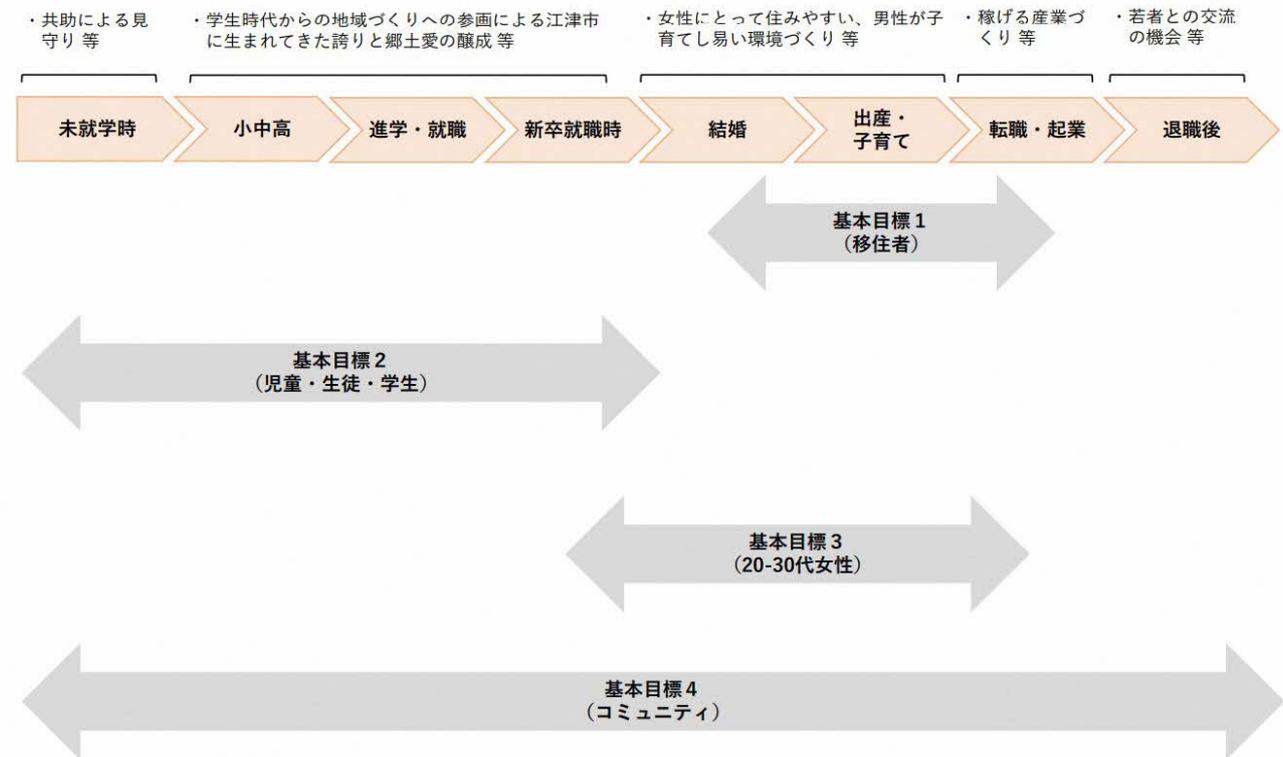
※定住人口 : 地域に居住している方々。地域住民。

※関係人口(オンライン): 観光やビジネスを通じ地域を知った方などに対して、地域への興味・関心を持ってもらうために地理的障壁を排したアプローチを実施し、オンライン上を中心とした地域との関係性を持つ方々

※関係人口(オフライン): 実際に現地に来ていただき、リアルでの関係性を構築した方々

5. 総合戦略の各基本目標における重点的対象

総合戦略では、人口ビジョン達成のために江津市にかかわる方々のライフステージに合わせた基本目標毎の対象を定めることにより、基本目標に基づく施策の位置づけを明確にし、施策の効果検証を実施します。



6. 総合戦略の目標数値と実施施策の運用方針

総合戦略の運用方針については、基本目標毎の方針と施策内容を基に具体的な事業と事業目標数値を定めた総合戦略アクションプランを作成し、運用します。

総合戦略アクションプランについては年に1度、時流や市の情勢を鑑み事業見直しなどを行います。

7. 基本目標毎の方針と施策内容

基本目標 1 多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用があるまち

【起業】【就農】【観光】【IT系】【関係人口】の観点から施策を整理した上で、短期の施策目標数値に【移住者数】、中長期の施策目標数値として【所得向上】を掲げます。また、施策を横断する方針を【ブランディング・シティプロモーションによる認知獲得】【地場企業への伴走支援による付加価値向上】とし、江津市の商品・サービスの認知向上及び市場ニーズに即した経営施策の提案と実施時のサポートを推進します。

基本目標 1 の施策目標

| | 内容 |
|---------|---------------------------------|
| 施策の目標指標 | 新規雇用者数(60人/年) 地域への愛着度(3.4以上) |

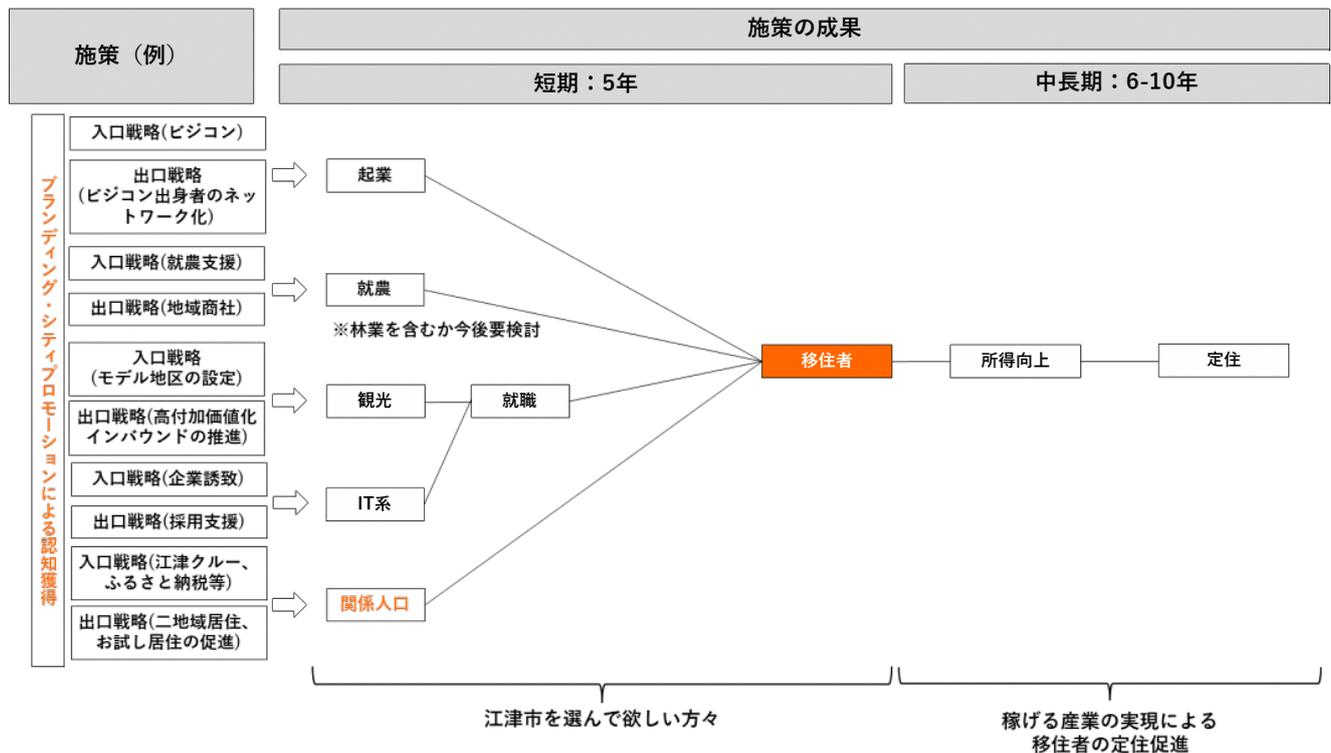


図 5 基本目標 1 に関する施策と成果との関係性

① 起業：

引き続き江津市ビジネスプランコンテスト事業の実施、コンテスト参加者の創業へ向けた伴走支援及び創業後の起業人材のネットワークの活性化に向けた取組を実施します。

② 就農：

第四次江津市有機農業推進計画を基盤とし、江津市の豊かな自然が育んだ有機野菜を起点とした地域内連携の促進、担い手確保・育成に向けた支援体制の拡充、「江津の有機ブランド」

確立を目指した取り組みを継続します。また、有機農業に限らず、新規就農者に対して、各種補助金の案内や申請補助、既存農家への紹介などの伴走支援を行います。

③ 観光：

有福温泉は、民間の企画力やノウハウを活かした運営の支援を実施しつつ、観光地のハードウェアの更新を推進します。コロナ禍収束後のインバウンド回復を受けて、外国人観光客の視点も考慮した広域的な連携を重視した取り組みを進める必要があります。

④ IT系：

サテライトオフィス及びコワーキングスペースを開設し、ITやバックオフィスを含む幅広い分野の企業誘致を積極的に展開し、地元雇用を促進するとともに誘致企業の継続的な利用に向けたフォローアップ体制の拡充を推進します。

⑤ 地域企業：

江津市内の地域企業に対して、既存事業やリソースを活かした中長期事業戦略の策定から実施まで伴走支援を展開し、企業の付加価値向上のサポートを推進します。

⑥ 関係人口：

地域の公共施設のリブランディング等を通じた地域住民と市外人材との協働事業を軸として、関係人口・活動人口の繋がりを深化させます。

基本目標 2 住みたい！自分を活かせる場所があるまち

【未就学児～中学生】【高校生】【大学生】 各々の地域への郷土愛の観点から施策を整理した上で、短期の施策目標数値に【まちづくりに対する学生の活動量】【学生の郷土愛】【地元就職率】、中長期の施策目標数値として【Uターン者数】を掲げます。施策を横断する方針を【子どもたちの縦の学びの一貫性強化】とし、異校種間や家庭と目指す子どもの姿を共有することによって、郷土に対する愛着の醸成を推進します。

基本目標 2 の施策目標

| | 内容 |
|---------|-------------------------------|
| 施策の目標指標 | 学生の地域への愛着度(令和 7 年度調査値を基準値とする) |

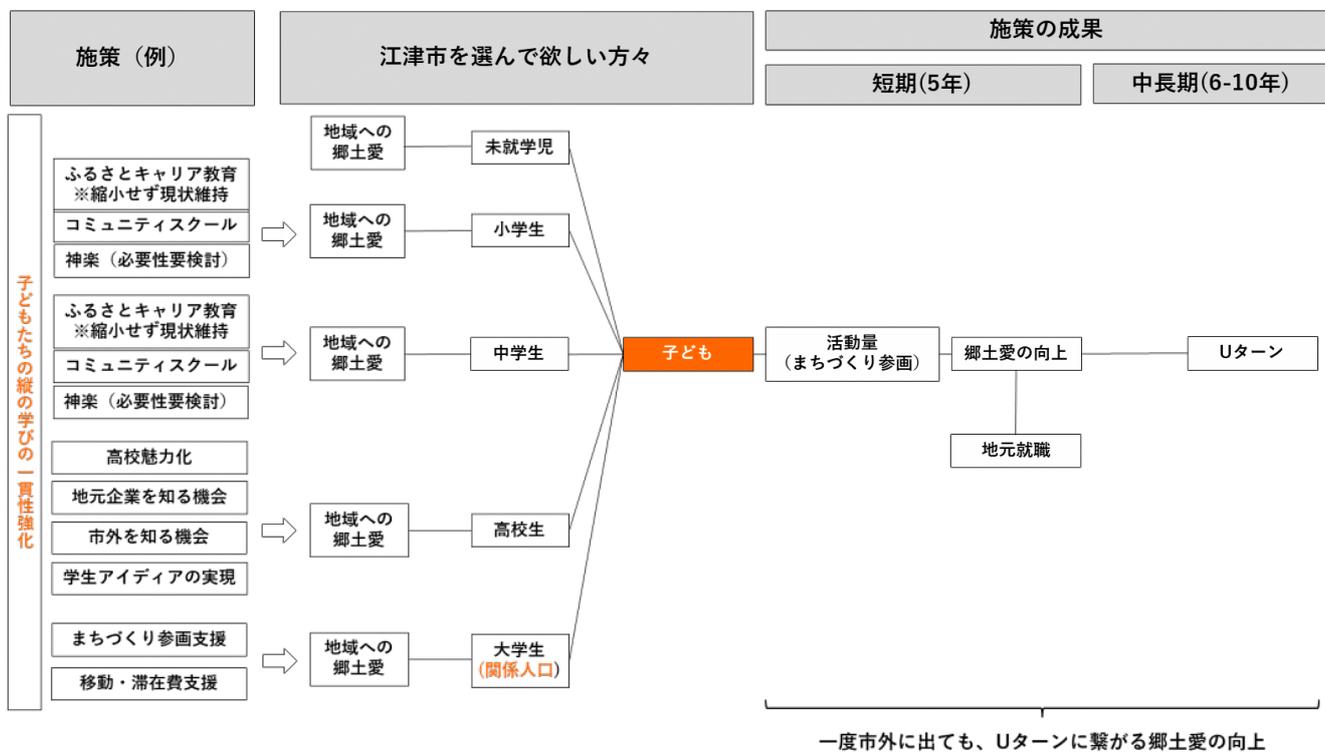


図 6 基本目標 2 に関する施策と成果との関係性

① 未就学児～中学生の地域への郷土愛：

ふるさと・キャリア教育やコミュニティ・スクールを通して、地域の様々な価値観に触れることで、地域への興味を愛着へと育てるような取組を実施します。また、幼小中連携した学びの場から、地域という共通課題を通じた年代を超えたつながりを形成できるような取組を実施します。

② 高校生の地域への郷土愛：

高校魅力化事業を通して、自分たちの地域や関わっている人、そして自分自身の魅力を再認識できる取り組みを実施するとともに、市内外の様々な人材や文脈と出会う機会を創出し、高校生自身の興味・関心と将来の自分に対する意識を醸成します。

③ 大学生の地域への郷土愛：

県内外の大学生に対して、地域課題や魅力を共有し、意見交換やシンポジウムを通じた交流や共同事業を通して江津市に対する認知・郷土愛を醸成します。また、大学生の参加障壁を下げるために移動費や滞在費補助等を検討します。

基本目標3 子どもたちの未来を地域みんなで育むまち

転入促進という観点から【未婚者】【ファミリー世帯】、転出抑制では転出理由の観点から【経済上の理由】【医療環境の理由】に焦点をあてて施策を整理した上で、短期の施策目標数値に【20～30代女性の転出数・転入数】、中長期の施策目標数値として20～30代女性の人数が増加したことによる波及効果を掲げます。施策を横断する方針を【土台となるライフステージに応じたきめ細かな施策】とし、婚姻から出産・育児まで、当事者に寄り添った施策を展開することで、女性にとって子どもを産み・育てるなら江津市という雰囲気地域ぐるみで推進します。

基本目標3の施策目標

| | 内容 |
|---------|--------------------------|
| 施策の目標指標 | 市内在住 20～30代女性の満足度(5.4以上) |

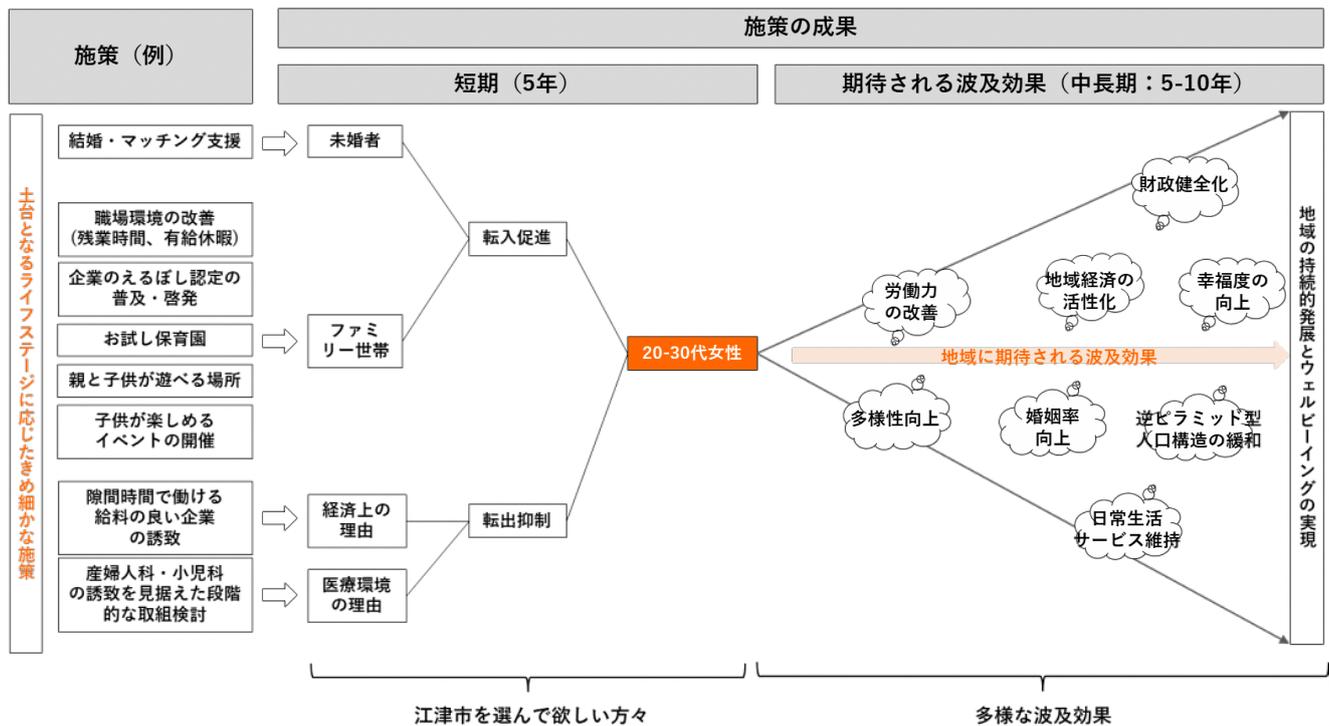


図7 基本目標3に関する施策と成果との関係性

【転入促進】

① 未婚者：

江津はぴこ会及び恋活応援団等が実施するイベントの支援を実施し、江津市での出会いの場を創出します。

② ファミリー層：

島根県が実施している「出産後職場復帰奨励金制度」、「子育てしやすい職場づくり奨励金制度」

の周知を引き続き行います。性別に関わらず男女が協力していくことの大切さについて、企業や市民に広く理解されるよう講演会等を開催し、周知啓発していきます。また、子どもと親の触れ合う環境という側面において、親と子どもが遊べる場所づくりや、子どもが主体となったイベントの企画等を検討します。

【転出抑制】

① 経済上の理由：

サテライトオフィス及びコワーキングスペースを開設し、IT やバックオフィスを含む幅広い分野の企業誘致を積極的に展開すると同時に、求職者に対する市場ニーズに合ったスキルの習得を促すことで、雇用の受け皿と企業と求職者のマッチング率の向上を目指します。

② 医療環境の理由：

遠方で働いている地元出身医師との情報交換や地域枠推薦入学制度及び修学資金貸付制度の活用による人材確保を促進すると同時に浜田圏域における周産期医療体制の整備及び助産のあり方などを浜田市、県も交えて協議、検討を進めていきます。

基本目標3 子どもたちの未来を地域みんなで育むまち

生涯未婚率の減少という観点から、結婚願望のある未婚者に対する施策を整理した上で、短期の施策目標数値に【生涯未婚率の減少】、中長期の施策目標数値として【合計特殊出生率の向上】を掲げます。施策を横断する方針を【未婚者に対するニーズ・課題調査】として、結婚願望のある未婚者の状況や立場を分析することで、当事者目線から必要な施策を展開します。

基本目標3の施策目標

| | 内容 |
|---------|--------------|
| 施策の目標指標 | 子ども女性比(0.25) |

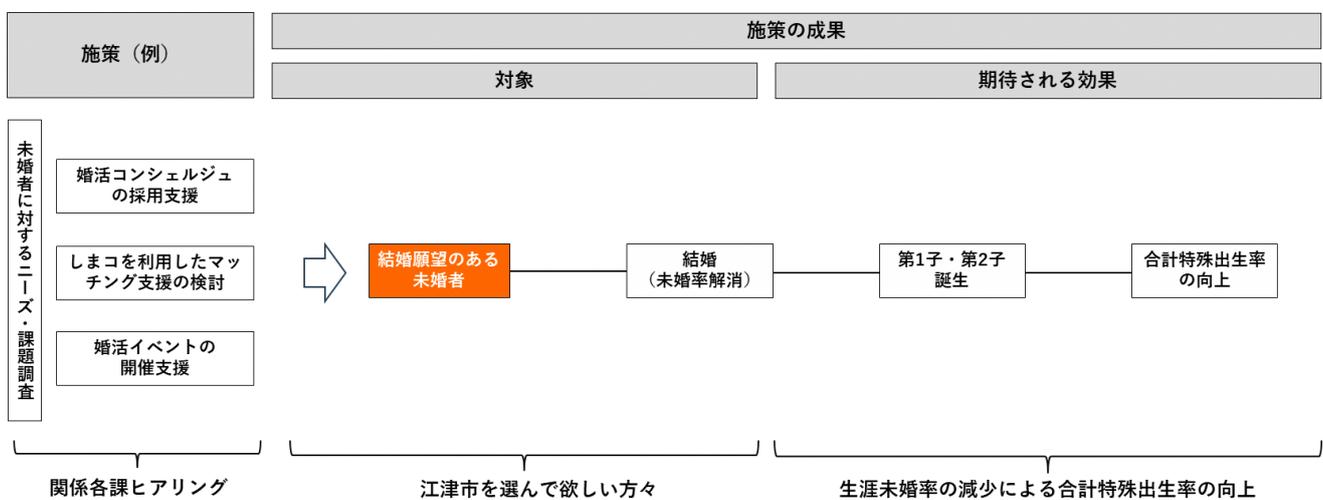


図8 基本目標3に関する施策と成果との関係性

$$\text{※子ども女性比} = \frac{\text{子どもの人数(0~4歳)}}{\text{女性の人数(20歳~44歳)}}$$

・結婚願望のある未婚者への支援

婚活コンシェルジュによる未婚者に対するアドバイスや出会いの創出を支援します。また、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが提供しているマッチングシステムを活用したマッチング支援の検討や一般社団法人しまね縁結びサポートセンターと提携している江津はぴこ会の婚活イベントの支援を実施します。

基本目標 4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

コミュニティが受け持つ機能の観点から【共助機能】【移動手段】【生活機能】【歴史文化機能】【関わりしろ】【収益機能】に施策を整理した上で、本総合戦略においては、期間を5年と定めているので、短期目標に焦点をあてた施策を展開します。施策を横断する方針を【各地域を支える地域リーダー・後継者の確保】【各地域コミュニティへの地域コーディネーターの配置】とし、小さな拠点づくりやコミュニティ・スクール推進への中心人物の育成や事例に関する横展開を推進します。

基本目標 4 の施策目標

| | 内容 |
|---------|--------------------|
| 施策の目標指標 | コミュニティ活動回数(7回/年以上) |

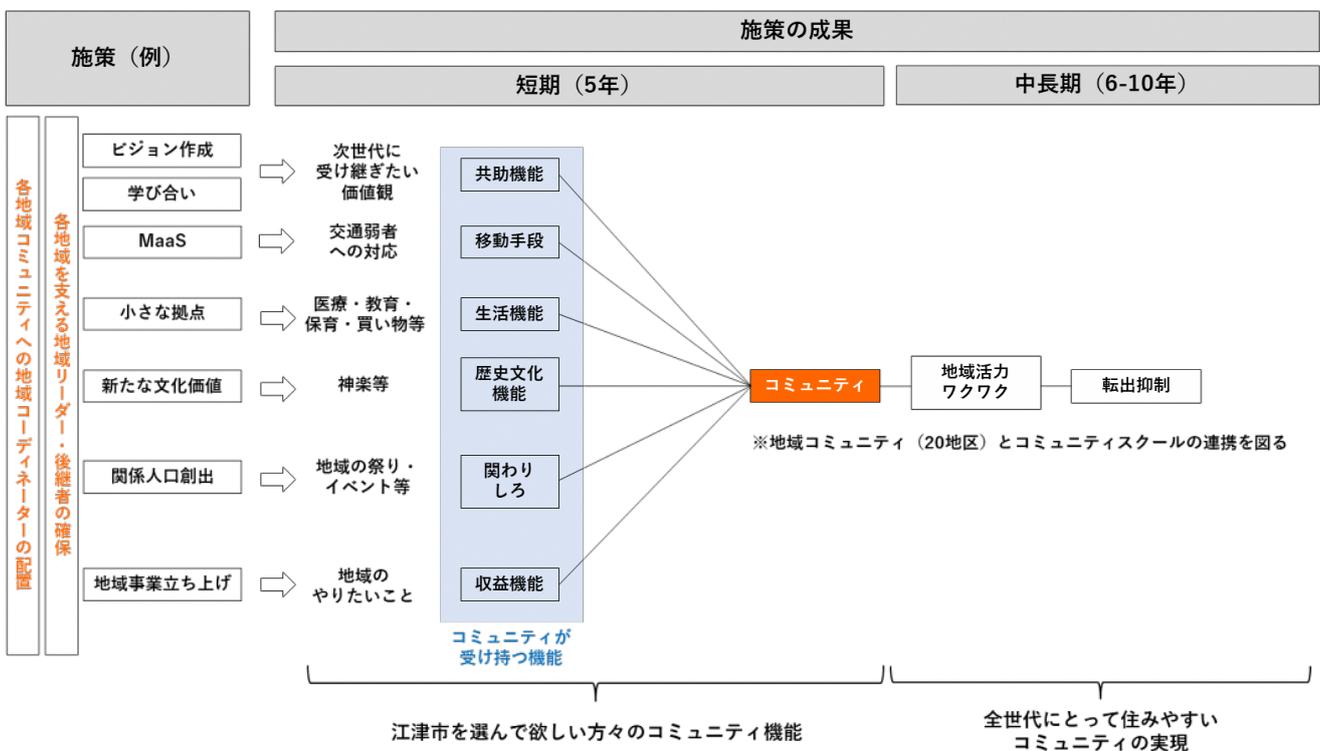


図 9 基本目標 4 に関する施策と成果との関係性

① 共助機能：

地域に住むあらゆる年代の市民が自分たちの住む地域の将来と想いを共有し、コミュニティの願いとして次世代へ向けたビジョンが策定できるよう、勉強会の実施支援や年代を超えた交流の場の開催、計画実施の相談窓口開設の検討を実施します。

② 移動手段：

江津市の持続可能な公共交通の在り方として江津市版 MaaS に対する検討を実施します。現状の整理を実施し、人口推計及び利用目的や江津市マスタープランなどを踏まえて将来の需要予測を行い、将来の江津市にあった公共交通の検討を実施します。

- ③ 生活機能：
高齢者の買い物支援の仕組みづくりや、子どもから大人まで幅広い年代が交流できる場の創出など、地域コミュニティが中心となって地域課題を解決していけるようコミュニティの運営支援やコミュニティ同士が繋がれる場の創出を推進します。
- ④ 歴史文化機能
地域にある文化や芸能に触れ、その歴史背景を学ぶ機会の創出や街歩きを通じた地域の文化や伝統芸能に携わる人と触れることで、地域の魅力を理解し、自分にできる関わり方を見つけられるような取組を企画・実施します。
- ⑤ 関わりしろ
神楽をはじめとした自分たちの大切な伝統文化の魅力を外部に発信すると同時に興味を持った方が伝統文化に継続的に触れられる仕組みづくりに取り組みます。
- ⑥ 収益機能
江津市に息づく有形・無形資産に対して多面的な視点から、市場の需要をとらえ、持続的な収益をあげられる仕組みづくりが求められており、外部人材の活用や地域連携などを通じた取り組みを実施します。

第 5 部 資料編

第1章 関連資料(前期基本計画)

1. 江津市総合計画審議会条例

昭和61年6月19日

条例第16号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき江津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公共的団体等の役員及び職員
- (2) 知識経験を有する者

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

2. 諮問・答申

<諮問>

江政第204号
令和元年10月2日

江津市総合計画審議会
会長 久保田 典男 様

江津市長 山下 修

第6次江津市総合振興計画の策定について（諮問）

第6次江津市総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定にあたり、江津市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答申>

令和2年2月12日

江津市長 山下 修 様

江津市総合計画審議会
会長 久保田 典男

第6次江津市総合振興計画について（答申）

令和元年10月2日付け江政第204号で諮問のあった第6次江津市総合振興計画（基本構想・基本計画）について、別添のとおり答申します。

3. 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|--------|--------------------------|-------------------------|
| 今井 久師 | 今井産業株式会社 代表取締役 | 総合戦略審議会委員 |
| 牛尾 雅弘 | 江津市子育てサポートセンター 事務長 | 総合戦略審議会委員 |
| 久保田 典男 | 島根県立大学総合政策学部教授 | ◎会長 総合戦略審議会委員 |
| 田中 輝美 | ローカルジャーナリスト | 総合戦略審議会委員 |
| 森山 芳宏 | 山陰合同銀行 江津支店長 | 総合戦略審議会委員 ～R 2.1.3 1 |
| 武本 功 | 山陰合同銀行 江津支店長 | R 2.2.1～ |
| 高宮 正明 | 島根県政策企画局 政策企画監室 政策企画監 | |
| 山田 克則 | 江津商工会議所 事務局長 | |
| 尾前 豊 | 桜江町商工会 理事 | |
| 平下 茂親 | 一般社団法人江津青年会議所 理事長 | |
| 川島 幸雄 | 社会福祉法人江津市社会福祉協議会 事務局長 | |

4. 策定経緯

| 年 | 月 | 経 過 | 備 考 |
|-----|----|----------------------------|-----------------|
| R 1 | 5 | 市民アンケート調査 | |
| | 6 | 中高生アンケート調査 | |
| | | ワークショップ（第1回目） | |
| | 7 | ワークショップ（第2回目） | |
| | | トップインタビュー | 市長・教育長 |
| | 10 | 第1回総合振興計画審議会 | 諮問、骨子（案）、現状把握 |
| | 11 | 第2回総合振興計画審議会 | 基本構想（案）、基本計画（案） |
| | 12 | 市議会情報交換会 | |
| R 2 | 1 | 市議会議員連絡会 | |
| | | パブリックコメント | |
| | | 庁内検討委員会 | 3回 |
| | | 第3回総合振興計画審議会 | 基本構想（案）、基本計画（案） |
| | 2 | 第4回総合振興計画審議会 | 基本計画（案）、答申 |
| | 3 | 「総合振興計画前期基本計画」 市議会上程、可決 | |

5. アンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、第6次江津市総合振興計画、人口減少対策「まち・ひと・しごと創生 江津市版総合戦略」を策定するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査実施方法

| 調査対象 | 市民意識調査 | 転入者調査 | 転出者調査 |
|----------|---|-----------------------------------|---------------------------------|
| 対象者と抽出方法 | 江津市に居住している18歳以上の人（平成31年4月10日現在）の中から4000人を無作為に抽出 | 平成30年3月25日から9月の間に江津市に転入された18歳以上の人 | 平成30年4月から9月の間に江津市から転出された18歳以上の人 |
| 調査方法 | 郵送調査法 | 郵送調査法 | 郵送調査法 |
| 調査時期 | 令和元年 5月 | 令和元年 5月 | 令和元年 5月 |
| 配布・回収状況 | 配布数 4,000 回収数 2,335 回収率 58.4% | 配布数 203 回収数 76 回収率 37.4% | 配布数 274 回収数 58 回収率 21.2% |

| 調査対象 | 中高校生調査 |
|----------|-------------------------------------|
| 対象者と抽出方法 | 教育委員会を通して各学校に配布 |
| 調査方法 | 直接配布回収 |
| 調査時期 | 令和元年 5月 |
| 配布・回収状況 | 配布数 1,606 回収数 1,512 回収率 94.1% |

2. 市民意識調査

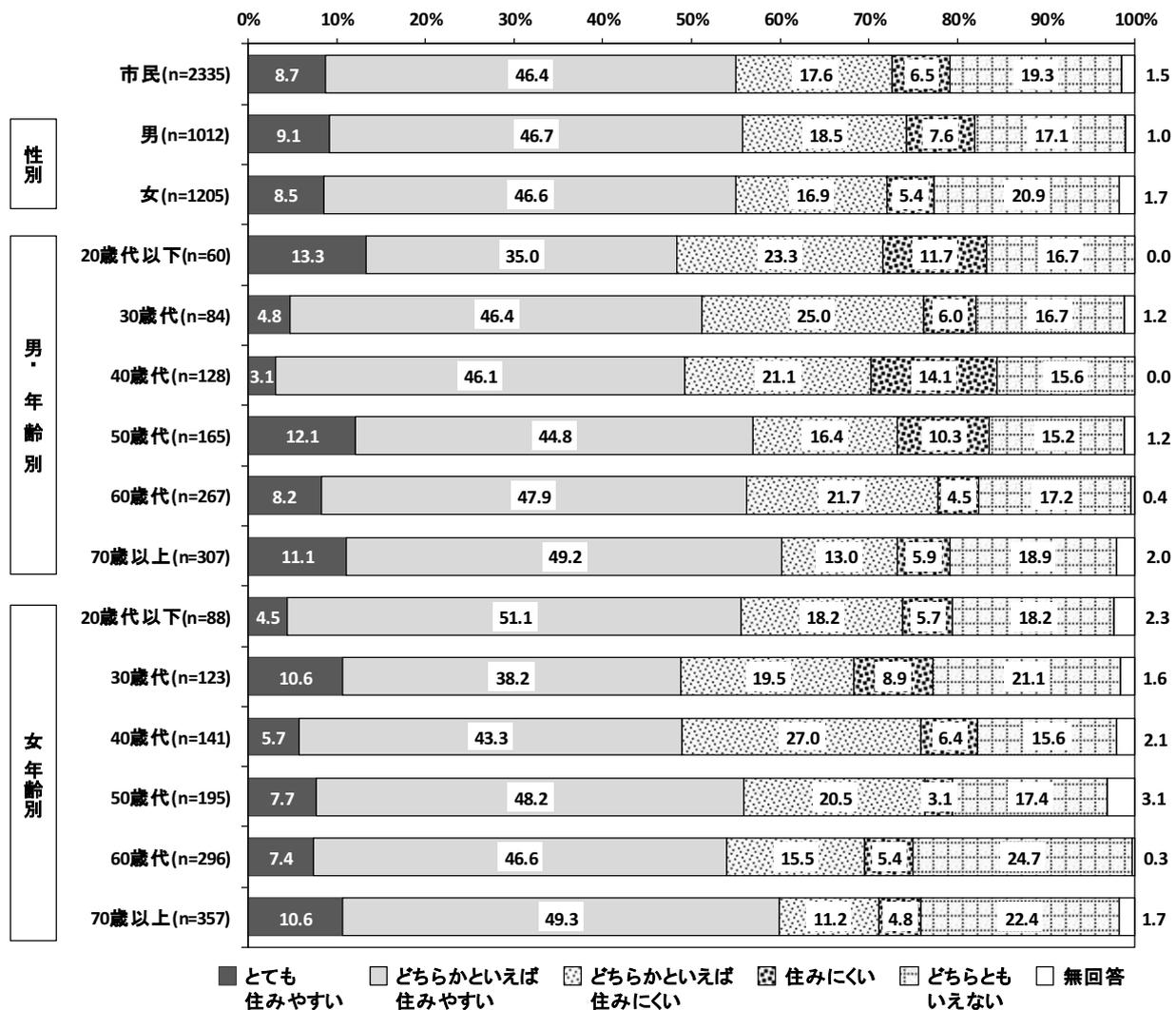
(1) 住み心地

江津市の「住み心地」についてみると、「とても住みやすい」が8.7%、「どちらかといえば住みやすい」が46.4%、合計すると、住みやすいとする人は55.1%となっています。一方、住みにくいとする人は24.1%（「どちらかといえば住みにくい」17.6%+「住みにくい」6.5%）となっています。また、19.3%は「どちらともいえない」としています。

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、住みやすいという人が半数を下回っているのは、男では、20歳代以下（48.3%）、40歳代（49.2%）、女では、30歳代（48.8%）、40歳代（49.0%）です。

問9 あなたは江津市の「住み心地」についてどう感じていますか。



(2) 住み続けたい理由

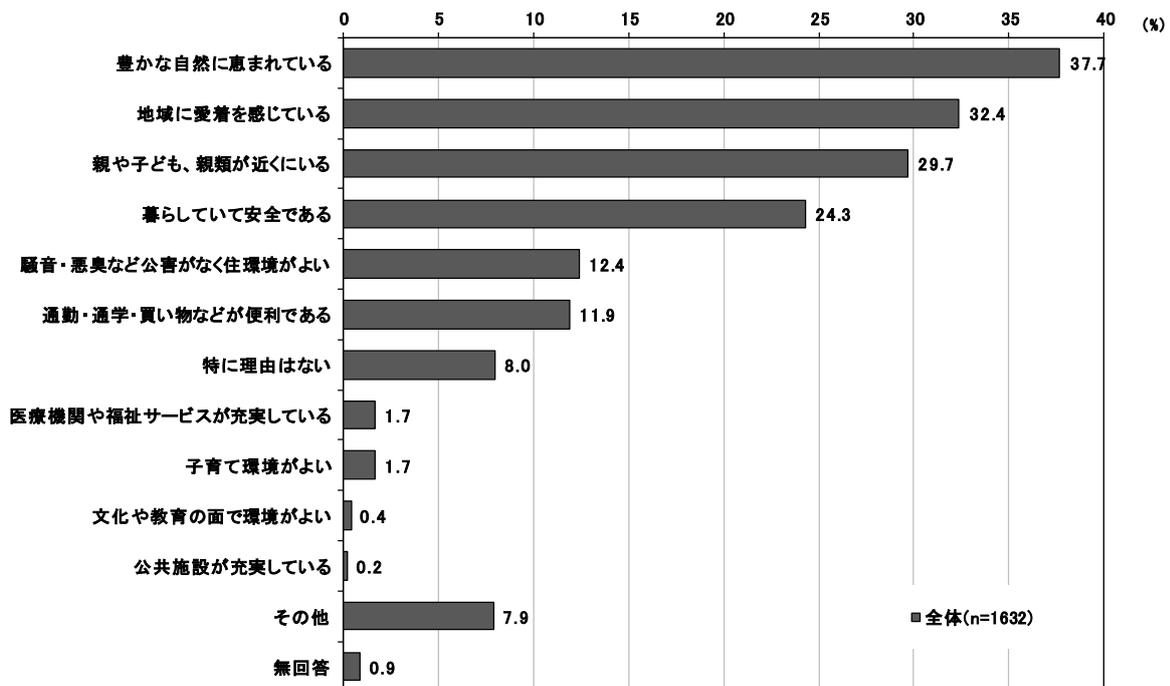
今後も居住意向のある人の住み続けたい理由をみると、「豊かな自然に恵まれている」が37.7%と最も多くなっています。次いで「地域に愛着を感じている」(32.4%)、「親や子ども、親類が近くにいる」(29.7%)、「暮らして安全である」(24.3%)となっています。

【属性別特徴】

- 性別にみると、男に多いのが「地域に愛着を感じている」(男36.9%-女28.5%)。逆に、女に多いのが「親や子ども、親類が近くにいる」(男24.0%-女35.1%)です。
- 年齢別にみると、「親や子ども、親類が近くにいる」が、女の30歳代(60.3%)、40歳代(63.0%)で特に多くなっています。

問10で、「1. ずっと住み続けたい」、「当分の間は住み続けたい」とお答えの方にお聞きします。

問10-1 住み続けたい主な理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。



(3) 市外に転出したい理由

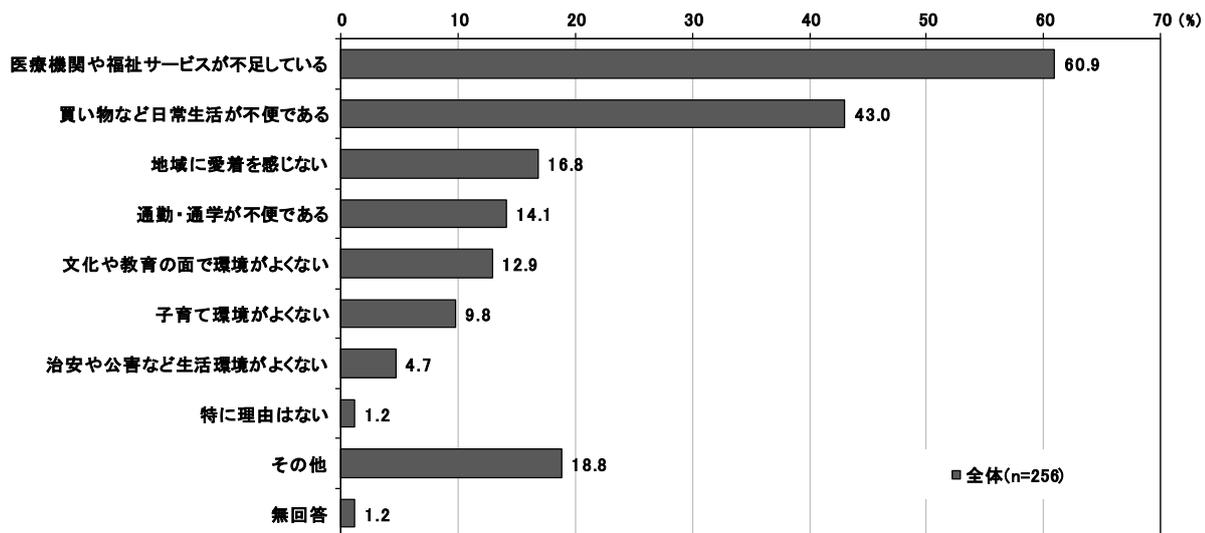
今後、市外への転出を考えているの理由としては、「医療機関や福祉サービスが不足している」が60.9%と特に多く、「買い物など日常生活が不便である」が43.0%となっています。以下、「地域に愛着を感じない」(16.8%)、「通勤・通学が不便である」(14.1%)、「文化や教育の面で環境がよくない」(12.9%)と続いています。

【属性別特徴】

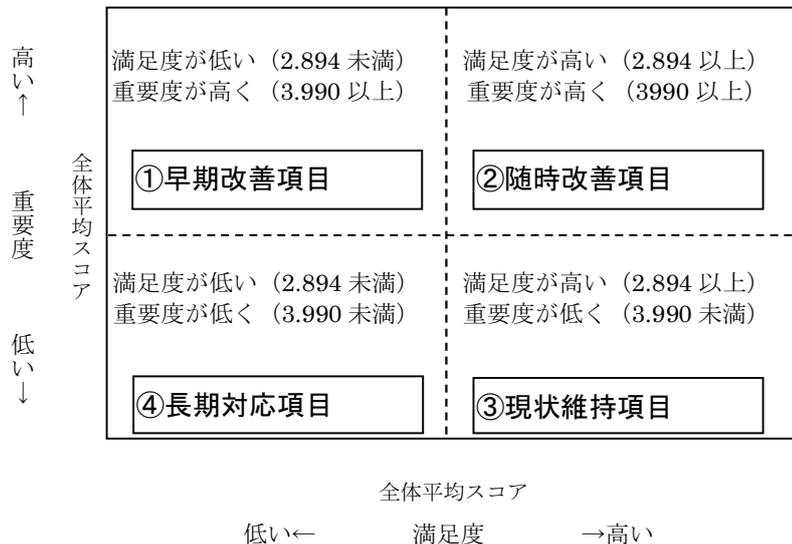
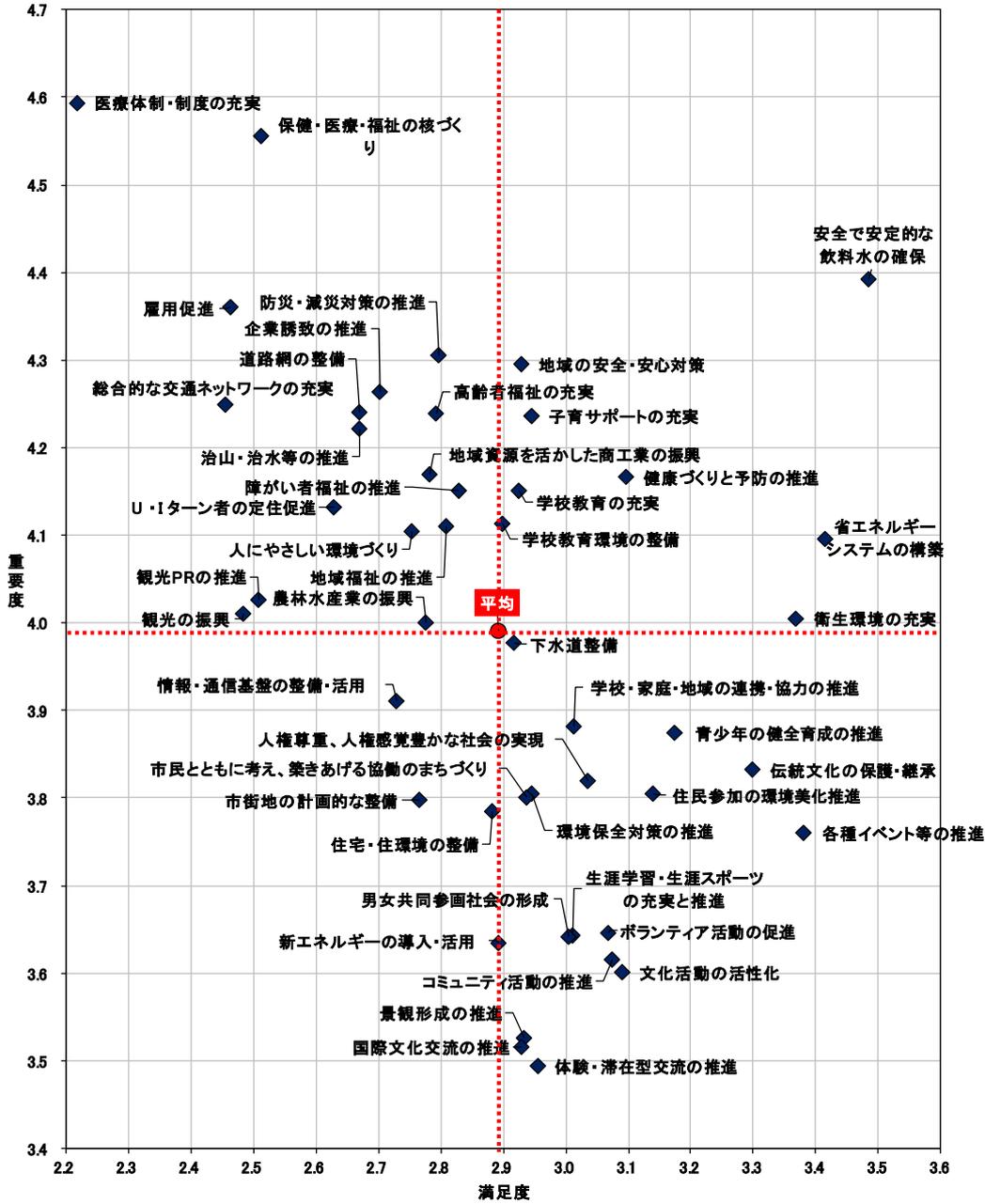
- 性別にみると、「買い物など日常生活が不便である」は、女では39.6%ですが、男では46.2%と多くなっています。

問10で、「3. 出来れば市外に移りたい」、「すぐにでも市外に移りたい」とお答えの方にお聞きします。

問10-2 市外に移りたい主な理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。



(4) 市の全判的な取組について（満足度・重要度の平均スコア）



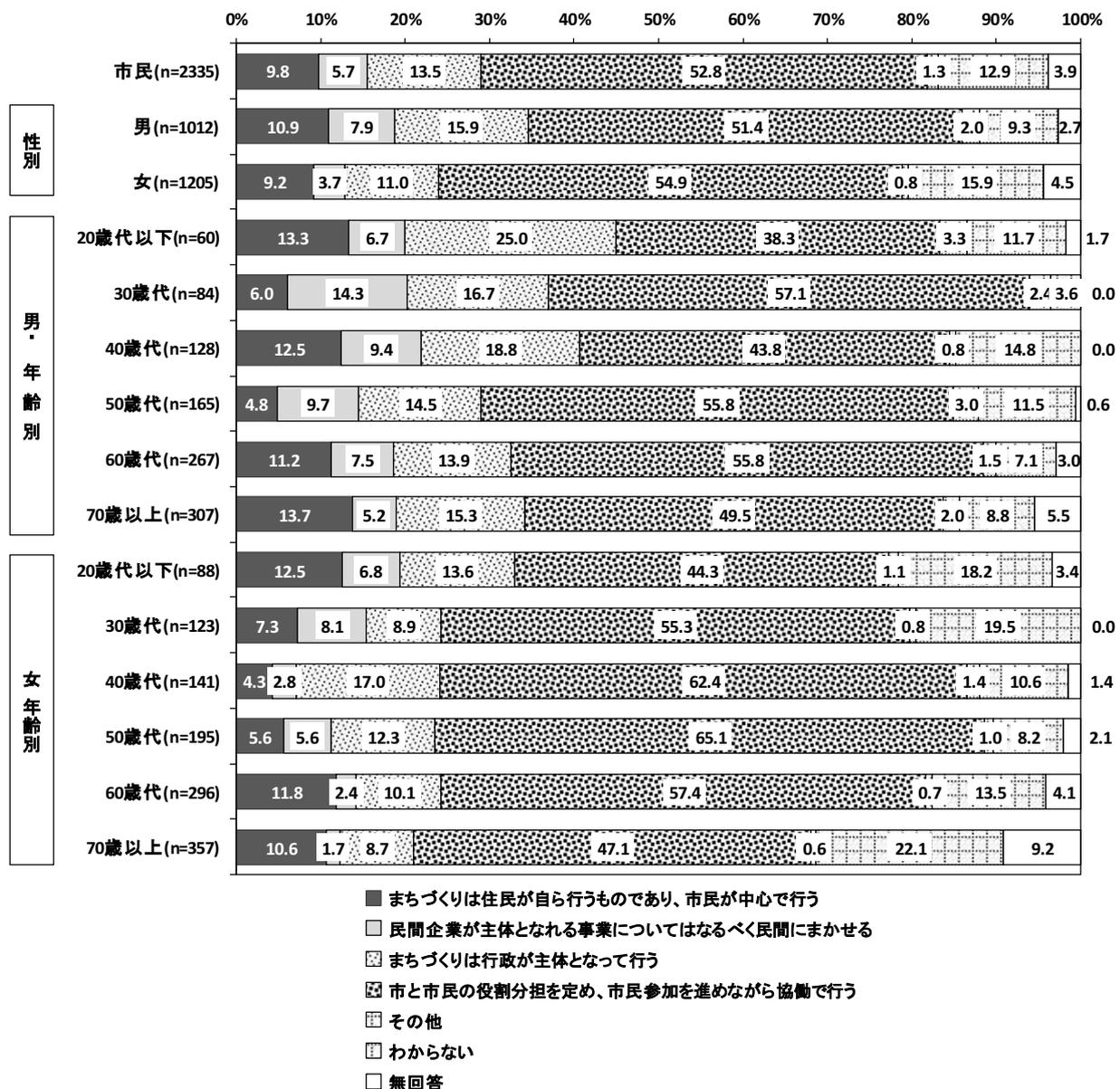
(5) まちづくりについての考え方

まちづくりに関する考え方をみると、「市と市民の役割分担を定め、市民参加を進めながら協働で行う」が52.8%と半数を超えています。次いで「まちづくりは行政が主体となって行う」が13.5%、「まちづくりは住民が自ら行うものであり、市民が中心で行う」が9.8%、「民間企業が主体となれる事業についてはなるべく民間にまかせる」が5.7%となっています。

【属性別特徴】

- 性別、男女年齢別にみても、「市と市民の役割分担を定め、市民参加を進めながら協働で行う」が最も多くなっています。

問16 まちづくりに関して、あなたの考えにもっとも近いものを次の中から1つ選んでください。

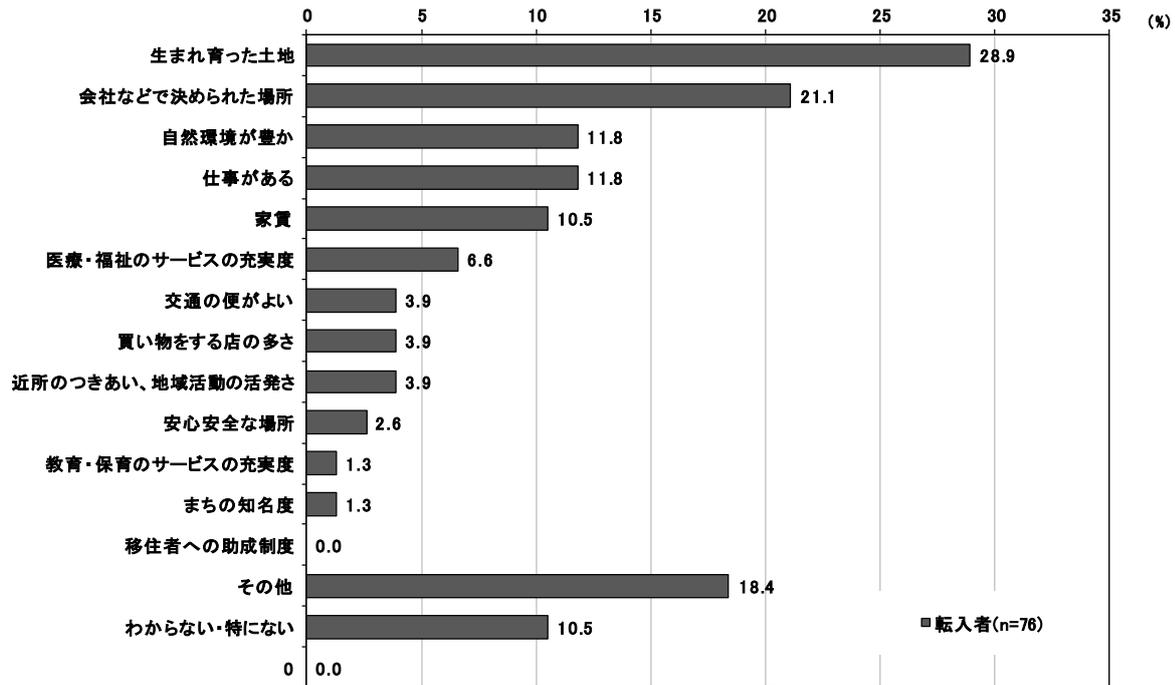


3. 転入者調査

(1) 江津市に住むことを決めた際に、重視した点

江津市に住むことを決めた際に、重視した点としては、「生まれ育った土地」が28.9%と最も多くなっています。次いで「会社などで決められた場所」(21.1%)、「自然環境が豊か」(11.8%)、「仕事がある」(11.8%)、「家賃」(10.5%)となっています。

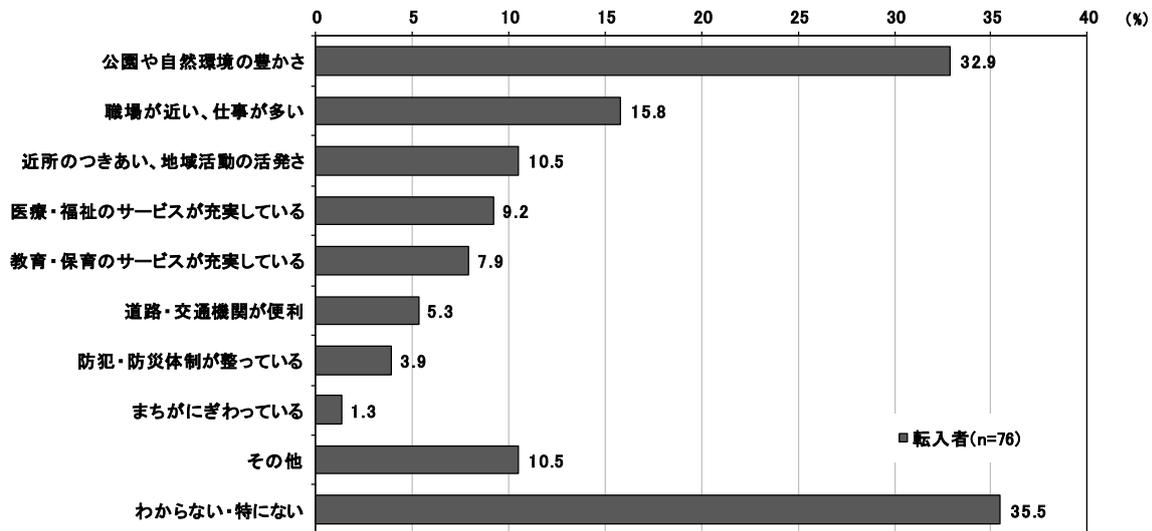
問2 あなたが、江津市に住むことを決めた際に、重視した点は何ですか。



(2) 江津市が住みやすいと感じる点

江津市が住みやすいと感じる点としては、「公園や自然環境の豊かさ」が32.9%と最も多くなっています。次いで「職場が近い、仕事が多い」(15.8%)、「近所のつきあい、地域活動の活発さ」(10.5%)となっています。

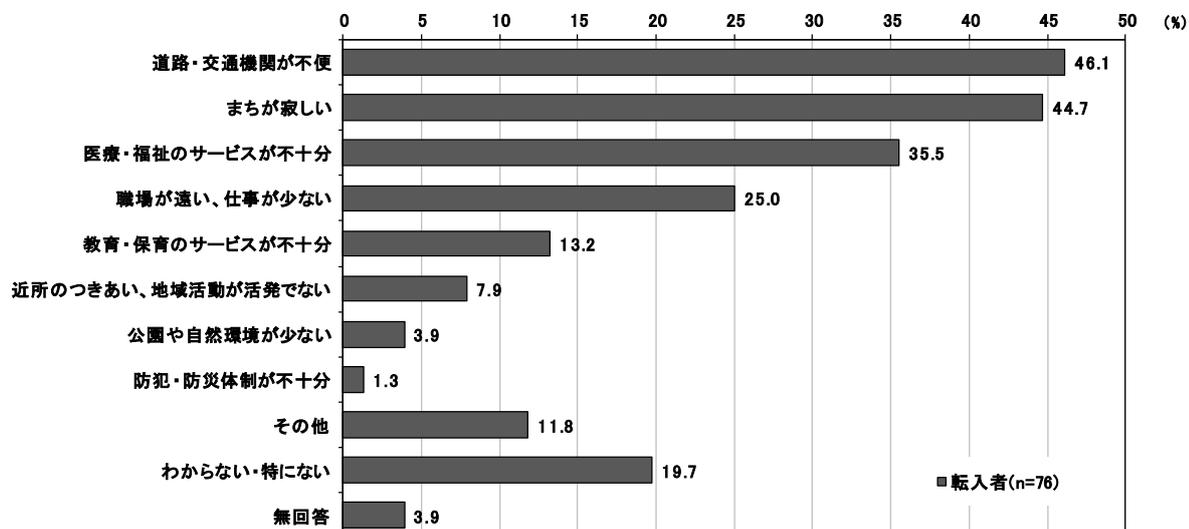
問4 江津市が住みやすいと感じる点はどういった点ですか。



(3) 江津市が住みにくいと感じた点

江津市が住みにくいと感じた点としては、「道路・交通機関が不便」(46.1%)と「まちが寂しい」(44.7%)の2つが40%を超えています。次いで「医療・福祉のサービスが不十分」(35.5%)、「職場が遠い、仕事が少ない」(25.0%)となっています。

問5 江津市が住みにくいと感じた点はどういった点ですか。

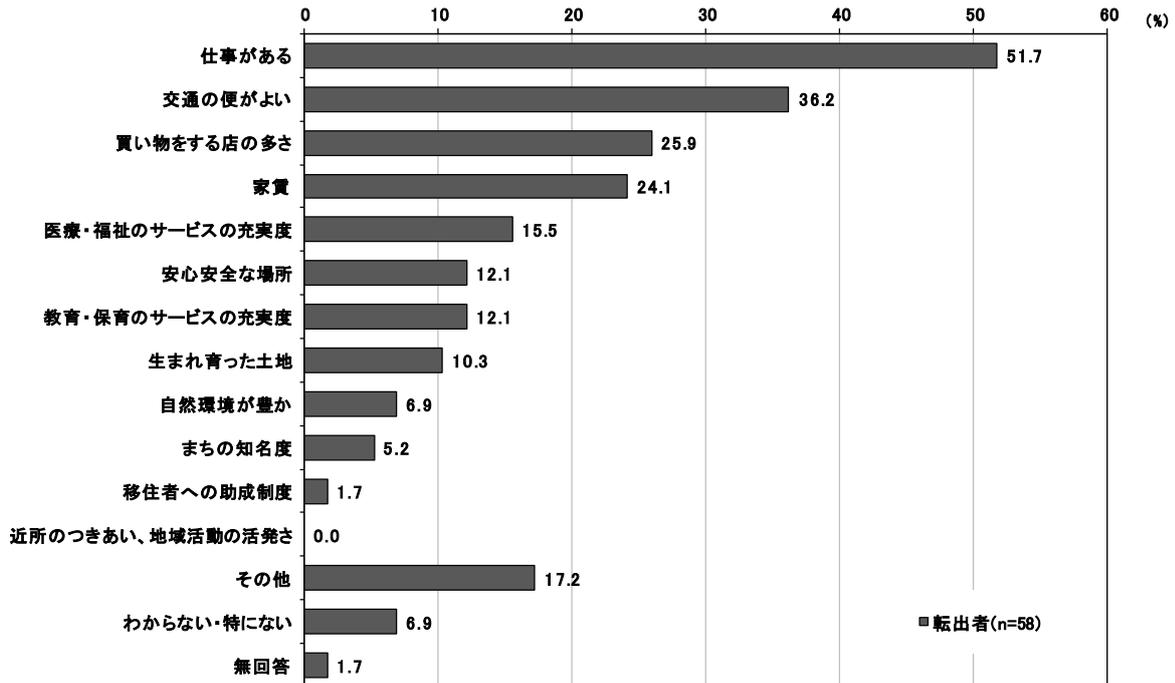


4. 転出者調査

(1) 新しく住む場所を決定した際に重視した点

新しく住む場所を決めた際に、重視した点としては、「仕事がある」が51.7%と半数を超えています。次いで「交通の便がよい」(36.2%)、「買い物をする店の多さ」(25.9%)、「家賃」(24.1%)、「医療・福祉のサービスの充実度」(15.5%)となっています。

問2 あなたが、新しく住む場所を決定した際に、重視した点は何ですか。

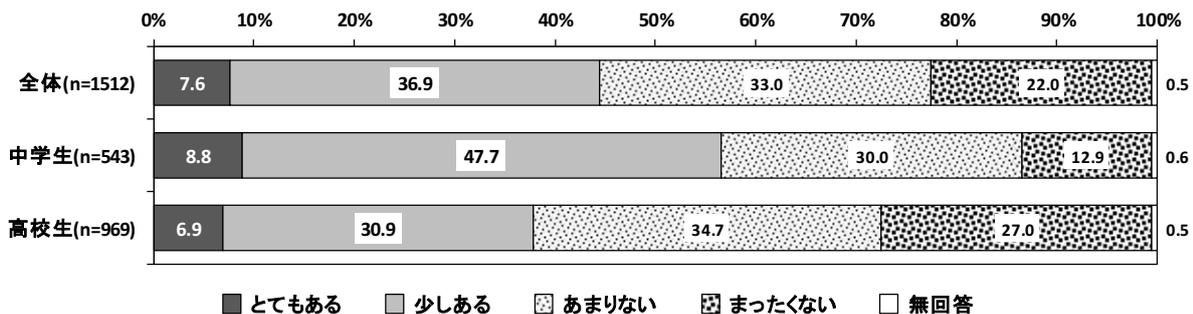


5. 中高校生調査

(1) まちづくりに対する関心度

まちづくりに対する関心度（「とてもある」+「少しある」）をみると、中学生は56.5%ですが、高校生は37.8%となっています。

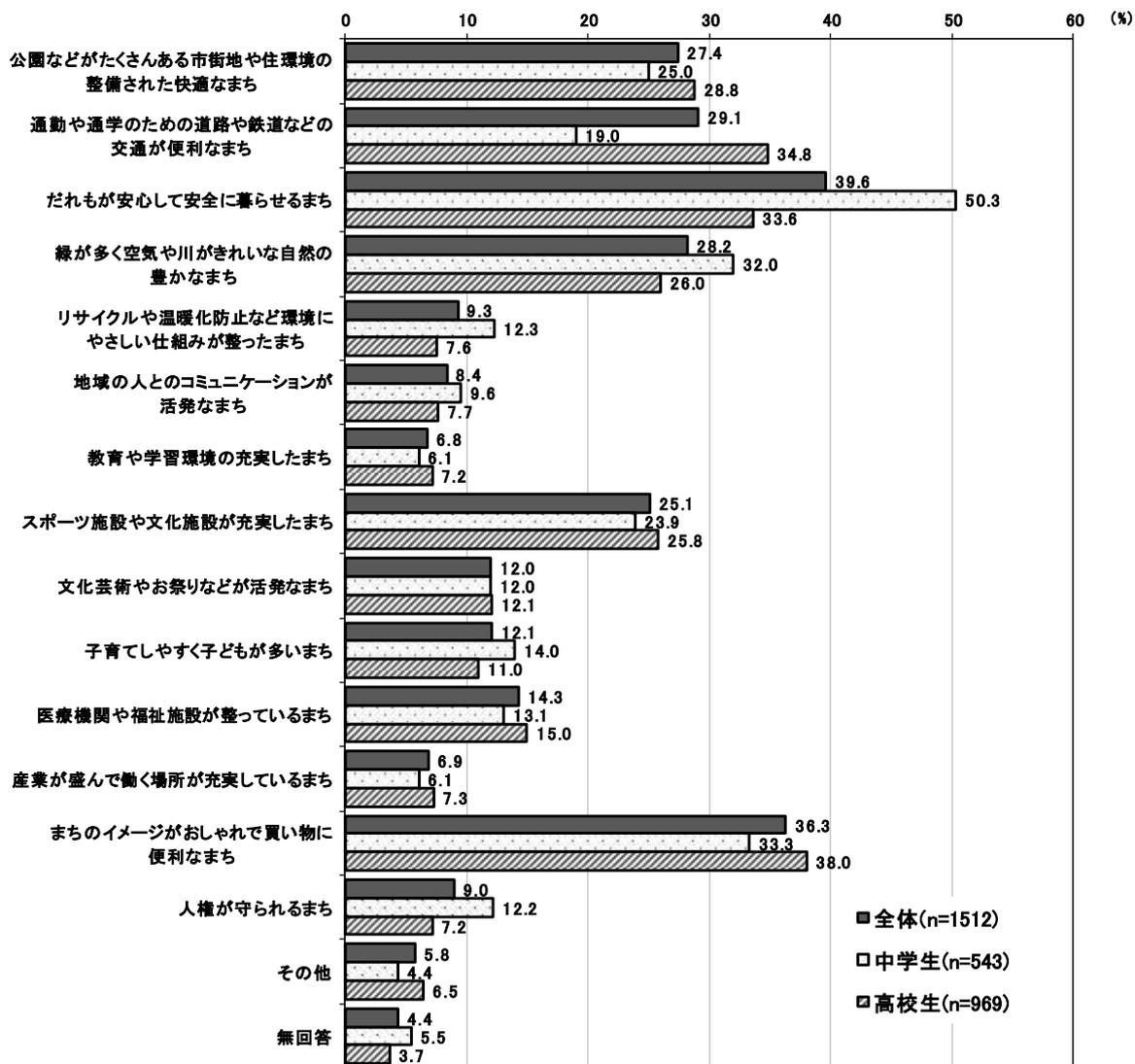
問4 今、あなたは、「江津市のまちづくり」に、興味や関心はありますか。



(2) 江津市の将来像

江津市の将来像としては、中学生では「だれもが安心して安全に暮らせるまち」が最も多くなっていますが、高校生では「まちのイメージがおしゃれで買い物に便利なまち」が最も多くなっています。これら以外では、「緑が多く空気や川がきれいな自然の豊かなまち」、「公園などがたくさんある市街地や住環境の整備された快適なまち」、「通勤や通学のための道路や鉄道などの交通が便利なまち」、「スポーツ施設や文化施設が充実したまち」などが多くあげられています。

問10 あなたは将来、江津市がどのようなまちになることを望みますか。



第2章 関連資料(後期基本計画)

1. 委員名簿

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|--------|---|-----------|
| 相山 慈 | 江津市保育研究会 理事 | |
| 牛尾 雅弘 | 特定非営利活動法人 ちゃいるどリーむ 理事 | 総合戦略審議会委員 |
| 尾添 周二 | (株)山陰合同銀行 江津支店長 | 総合戦略審議会委員 |
| 佐々木 潤一 | 島根県西部県民センター 総務管理部長・商工観光部長 | 総合戦略審議会委員 |
| 田中 輝美 | 島根県立大学 地域政策学部/准教授 | 総合戦略審議会委員 |
| 原 諭 | 江津商工会議所 副会頭 (株式会社原工務所 代表取締役社長) | 総合戦略審議会委員 |
| 藤田 貴子 | 特定非営利活動法人 てごねっと石見 理事長 | |
| 藤山 浩 | 一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所 所長 | |
| 古野 利路 | 有限会社 桜江町桑茶生産組合 代表取締役社長 | |
| 村上 文洋 | 三菱総合研究所主席研究員 (スマートシティ江津推進本部 CDO 補佐官) | ◎会長 |
| 渡邊 一成 | 福山市立大学 都市経営学部 教授 | |

50 音順

2. 諮問・答申

江 政 第 6 4 号
令和 6 年 5 月 1 4 日

第 6 次江津市総合振興計画後期基本計画策定審議会
会長 村上 文洋 様

江津市長 中村 中
(政策企画課)

第 6 次江津市総合振興計画後期基本計画及び第 3 期江津市版総合戦略について（諮問）

江津市は少子化と高齢化の進む社会にあり、令和 2 年度から第 6 次江津市総合振興計画を策定し、本市の特性や地域資源を活かした、めざすべき将来像を描くとともに、その実現を図るための市政運営の推進に取り組んで参りました。

また、第 2 期江津市版総合戦略を総合振興計画における重点プロジェクトと位置付け、2040 年の目標人口 17,351 人の達成のためにアクションプランを設定、取り組みを推進しております。

市の継続的な発展のためにも、人口減少対策を見据えた効果的な総合振興計画及び総合戦略の運用は必須であると考えます。

つきましては、今後の本市の持続的な発展を支えるため、総合振興計画及び総合戦略の策定内容に対して、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

令和 7 年 3 月 26 日

江津市長 中 村 中 様

第 6 次江津市総合振興計画後期基本計画策定審議会
会長 村上 文洋

令和 6 年 5 月 14 日開催の第 6 次江津市総合振興計画後期基本計画策定審議会にて諮問のありました「第 6 次江津市総合振興計画後期基本計画」について、下記のとおり答申します。

3. 策定経緯

| 年 | 月 | 経 過 | 備 考 |
|-----|-----------|-----------------------|-------------------------|
| R 6 | 5 | 高校生ワークショップ（第1回目） | 江津高校、江津工業高校、 石見智翠館高校 |
| | | 高校生ワークショップ（第2回目） | 江津高校、江津工業高校、 石見智翠館高校 |
| | | 第1回総合振興計画審議会 | 諮問、現状把握 |
| | 6 | 高校生ワークショップ（第3回目） | 江津高校、江津工業高校、 石見智翠館高校 |
| | 9 | 第2回総合振興計画審議会 | 骨子（案） |
| | 10 | 第1回総合振興計画推進本部 | 骨子（案） |
| | 11 | 第3回総合振興計画審議会 | 基本構想（案）、基本計画（案） |
| | | 第2回総合振興計画推進本部 | 基本構想（案）、基本計画（案） |
| 12 | 市民アンケート調査 | 回答数 1,629 件 回収率 40.8% | |
| R 7 | 1 | 第4回総合振興計画審議会 | |
| | 3 | 第5回総合振興計画審議会 | 基本計画（案）、答申 |
| | 3 | パブリックコメント | |
| | 5 | 第1回総合振興計画推進本部 | |
| | 5 | 市議会議員連絡会 | |
| | 6 | 「総合振興計画後期基本計画」市議会上程 | |

4. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

ア. 調査の目的

本調査は、市民ニーズや行政課題、まちづくりに対する意見を計画に反映させることを目的に実施しました。

イ. 調査実施方法

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 対象者と抽出方法 | 市に住民登録されている市民の中から、無作為に 4,000 人を抽出 |
| 調査方法 | 郵送調査 (web 回答も可) |
| 調査期間 | 令和 6 年 12 月 16 日～令和 7 年 1 月 3 日 |
| 配布・回収状況 | 配布数 3,992 部 回収数 1,629 部 回収率 40.8% |

ウ. アンケート結果

「現在、あなたはどの程度幸せですか」という主観的幸福度項目と各評価指標項目の関係性をクラメールの連関係数を算出し、分析しました。

クラメールの連関係数は2項目の関連性の強さを示す指標であり、数値は幸福度と各潜在ニーズの関連性を示しています。

結果として、主観的幸福度項目と各評価指標項目については「私は町内の人が自分をどう思っているかが気になる」以外クラメールの連関係数は正の値を示し、「自宅には心地のいい場所がある」といった市民のパーソナルエリアに関する指標と幸福度に対して相関が認められました。また、「地域の雰囲気は、自分にとって心地よい」や「精神的に健康な状態である」といった行政施策と関係性が強いと思われる項目においては比較的強い関連性がみられました。

| | | | |
|----------|--------|--|------|
| 生活環境 | Q21.1 | 1.私の暮らしている地域は、医療機関が充実している | 0.10 |
| | Q21.2 | 2.私の暮らしている地域では、介護・福祉施設のサービスが受けやすい | 0.12 |
| | Q21.3 | 3.私の暮らしている地域は、日常の買い物にまったく不便がない | 0.13 |
| | Q21.4 | 4.私の暮らしている地域では、飲食を楽しめる場所が充実している | 0.11 |
| | Q21.5 | 5.私の自宅には、心地のいい居場所がある | 0.29 |
| | Q21.6 | 6.私の自宅の近辺では、騒音に悩まされている | 0.11 |
| | Q21.7 | 7.私の暮らしている地域では、適度な費用で住居を確保できる | 0.15 |
| | Q21.8 | 8.私の暮らしている地域では、公共交通機関で、好きな時に好きなところへ移動ができる | 0.11 |
| | Q21.9 | 9.私の暮らしている地域には、楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある | 0.10 |
| | Q21.10 | 10.私の暮らしている地域では、子育て支援・補助が手厚い | 0.15 |
| | Q21.11 | 11.私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる | 0.18 |
| | Q21.12 | 12.私の暮らしている地域では、教育環境（小中高校）が整っている | 0.11 |
| | Q21.13 | 13.私の暮らしている地域では、通学しやすい場所に学校がある | 0.11 |
| | Q21.14 | 14.私の暮らしている地域の行政は、地域のことを真剣に考えている | 0.16 |
| | Q21.15 | 15.暮らしている地域の公共施設は使い勝手がよく便利である | 0.12 |
| | Q21.16 | 16.私の暮らしている地域では、行政サービスのデジタル化が進んでいる | 0.13 |
| | Q21.17 | 17.私の暮らしている地域では、仕事や日常生活の場でデジタルサービスを利用しやすい | 0.12 |
| | Q21.18 | 18.私の暮らしている地域の雰囲気は、自分にとって心地よい | 0.25 |
| | Q21.19 | 19.私の暮らしている地域には、まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所がある | 0.15 |
| | Q21.20 | 20.私の暮らしている地域には、自慢できる都市景観がある | 0.11 |
| | Q21.21 | 21.私の暮らしている地域には、自慢できる自然景観がある | 0.18 |
| | Q21.22 | 22.私の暮らしている地域では、身近に自然を感じることができる | 0.16 |
| | Q21.23 | 23.私の暮らしている地域の空気や水は澄んでいてきれいだと感じる | 0.16 |
| | Q21.24 | 24.私の暮らしている地域では、リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取組みが盛んである | 0.15 |
| | Q21.25 | 25.私の暮らしている地域では、防災対策がしっかりしている | 0.13 |
| | Q21.26 | 26.私の暮らしている地域は、防犯対策（交番・街燈・防犯カメラ・住民の見守り等）が整っており、治安がよい | 0.15 |
| | Q21.27 | 27.私の暮らしている地域では、歩道や信号が整備されていて安心である | 0.16 |
| 地域の人間関係 | Q22.1 | 1.私は、同じ町内（集落）に住む人々を信頼している | 0.21 |
| | Q22.2 | 2.私の暮らしている地域では、地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである | 0.17 |
| | Q22.3 | 3.私の暮らしている地域には、困ったときに相談できる人が身近にいる | 0.18 |
| | Q22.4 | 4.私は、町内（集落）の人が困っていたら手助けをする | 0.18 |
| | Q22.5 | 5.私は、この町内（集落）に対して愛着を持っている | 0.21 |
| | Q22.6 | 6.私の暮らしているこの町内（集落）には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある | 0.14 |
| | Q22.7 | 7.私は、見知らぬ他者であっても信頼する | 0.18 |
| | Q22.8 | 8.私は、町内（集落）の人が自分をどう思っているかが気になる | 0.13 |
| | Q22.9 | 9.私の暮らしている地域には、女性が活躍しやすい雰囲気がある | 0.13 |
| | Q22.10 | 10.私の暮らしている地域には、若者が活躍しやすい雰囲気がある | 0.15 |
| 自分らしい生き方 | Q23.1 | 1.私は自分のことを好ましく感じる | 0.32 |
| | Q23.2 | 2.私は、身体的に健康な状態である | 0.24 |
| | Q23.3 | 3.私は、精神的に健康な状態である | 0.33 |
| | Q23.4 | 4.私の暮らしている地域は、文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい | 0.14 |
| | Q23.5 | 5.私は、将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したい | 0.21 |
| | Q23.6 | 6.私の暮らしている地域では、学びたいことを学べる機会がある | 0.12 |
| | Q23.7 | 7.私の暮らしている地域では、やりたい仕事を見つけやすい | 0.12 |
| | Q23.8 | 8.私の暮らしている地域では、適切な収入を得るための機会がある | 0.14 |
| | Q23.9 | 9.私の暮らしている地域には、新たな事に挑戦・成長するための機会がある | 0.13 |
| 地域への愛着 | Q24.1 | 1.私の暮らしている地域は住みやすい | 0.24 |
| | Q24.2 | 2.私は暮らしている地域にずっと住み続けたい | 0.22 |
| | Q24.3 | 3.私は地域にいつまでも変わって欲しくないものがある | 0.17 |

| 連関係数 | 関連の強さ | |
|----------|-------|------|
| 0.5-1.0 | 強い | 関連あり |
| 0.25-0.5 | 普通 | 関連あり |
| 0.1-0.25 | 弱い | 関連あり |
| 0-0.1 | 非常に弱い | 関連なし |
| 0 | なし | 関連なし |

第3章 用語集

| | | |
|---------|--|--|
| 英 字 | A I | Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。 |
| | B P R | Business Process Reengineering の略。業務内容等を抜本的に見直し、再設計すること。 |
| | D X | Digital Transformation の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 |
| | I C T | Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。 |
| | I o T | Internet of Things (インターネットオブシングス) の略で、さまざまなものがインターネットに繋がること、またはインターネットに繋がるさまざまなモノのこと。 |
| | L G B T Q | Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者)、Queer/Questioning (クィア/クエスチョニング、従来の4つのカテゴリーに含まれない性的マイノリティすべて) の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。 |
| | M b p s | データ通信速度の単位。 |
| | M a a S | Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。 |
| | P F I | Private Finance Initiative の略。共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。 |
| | P P P | Public Private Partnership の略。官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。 |
| | R P A | Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業や、より高度な作業をソフトウェア・ロボットが代行・自動化する取り組み及びその概念。 |
| | Society5.0 | 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、第5社会のこと。 |
| | S D G s | Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。 |
| U I ターン | 都市部から地方移住することを指す。「Uターン」は、出身地から都市部へ移り住み、その後また出身地へ戻り住むこと。「Iターン」は、出身地から住んだことのない地方へ移り住むこと。 | |
| あ | 赤ちゃん登校日 | 小学生が赤ちゃんとかかわり体験を通して「小さな命に感動する心」「親への感謝の心」「人を思いやる心」、そして「生きる勇気」を育むことを目的に行っている事業。 |
| | 空き家バンク | 空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考える人に紹介する制度。 |
| | アセットマネジメント | 様々な資産の管理・運用を代行する業務。 |
| | イノベーション | 革新的な取り組みのこと。 |
| | インクルーシブ教育システム | 人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。 |
| | インナーブランディング | 自地域のまちづくり理念や魅力・ブランドを、地域住民に伝えて浸透させる活動のこと。 |

| | | |
|--------------------|------------|--|
| | インフラ | インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・電気・上下水道・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの公共の福祉にかかわる施設のこと。 |
| | インバウンド | 外国人が日本を訪れてくる旅行のこと。 |
| | ウェルビーイング | 身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと。 |
| | 営農コーディネーター | 農林水産物直売所への安定供給及び学校給食の地産地消を推進する役割を担う人。 |
| | 親学プログラム | 参加型学習の手法を用いた親同士の学び合いにより、「親としての役割」や「子どもとのかかわり方」について気づきを促し、わが子だけでなく「他人の子・他の親・学校・地域等との関係性」も考えることができる学習プログラム。 |
| か | 海岸保全区域 | 津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護し、国土を保全する必要がある区域のこと。 |
| | 関係人口 | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。 |
| | かん養 | 森林の土壌が、降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能及び雨水が森林土壌を通過することで水質を浄化させる機能のこと。 |
| | キャリア教育 | 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。 |
| | グローバル化 | 情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義がいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象のこと。 |
| | 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。 |
| | 減災 | 災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。 |
| | 耕作放棄地 | 過去1年以上耕作が行われておらず、近いうちに耕作する予定のない放置された農地のこと。 |
| | 合計特殊出生率 | 一人の女性が生涯に産む子供数の推計。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計。 |
| | 国土強靱化 | 国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方にに基づき、強くてしなやかな国をつくる取り組み。 |
| | 子ども女性比 | 20歳から44歳までの女性の人口に対する0～4歳までの子どもの人口比のこと。 |
| | コミュニティバス | 交通空白地帯・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し運行する乗合バス。 |
| | コンソーシアム | 2つ以上の個人、企業、団体、政府から成る団体で、共同で何らかの目的に沿った活動を行ったり、共通の目標に向かって資源を蓄える目的で結成される団体のこと。 |
| | さ | 再生可能エネルギー |
| 自己効力感 | | 人がある課題に直面した際、自分にはそれが実行できる、という期待や達成する能力があるという認知のこと。 |
| 自主財源比率 | | 自治体が自らの権能に基づいて自主的に収入できる財源（自主財源）が財源全体に占める比率のこと。自主財源は、市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなる。 |
| 指定管理者 （指定管理者制度） | | 「公の施設」の管理について、民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度。 |
| シティプロモーション | | 地域のイメージ向上やブランドの確立をめざし、地方自治体が行う「宣伝・広報・営 |

| | | | |
|---|----------------|---|--|
| | | 業活動」(プロモーション) のこと。観光振興だけでなく、移住促進などを目的としたプロモーション活動も含まれる。 | |
| | 食育 | 生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。 | |
| | 食品ロス | まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。 | |
| | 自主防災組織 | 地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のこと。 | |
| | 自助・共助・公助 | 「自助」とは、住民ひとりひとりが豊かな生活を送るために努力すること、「共助」とは、近隣の人々、また市民が豊かな地域づくりに協力・協働すること、「公助」とは、法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなど。 | |
| | スプリアス問題 | スプリアスとは、無線設備から発射される電波のうち、本来必要とされる所定の周波数から外れた不要な電波のことで、電波法によりその強度の規格が定められている。法改正により、新たな規格が適用され、旧規格に基づく無線設備が使用できなくなる問題。 | |
| | 3 R (スリーアール) | 「1. リデュース (Reduce 減らす)」「2. リユース (Reuse 繰り返し使う)」「3. リサイクル (Recycle 再資源化する)」の3つの頭文字のR (アール) をとった総称で、1. 2. 3の優先順位で循環型社会実現を推進するキーワード。 | |
| | 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。 | |
| | 生物多様性 | 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。 | |
| | セーフティネット | 社会的安全網のこと。病気・事故や失業などで困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは体制を意味する。 | |
| た | 多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。 | |
| | 通行障害既存耐震不適格建築物 | 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築され、現行の耐震関係規定に適合しない全ての建築物で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの。 | |
| | 地域包括ケア | 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・介護予防・生活支援などの地域の包括的な支援・サービス提供を行うこと。 | |
| | 小さな拠点 | 小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とバスなどの交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組。 | |
| | 地産地消 | 地域で生産されたものを地域で消費することと、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組みのこと。 | |
| | チップボイラー | 林地残材や間伐材などの粉碎チップを燃料として利用したボイラー。 | |
| | 知徳体 | 「確かな学力(知)・豊かな心(徳)・健やかな体(体)」の趣旨を縮めた言葉。 | |
| | デマンドバス | 利用者の予約に応じてバスを運行するサービス。 | |
| | テレワーク | 情報通信技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。形態として、在宅勤務やモバイルワーク、施設利用型(サテライトオフィスなど)がある。 | |
| | 田園回帰・ローカル志向 | 都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする動きや考え方。 | |
| | な | 日本型直接支払制度 | 農業の持つ多面的機能(国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度のことで、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支援対策、中山間地域等直接支払対策の3制度を併せた総称のこと。 |

| | | |
|------------|-------------------|--|
| | 認定こども園 | 幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する施設のこと。 |
| | 認定農業者 | 農業経営改善計画の認定を受けた農業者。認定農業者になると、融資や補助など支援を重点的に受けることができる。 |
| は | バイオマス | 動植物などから生まれた生物資源の総称。 |
| | バーチャルコミュニケーション | インターネット上の仮想空間で、自分の分身を操り、他のメンバーと会話などで通じ合うこと。 |
| | バリアフリー | 多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障害を取り除いた事物および状態。 |
| | 避難行動要支援者登録制度 | 要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、災害時に支援を必要とする人たちを対象とした「避難行動要支援者名簿」への登録を行う制度のこと。 |
| | ビジネスプランコンテスト | 参加者のビジネスプランの優劣をコンテスト形式で競うもの。江津市では、地域資源の活用や地域の課題解決につながるビジネスを行う人材の誘致、掘り起こし、支援を行い、地域活性化を目指すための取り組みとして実施している。 |
| | 病診連携 | 病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、連携しながら診療を行うこと。普段の通院や病状が安定している場合はかかりつけ医（診療所）へ行き、高度な検査や治療が必要な場合には紹介により病院で検査、治療を行うといったことにより、効率的・効果的な医療を提供する仕組み。 |
| | 5G（ファイブジー） | 第5世代移動通信システムのこと。日本は令和2年（2020年）から商用サービスが開始予定。「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」の特徴をもち、社会に技術革新をもたらすといわれている。 |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合うシステムのこと。 |
| | ベイズ推定値 | 過去のデータと新たに得たデータをもとに不確実な事象を予測する手法。 |
| | ま | まちづくり会社（SPC） |
| マズローの欲求階層説 | | アメリカの心理学者アブラハム・マズローが提唱した、人間の欲求が生じるメカニズムを階層化した理論のこと。 |
| ら | リノベーション | 手を加えてよくすること。修復、再生のこと。リフォームと比べて大規模な建物の改修のこと。 |
| | リブランディング | 地域の特産品・観光地・地域イメージ等の既存の地域ブランドを、時代の変化や顧客に合わせて構築し直すこと |
| | レセプト | 医療費の請求明細のことで、保険医療機関・保険薬局が保険者に医療費を請求する際に使用するもの。 |
| | 6次産業化 | 1次産業（農林漁業）、2次産業（製造業）、3次産業（小売業・サービス業）が総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。 |
| わ | ワークショップ | 一方的に講義や研修を受けるのではなく、参加者が主体的・能動的に意見交換や体験を行うことで、課題解決や合意形成、学習などを行う場。 |
| | ワーク・ライフ・バランス | 国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいう。 |